

羽後町
第2期地域福祉計画
第5期地域福祉活動計画

令和6年3月

羽後町・羽後町社会福祉協議会

目次

第1章 地域福祉計画の役割と位置づけ	1
1. 計画策定の趣旨	3
2. 地域福祉計画・地域福祉活動計画が目指すもの	4
3. 計画の位置づけ	5
4. 計画の期間	5
5. 支え合いの地域づくりのために	6
第2章 計画の方向性	9
1. 計画の基本理念	11
2. 計画推進の視点	12
3. 施策の体系	14
4. 福祉圏域の考え方	15
第3章 施策の展開	17
基本施策1:地域福祉活動の推進	19
基本施策2. 健康づくり、生きがいづくりの推進	25
基本施策3. 高齢者の生活を支える支援の推進	31
基本施策4. 障がいのある人たちの生活の支援	35
基本施策5. 子育て支援の充実	37
基本施策6. 暮らしやすいまちづくりの推進	44
羽後町再犯防止推進計画	52
第4章 社会福祉協議会における事業展開	55
1. 地域のふれあい環境づくり	57
2. ボランティア活動の支援	59
3. 日常生活の支援	60
4. 高齢者・障がい者への支援	61
5. 交流、生きがいづくりの推進	63
6. 生活の再建、健全化に向けた支援	64
7. 安全・安心な環境の整備	65
8. 社会福祉協議会の体制整備	66
第5章 計画の推進体制	69
1. 計画の周知	71
2. 計画の推進体制	71
資料編	73
1. 地域福祉を取り巻く現状	75
2. アンケート調査のポイント	90
3. 関係団体調査のポイント	108

第1章 地域福祉計画の役割と位置づけ

1. 計画策定の趣旨

「地域福祉」は、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくことができるように、地域に関わるすべての人（町民、地域で活動する諸団体、福祉事業者、社会福祉協議会、羽後町）が主役となって行う地域づくりの取組です。

地域福祉計画とは、そのために町民、地域で活動する諸団体、福祉事業者、社会福祉協議会、羽後町など、地域に関わるすべての人が結びつき、それぞれに期待されている役割に取り組んでいくための指針について取りまとめたものです。町民のつながりを強め、支え合いによる福祉活動を推進するとともに、町民による福祉活動と行政機関等の活動を結びつけ、様々な生活課題の解決を目指す計画が地域福祉計画です。

近年、少子高齢化が進展する中、共働き世帯の増加、経済・雇用環境の変化などによる個人の価値観や生活様式の多様化などのために、人と人とのつながり・絆が弱まり、近隣住民との人間関係が希薄になるなど、互いの顔が見えにくい状況が広がっています。

また、ひとり暮らし高齢者の孤独死や高齢者による高齢者の介護（老老介護）、ヤングケアラー、幼児や高齢者への虐待、大人のひきこもり等これまでの福祉計画では対応しきれない新たな地域課題が大きな問題となっています。

このため、町民、行政機関、関係機関等が互いの役割を明確にし、ともに助け合い支え合う地域社会を基盤とした仕組みや取組が必要となってきています。

これまでも個人の尊厳を尊重する視点から、できる限り地域の中でその人らしい暮らしができるような基盤を整備していくという考えに基づき、高齢者福祉の分野では、地域密着型サービスの創設や地域包括ケア体制の整備、障がい者福祉の分野では、地域生活への移行や一般就労への移行の推進、児童福祉の分野では、子育て支援事業の実施、医療保険制度においては在宅医療の推進など、様々な課題に取り組む福祉政策が展開されています。

生活課題を抱えた人達を支える地域のつながりが希薄化している現在、これらの課題を解決する地域力の強化を図り、町全体が同じ目標を持って、互いに支え合いながら誰もが安心して暮らせる地域を実現するため、地域福祉を推進する取組の指針を示す「羽後町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定します。

なお、本計画は、「羽後町再犯防止推進計画」を包含するものとします。

2. 地域福祉計画・地域福祉活動計画が目指すもの

町での地域福祉を総合的に推進していくために、羽後町が策定する「地域福祉計画」と社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を一体のものとして計画を策定します。

地域福祉活動計画は、地域福祉の推進に関わるすべての人が、地域の福祉課題を共有し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを実現するための民間の計画です。

行政計画である「地域福祉計画」と連携・協働しつつ、地域福祉推進に関わる福祉・保健等の関係団体や事業者、ボランティアや各種NPO法人、そして地域住民一人ひとりが、それぞれの立場で今後の地域福祉の推進において、どのような活動に取り組んでいくかという視点から取りまとめています。

<社会福祉協議会の役割>

平成12年の「社会福祉法」の成立にともない、地域での生活を総合的に支援する“地域福祉の推進”が法的に位置づけられるとともに、各市町村には社会福祉事業の計画的な推進のための「市町村地域福祉計画」の策定が求められることとなりました。また同法において、社会福祉協議会については地域福祉を推進する中心的な団体として位置づけが明確になり、市町村と連携して地域福祉の推進にあたることがこれまで以上に期待されることとなりました。

<計画が目指すもの>

地域福祉計画・地域福祉活動計画では、地域福祉の総合計画として、人々が様々な地域生活課題を抱えながら、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともににつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現を目指していきます。

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

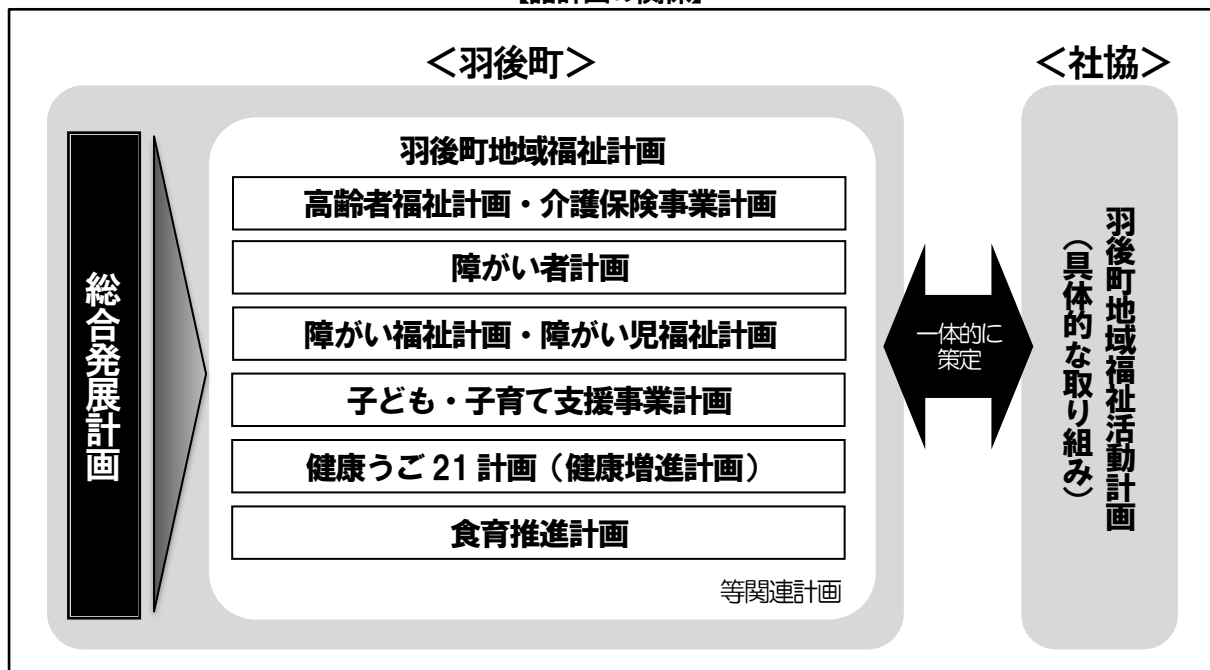
制度・分野ごとの「縦割り」を超えて福祉関連分野が連携することで、時代に即した福祉ニーズに対応し、地域福祉を取り巻く環境の変化に柔軟に対応した地域福祉を進めていくことが可能となります。

3. 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（市町村地域福祉計画）」として策定するものであり、本町の地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。

また、この計画は本町の「羽後町総合発展計画」を上位計画とし「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」や「子ども・子育て支援事業計画」、「障害者計画」等の関連計画と整合性を持たせながら、各計画の地域福祉の分野に関する関連施策を体系的に示し、その実現に向けての基本方針と施策展開の方向を明らかにするものです。

【諸計画の関係】



4. 計画の期間

本計画の期間は令和6年度から令和10年度までの5か年とします。

計画期間中においても、関連諸計画の改定、社会情勢の変化、制度の改正などが予想されるため、適宜、状況の変化に応じて計画の見直しを図るものとします。

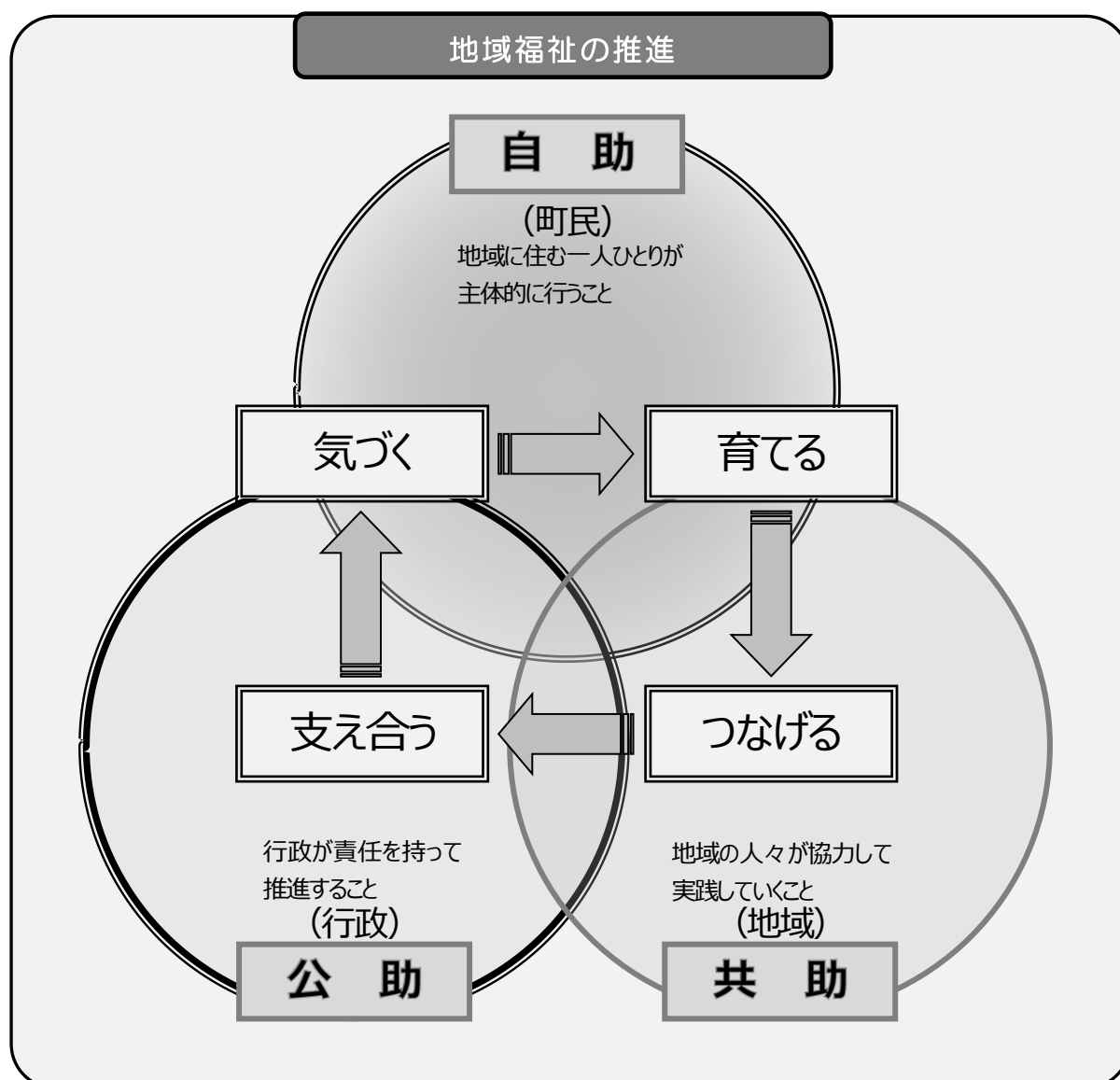
5. 支え合いの地域づくりのために

(1) 町民・地域・行政の役割

地域福祉は行政だけではなく、町民一人ひとり、地域で活動する諸団体や事業者が連携し、地域で互いに助け合い、支え合って推進していくものです。

相互に助け合うことができる体制を整備するためには、町民、地域、行政がそれぞれ地域の中で期待されている役割を果たし、相互の取組がつながるネットワークやともに助け合う気持ちを持った地域コミュニティの確立が不可欠です。

そこで、本計画の推進にあたっては、地域福祉の推進のために町民、地域、行政に期待される役割を明確にして、それぞれの取組がつながることで、地域全体の暮らしやすさの向上を目指します。



① 町民一人ひとりに期待される役割（自助）

地域福祉推進の主役は町民一人ひとりです。町民は福祉サービスの利用者であるとともに、地域福祉に関わる諸活動の担い手でもあります。

一人ひとりの町民には、地域の生活課題に対して関心を持ち、理解を深め、問題解決のために必要な知識などを深めていくとともに、地域社会を構成するメンバーとして、自分にできる地域活動に対して積極的に参加していくことが期待されます。

② 地域に期待される役割（共助）

地域で活動する諸団体（自治会、ボランティア団体、NPOなど）

一人ひとりの町民を支える地域の様々な活動団体（自治会、ボランティア団体、NPOなど）には、日常的に様々な町民と接する機会が多いことから、地域の細かな生活課題を発見し、行政など関係する機関へつなげていくことや、町民一人ひとりに対して、地域福祉に関わる諸活動への関心を喚起すること、また町民の活動のサポートを行うことなど、地域に密着し、個々の町民を孤立させず、地域の中でより多くの人々との接点が広がるように、相互交流の機会を拡大していくことが期待されます。

福祉事業者

福祉サービスの提供を通じて、町民の自立した生活をサポートするとともに、サービスなどに関わる情報提供や行政と連携した地域福祉活動への参加などが期待されます。

民生委員児童委員

民生委員児童委員は町民にとって身近な福祉に関する相談相手であるとともに、地域に密着した活動を通じて地域の生活課題や支援の必要な人の発見・支援を行うこと、必要に応じて、行政や社会福祉協議会と情報の共有を図り、連携した活動を行うことが期待されます。

③ 行政の役割（公助）

行政は、個人や地域では解決できない生活課題に対して公的支援を行うことや、各種福祉サービスの提供、地域ニーズに適したサービス提供基盤の整備など、直接的に町民一人ひとりや地域で活動する諸団体を支援する取組を行います。

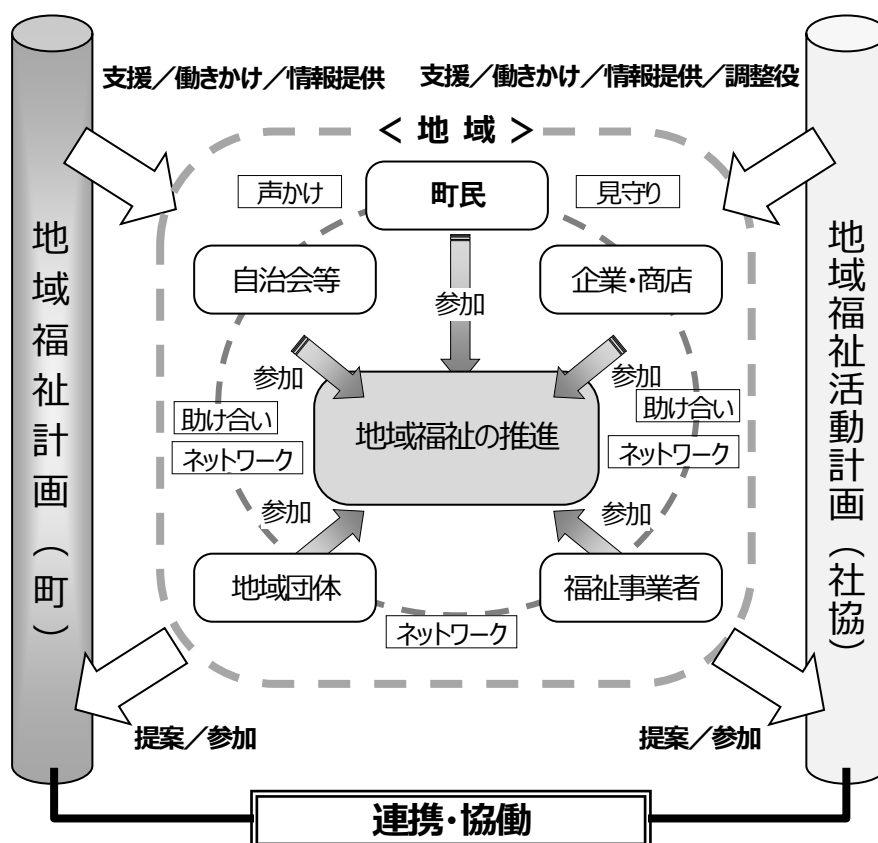
また、町民一人ひとりや地域の活動がより行いやすいものとなるように、地域福祉に対する地域住民全体の意識啓発・向上、個人や諸団体間のネットワーク化、ともに支え合う地域コミュニティづくりなど、より広範な地域福祉推進のための環境づくりに取り組んでいきます。

町民からの相談は地域の生活課題を解決するための重要な起点となることから、行政の横の連携を緊密にし、気軽に相談できる体制を構築し、何でも相談できる安心感と、問題の解決につながるという信頼感を提供できるように取り組んでいきます。

(2) 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会の取りまとめる民間計画である「地域福祉活動計画」は行政計画である「地域福祉計画」に掲げられた基本方向の実現に向けて町民一人ひとりや地域で活動する諸団体が具体的にどのような活動を行うことができるのかについて取りまとめるものとなります。

したがって、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は羽後町における地域福祉の推進における2つの大きな柱と位置づけられ、ともに連携・協働を図りながら計画の推進を図っていくものです。



第2章 計画の方向性

1. 計画の基本理念

「第6次羽後町総合発展計画」における福祉分野の基本目標は「みんなが主役の福祉のまちづくり」となっており、誰もが住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らしていくことができるように、地域に関わる全ての人が主役となって、一人ひとりが「我が事」として主体的に活動することが求められています。

地域福祉の基本計画としては、「基本計画1 安心して子育てができるまちづくり」「基本計画2 健康で生き生きと暮らせるまちづくり」「基本計画3 誰もが安心して過ごせるまちづくり」を掲げています。

本計画では、総合発展計画を踏まえ、町民が相互に助け合い、共に生きる地域社会を構築していくため、町民一人ひとりが地域の主役となって活躍し、互いに支え合いながら地域づくりを推進するための行動指針として、基本理念を以下のように設定します。

基本理念

一人ひとりが地域の主役となって、
支え合いながら共に生きていくまち 羽後

また、基本理念にあるまちづくりを実現するための施策体系として、以下の6の基本施策を設定します。

基本施策

- 基本施策1 地域福祉活動の推進
- 基本施策2 健康づくり、生きがいづくりの推進
- 基本施策3 高齢者の生活を支える支援の推進
- 基本施策4 障がいのある人たちの生活の支援
- 基本施策5 子育て支援の充実
- 基本施策6 暮らしやすいまちづくりの推進

2. 計画推進の視点

地域福祉を取り巻く環境をみると、個人の価値観や生活様式の多様化により、虐待、DV、ひきこもりなど、生活不安やストレスの増大が引き起こす、多様な生活課題に直面した人々を支える地域のつながりが希薄化してきています。地域福祉では、誰もが住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らしていくことができるように、地域に関わる全ての人々が主役となって、一人ひとりが「我が事」として主体的に活動することが求められています。

そのために、町民一人ひとりの地域福祉に対する関心を高め、地域の人々との交流や各種の事業などを通じ、必要な知識などを身につけ、地域のつながりを強化していく中で各自が自分の能力を発揮して互いに支え合う地域づくりの必要性が高くなっています。

行政に対しては、個人や地域だけでは解決できない課題に対する支援や、地域福祉のための諸活動が行いやすい環境の整備などの取組の強化が求められています。

特に、希薄化している人のつながりの強化などが地域福祉推進のための諸活動において重要であり、啓発活動や交流事業の充実などによる環境づくりが必要となっています。

そこで、互いに支え合う地域づくりが効果的に推進されるように、以下の4つの視点に留意して個々の取組を進めていきます。

視点1： 我が事

○一人ひとりが主役となって「我が事」として行動する

地域福祉の推進にあたっては、町民一人ひとりが地域に目を向け、地域の問題を「他人ごと」ではなく自分自身が主役となって「我が事」としてとらえることが重要です。それぞれができることを行うことで、人々との交流が生まれ、信頼・絆の醸成につながり、互いに支え合うことができる環境を整えることが可能となります。

視点2： 育てる

○地域の問題の解決に向けて行動できる人を育てる

地域の問題に気づき、「我が事」としてとらえ行動する町民を増やしてい

くためには、地域福祉の重要性を理解していただき、正しい知識や理解のための情報提供・啓発活動のさらなる充実が求められます。また地域で活躍するために必要な知識や技術を身につけるための各種の福祉教育の推進、地域福祉を支える人材の育成や確保を図ることも必要となります。

視点3： つなげる

○個々の取組をつなげ、地域全体で展開する

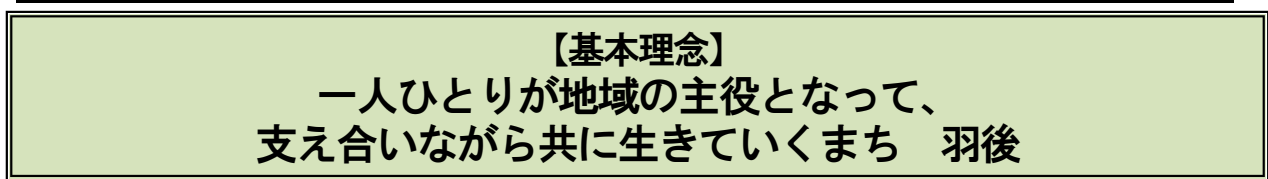
個人での活動や地域での様々な活動をつなげ、地域全体で支え合うためのネットワークを構築していくことが、地域福祉を推進していくための体制整備には欠かせません。そのため、自助、共助のもとに地域福祉が推進される仕組みを整えることを目指していきます。

視点4： 支え合う

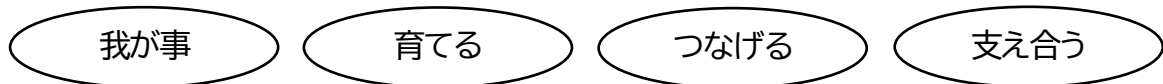
○地域で支え合いながら、健やかにいきいきと暮らせるまちづくりを推進

地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、互いに支え合いながら、町民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことです。この支え合うことの重要性を訴求し、人々が世代や分野を超えて『丸ごと』つながっていけるような、まちづくりを目指していきます。

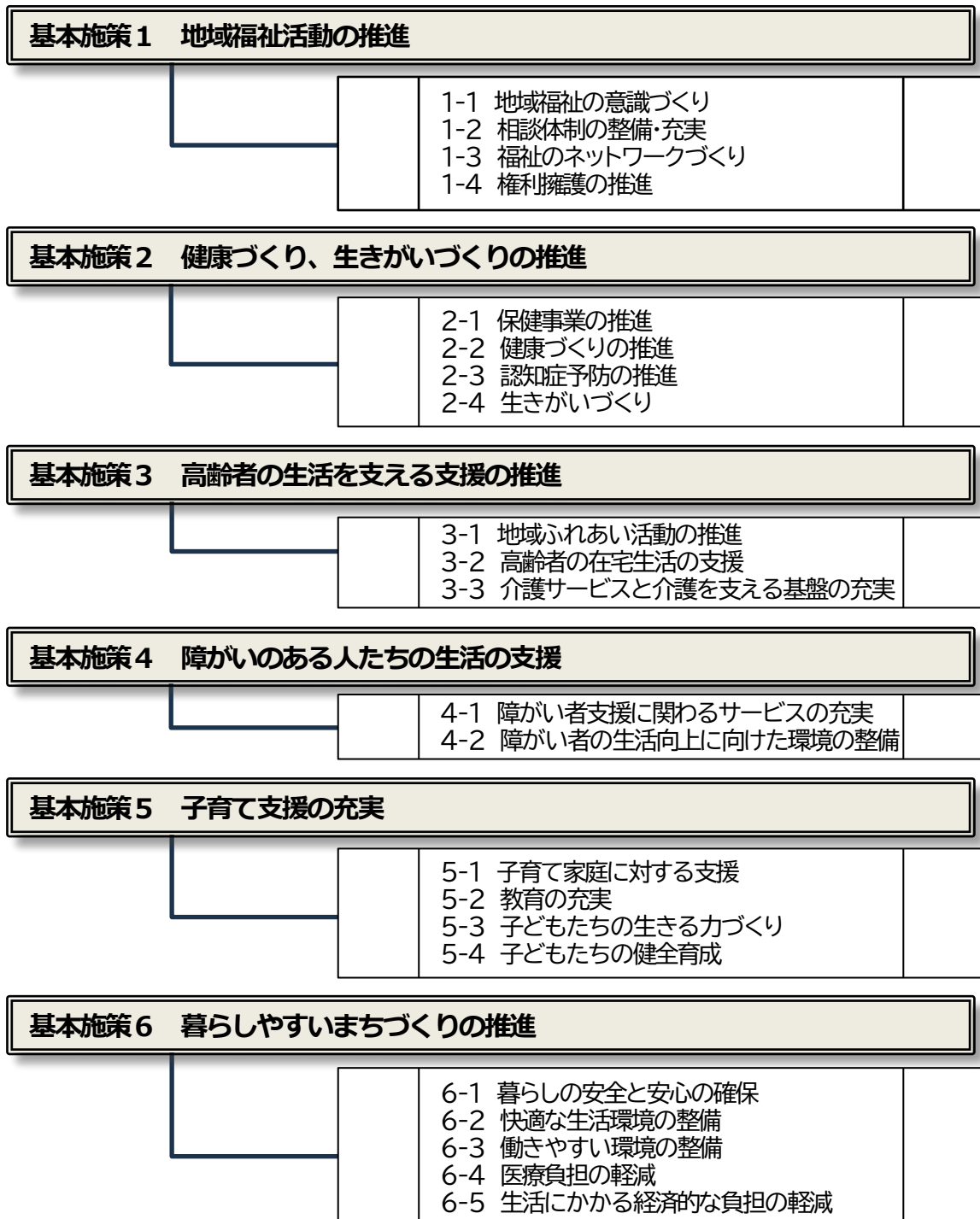
3. 施策の体系



<計画推進の視点>



<基本施策>

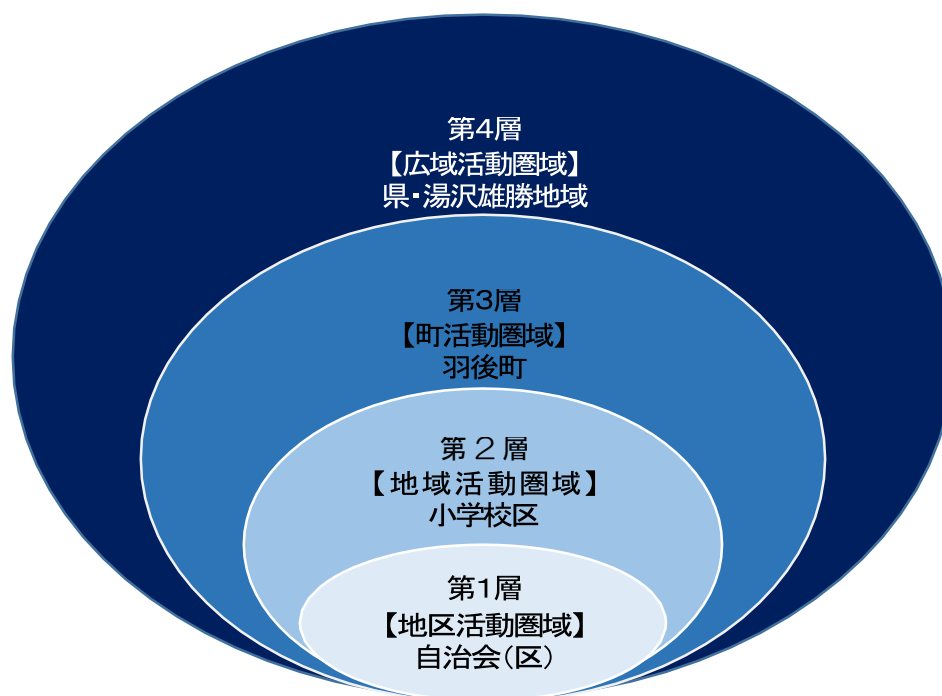


4. 福祉圏域の考え方

地域福祉の施策や取組を展開する「地域」の範囲を示す「福祉圏域」は、取組や内容により様々な形態が考えられます。

計画における「地域」の範囲は、基本的には本町全域を対象としますが、住民生活に最も身近な範囲といえる「近隣」や「自治会（区）」、またこれらが集まった「小学校区」等、実施する活動内容により「地域」の捉え方が異なってきます。地域福祉を住民の主体的な参加で進めていくには、活動が展開される「福祉圏域」を地域の実情に合わせ、明確にしておく必要があります。

本町においても、それぞれの役割に応じて、以下のような4層構造の福祉圏域を設定します。



1層 地区活動圏域（自治会（区））

- 行政情報の周知、防災・防犯活動、見守りネットワーク、サロン活動、身近な相談、日常的な見守り、声かけの活動等

2層 地域活動圏域（小学校区）

- 地域福祉活動に関する情報交換、活動拠点の整備・サロン活動等

3層 町活動圏域（町）

- 町全域を対象とした複合的な相談対応、総合的な支援

4層 広域活動圏域（県、湯沢雄勝地域）

- 県や広域での連携、総合的な支援や相談等

第3章 施策の展開

基本施策１：地域福祉活動の推進

地域福祉を推進するためには、まずは住んでいる地域を知り、地域の理解を深め、地域内の問題に気づくことが重要です。このために、一人ひとりが積極的に地域活動に参加し、地域福祉の主役となることが求められます。

地域福祉の啓発と情報提供を拡充し、地域活動への参加を促すためのきっかけ作り、福祉教育の実施、そして活動を担う人材の育成に努めます。さらなる地域福祉の推進を図るため、自ら考え、行動できる人々を育て、個人や団体が協力し合うネットワークを構築し、各取組がより効果的になるように支援体制を強化していきます。

1. 地域福祉の意識づくり

■広報うごの発行	
事業概要	毎月１日に町の広報誌を全世帯に配布しています。また、ホームページでも公開しています。
担当課/関係課	総務課

■羽後町ホームページ配信	
事業概要	インターネット上にウェブサイトを開設し、町の情報を全国に配信しています。 町の情報を全国に発信するツールとして、今後もウェブサイトを活用し情報発信していきます。
担当課/関係課	総務課

■観光情報メールマガジンの配信	
事業概要	観光客数の増加を目的として、メールマガジンサービスの登録者に対して、町が主催・協賛するイベントに関する情報を配信しています。今後も「X」やFacebookでイベント情報を発信していきます。
担当課/関係課	みらい産業交流課

■保健福祉にかかわる人材育成	
事業概要	保健福祉研修等の機会を増やし、町職員（専門相談員等）の資質の向上を図ります。
担当課/関係課	健康福祉課

2. 相談体制の整備・充実

■弁護士による無料法律相談会（相談体制の整備）	
事業概要	家庭や金銭問題等の法律的助言等を求める町民に対して、弁護士による無料法律相談会を2か月に1回開催しています。
担当課/関係課	町民生活課

■町民相談室の運営（相談体制の整備）	
事業概要	町民の苦情、要望及び相談事項を処理するために町民相談室を設置し、相談内容により各課所との連絡調整を行っています。 寄せられた苦情、要望及び相談等に対し、各課所との連絡調整をより綿密に行い、解決に向け取り組んでいます。
担当課/関係課	町民生活課

■児童相談	
事業概要	学校や保護者、地域の方からの情報提供や相談に個別に対応します。 短期間で解決することが難しいケースもあるため、継続した対応が必要になっており、定期的に働き掛け、相談の場を設けることで、状況の確認をしながら、対応を継続していきます。
担当課/関係課	健康福祉課/教育委員会

3. 福祉のネットワークづくり

■地域運営組織の形成支援	
事業概要	住みなれた地域での暮らしが継続できるよう、地域の課題（雪おろし、買い物支援、交通対策など）を地域住民が主体となって解決する地域運営組織の形成に向けた啓発等を実施しています。 集落支援員を配置するなど、地域課題の把握や解決に向けた取組を継続していきます。
担当課/関係課	みらい産業交流課

■地域コミュニティ助成事業	
事業概要	住民同士によるコミュニティ活動のうち、地域の課題克服や魅力向上に資すると判断されるものに対して助成金を交付し、地域の活力向上へつながる種々の取組を後押ししています。
担当課/関係課	みらい産業交流課

■羽後町工業クラブ、羽後町商工会への情報発信	
事業概要	行政及び関係機関の労働に関する各種支援等について、町内労働関係団体へ情報発信を行っています。
担当課/関係課	みらい産業交流課

■地域コミュニケーションづくりと環境美化の推進（羽後町花壇コンクール事業）	
事業概要	花壇づくりを通じた地域コミュニケーションや草花を慈しみ育てる心の醸成、環境美化の推進（審査により優秀な団体を表彰）を図っています。 地域の環境美化や花壇づくりをしながらのコミュニケーションの場となっているため、今後も引き続き事業を継続していきます。
担当課/関係課	町民生活課

4. 権利擁護の推進

■母子寮入所関係	
事業概要	DV 等で保護した方の施設入所、入所後の自立支援に係る計画作成、費用の支払いを行っています。
担当課/関係課	健康福祉課/町民生活課

■DV 関係	
事業概要	相談支援、施設入所等への対応を行っています。 DV 等で困っている方の相談に、関係機関と連携して対応しています。
担当課/関係課	健康福祉課/町民生活課

■成年後見制度利用促進基本計画の推進	
事業概要	認知症高齢者をはじめとした判断能力の十分でない成年者の権利を守るため、成年後見制度利用促進基本計画策定し、支援を行っています。 「羽後町成年後見制度の利用を促進するための条例」に基づき成年後見制度利用の促進に関する基本計画を定めました。
担当課/関係課	健康福祉課

成年後見制度利用促進基本計画

○成年後見制度とは

成年後見制度とは、判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）を保護し、支援するための制度です。

認知症高齢者や知的障がい者あるいは精神障がい者などの判断能力の不十分な方々は、財産の管理や身上監護についての契約や相続などの法律行為を行うことが困難です。このため、判断能力の不十分な方に代わって契約を締結したり、誤った判断により締結した契約を取り消す権限を成年後見人に付与することができることになっています。

成年後見制度は、民法で規定されていた「禁治産者・準禁治産者宣告の制度」を見直し、平成12年（2000年）4月1日から施行されました。社会福祉の構造改革においても、「措置制度」から「契約制度」へと変わり、利用者自らがサービスや事業者を選択し、契約する制度へと転換が図られました。

法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており（以下「後見等」という。）、判断能力に応じて選ぶことが出来ます。家庭裁判所が、成年後見人、保佐人、補助人を選任し、本人の代理として法律行為を行ったりすること等により、本人を保護、支援します。

○制度の利用促進の方向性

町では、成年後見制度の利用の促進に関する法律及び成年後見制度利用促進基本計画に基づいて、利用者がメリットを実感できるように成年後見制度を総合的かつ計画的に推進します。

また、今後、国から新たな施策や方針が示された場合でも柔軟に対応し、認知症等の高齢者をはじめ、権利行使に不安のある成年者の権利を擁護し、必要なサービスが行き届くよう、社会福祉協議会や関係機関との連絡調整を図りながら、制度の周知と利用促進を図ります。

○制度の利用促進に向けた取組

■成年後見制度の普及・啓発	
事業概要	ひとり暮らし高齢者、認知症等の高齢者の増加にともない、今後この制度の利用については増加が見込まれるため、相談や制度についての普及・啓発を進めます。 権利擁護講演会を通じて普及啓発に努め、民生委員協議会等の各種会議に出向いて制度に関する普及・啓発を行っています。
担当課/関係課	健康福祉課

■成年後見制度利用のニーズの把握	
事業概要	成年後見のニーズがどれくらいあるのか把握の方法を検討し、状況の把握に努めます。
担当課/関係課	健康福祉課

■相談体制の整備	
事業概要	成年後見制度相談窓口を開設し、住民の相談に対応しています。
担当課/関係課	健康福祉課

■市民後見人の育成	
事業概要	住民の中から成年後見人候補者等を育成し、成年後見制度の円滑な運営を図るよう努めます。また、研修を修了した後も、成年後見の実務を習得し、スキルの向上ができるような機会を設けるよう検討します。
担当課/関係課	健康福祉課

■審議会、中核機関の設置検討	
事業概要	成年後見制度の利用の促進に関し、基本的な事項を調査審議するための審議会や、全体のコーディネートを行う中核機関として成年後見支援センターを設置しています。
担当課/関係課	健康福祉課

■地域連携ネットワークの構築	
事業概要	住民の権利擁護の支援のための地域連携ネットワークの構築に努めます。このネットワークにおけるチーム及び専門職団体による支援体制などの整備にあたっては、各地域における地域ケア会議、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく協議会、あるいは地域福祉計画に基づき地域活動を行う各種機関・協議会等、地域福祉や地域包括ケアシステム等、既存の資源・仕組みを活用し、連携を図りつつ進めます。
担当課/関係課	健康福祉課

■成年後見制度利用支援事業	
事業概要	重度の認知症等により判断能力が十分でなく、成年後見人となる親族がいらないことで、日常生活の意思決定の不安や、介護保険サービス等の利用に支障がある高齢者や知的障がい、精神障がいのある方を対象に、成年後見等開始審判申立てを町長が行い、その申立てに要する費用及び成年後見人等への報酬費用の助成を町長が必要と認める者に対して行います。
担当課/関係課	健康福祉課

■日常生活自立支援事業の利用促進	
事業概要	判断能力が十分でない、高齢者や知的障がい・精神障がいのある方などに対し、社会福祉協議会が実施する福祉サービスの利用援助や日常生活上の手続援助、日常的金銭管理、書類等の預かり等の支援を行うサービスについて、制度を周知するとともに、利用が必要と思われる方をサービス利用へとつなげていきます。 この制度の普及・啓発に努め、対象者が社会福祉協議会に相談に行く際には包括職員が同行し、サービス利用につなげられるよう支援しています。
担当課/関係課	健康福祉課

基本施策2. 健康づくり、生きがいづくりの推進

地域福祉の主役となるのは、地域住民の方々です。そのため、地域で活躍できる健康づくりが重要になります。高齢期には加齢にともない身体能力が低下していくため、若い頃から自身の健康を気づかい、無理せず健康づくりに取り組む生活習慣を確立することが大切となります。

また趣味や生きがいなどを持ち、充実した生活を送ることは心身に張りをもたらし、健康を維持することにもつながると思われます。

一人ひとりが健康を保ち、地域の中でいきいきと活躍することにより、地域の中の様々な活動の活性化が図られ、地域全体で支え合うまちづくりが実現されます。そのため、各種保健サービスの充実を図り、健康づくりの支援を行うとともに、一人ひとりが良好な生活習慣を確立できるように、望ましい生活習慣、食生活、適切な運動習慣などの啓発や指導に取り組んでいきます。

1. 保健事業の推進

■成人保健対策	
事業概要	羽後町における死因の6割以上はがん、脳卒中、心臓病などの、いわゆる生活習慣病で占められています。ことに脳血管疾患や心疾患の循環器疾患の死亡率が高く、特に若年者の脳出血の死亡率が他市町村に比較して多いことがあげられます。また、各健(検)診の受診率が県内でも低い位置にいることも大きな課題となっています。そこで、今年度も健康づくりポイント事業(はっぴーポイント)を継続し、今まで健(検)診を受けていない人にも関心を持ってもらい、健康の大切さや健康に対する認識を高められるよう支援します。 また、増え続けている糖尿病についても糖尿病重症化予防プログラムを推進し、町立羽後病院や各医療機関との連携を強め、きめ細かに実施していきます。 町民が、生涯にわたって心身ともに健やかで生きがいをもって暮らすことができる健康長寿社会を目指します。 1) 健康診査・検診 2) 健康教育 3) 健康相談 4) がん対策 5) 特定健康診査・特定保健指導 6) 健康寿命延伸事業 7) 糖尿病重症化予防 8) 介護予防事業 9) 家庭訪問 10) 栄養指導
担当課/関係課	健康福祉課

■母子保健対策	
事業概要	少子化の進行など母子を取り巻く環境の変化にともなう種々の課題に対応していくため各種事業を進めていきます。 妊娠期から子育て期にわたるまでの様々な問題や悩みに対応し、すべての子どもが健やかに育ち、子どもを育てる保護者が安心して子育てができるように支援していきます。
担当課/関係課	健康福祉課

■感染症対策	
事業概要	感染症は人・物の移動、開閉等による環境変化、社会活動様式の変容などにより、大きく様変わりしています。これまで知られなかった感染症（新興感染症）や近く克服されるかにみえていた感染症が再び脅威を与えて（再興感染症）いるという状況が出現しています。このような現状について、正しい知識を情報提供することが重要となってきました。感染症の予防推進のため健康教育、健康相談、予防接種事業を実施するなど対策を講じていきます。 1) 予防接種（予防接種法における定期の予防接種）推進 2) 健康教育 3) 健康相談 4) 結核予防（複十字シール運動）とハンセン病対策（慰問等） 5) 肝炎ウィルス検診
担当課/関係課	健康福祉課

■歯科保健対策	
事業概要	歯科保健に対しての関心は高いと思われますが、成人や妊婦歯科健診、平成26年度から始まった幼児期のフッ素塗布事業、2歳児歯科健診の医療機関方式の健診の受診率は横ばいとなっています。 むし歯や歯周病などで、口の健康を損ねることは、糖尿病や心疾患など全身に影響を及ぼすことが分かってきています。 口腔の健康の大切さを再認識してもらい、8020運動など、生涯を通じての歯科保健対策を推進していきます。 1) 歯科健康診査 ・成人節目健康診査・後期高齢者歯科健康診査 ・幼児歯科健康診査・妊婦歯科健康診査 2) フッ化物洗口事業（こども園・小学校・中学校）※巡回指導・歯科保健指導 3) フッ化物塗布事業（1歳6か月児・2歳児・3歳児） 4) 健康教育（口腔衛生指導等） 5) 健康相談 6) 親子のよい歯のコンクール事業 7) 8020運動の推進（「8020認定」推薦等） 8) 20歳からの歯科保健事業
担当課/関係課	健康福祉課

■精神保健対策	
事業概要	ストレス対策を含めた心の健康づくり対策を推進していきます。 社会問題化している不登校、家庭内暴力など児童・思春期の問題やひきこもり等の心の問題に対応していくために地域での支援体制を強化していきます。 特に今年度は自殺対策に係る状況を把握し、町の課題や対策など、基本的方針や目標を定めることを目的とした「自殺対策計画」の見直しを行います。 1) 地域自殺対策緊急強化事業 ①傾聴ボランティア「羽後こころの和の会」連携事業 ②自殺予防キャンペーン（自殺予防週間・自殺対策月間・いのちの日） ③相談体制の充実（心の健康電話相談・心の健康相談会） ④情報提供・普及啓発（チラシ等の配布・町広報やホームページ・SNSでの周知・各種研修会の実施） ⑤心の健康な町づくり対策連絡協議会 ⑥高齢者の心の健康づくり ⑦自殺対策計画策定 ⑧ゲートキーパー・傾聴ボランティア養成研修 ⑨SOSの出し方に関する教育 2) 家庭訪問 3) 健康教育・相談
担当課/関係課	健康福祉課

■健康危機管理対策	
事業概要	考えられる災害などの危機意識の保持、防災知識の啓発に努めます。 ※高病原性鳥インフルエンザ等を含む
担当課/関係課	健康福祉課

2. 健康づくりの推進

■ニュースポーツ教室	
事業概要	ニュースポーツを通して心身のリフレッシュや体力向上を図ります。 65歳以上の高齢者を対象に、毎月2回、組ごと（地区別）に分かれ、様々なニュースポーツを通じ交流を図っています。年に一度、全地区対象の合同授業（グラウンドゴルフ大会）も開催しています。 令和4年度は62名のメンバーが登録し、各組で24回ずつ開催しました（延べ参加者数は1,026名）。
担当課/関係課	健康福祉課

■若竹元気くらぶ	
事業概要	認知症予防活動として、東京都老人総合研究所で開発された認知症の発症遅延を目的としたウォーキングプログラム、旅行プログラム、料理プログラムを地域包括センターのスタッフとともに、年間を通して体験し、定期的なファイブ・コグ検査を受けています。 毎月第二・第四水曜日に活動し、それぞれのプログラムの実行、年に二回のファイブ・コグ検査を行っています。
担当課/関係課	健康福祉課

■ウェブリハ	
事業概要	羽後町にある3か所のサロンの参加者に対し、羽後病院の理学療法士と協力して通信機器を利用し、現地で運動指導を実施しています。令和4年度は8月から翌年の3月まで14回実施、毎回20名以上の参加がありました。身体機能の低下や要介護状態の予防に繋がるように運動の実施方法を指導・提供しています。
担当課/関係課	健康福祉課

■うご脳若返り教室	
事業概要	公文式の教材を活用した認知症予防に特化した教室を6月から10月にかけて週1回行っています。 初回と、最終回に前頭葉機能検査、物忘れチェックを行い、教室開催前と開催後の状態について確認を行っています。多くの方が最終回時に現状維持か向上がみられます。
担当課/関係課	健康福祉課

■高瀬体操教室	
事業概要	羽後病院の理学療法士による運動指導教室です。高瀬ケアセンターを会場に行っています。 山間部の要介護認定を受けている方を対象に、羽後病院の理学療法士による運動指導を実施し、身体機能の低下と要介護状態の予防のための運動を実施しています。
担当課/関係課	健康福祉課

3. 認知症予防の推進

■認知症カフェ	
事業概要	認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合うことを目的に町内3か所で認知症カフェを運営しています。 認知症サポーター協会は毎月第二・第四火曜日に、若竹元気くらぶは毎月第二・第四水曜日に、羽後自動車学校は閑散期を中心に定期的に開催しています。
担当課/関係課	健康福祉課

■うごまちハッピー運転教室&D カフェ	
事業概要	認知症カフェと高齢者運転教室を同時に実施しています。またコグニサイズも実施しています。（参加費 1,000 円） 羽後自動車学校の閑散期を中心に、年3回を基本とし実施しました。交通安全協会の協力を得て参加者の自己負担額を抑え参加しやすくしています。
担当課/関係課	健康福祉課

■認知症サポーター養成講座	
事業概要	各事業所にあったDVDを使用した認知症サポーター養成講座を開催しています。 年に複数回認知症サポーター養成講座を実施し、認知症に対する啓発の機会を確保しています。
担当課/関係課	健康福祉課

4. 生きがいづくり

■各種の生涯学習事業・講座の推進	
事業概要	新しい時代に即応する多様化する学習需要への対応と、生涯学習活動の推進を図っています。 働く世代を対象としたヨガ教室、英会話教室、高齢者を対象としたカルチャースクール（ニュースポーツ）、はんどめいど教室、料理教室などの講座、歴史教室、自然に親しむ会等のバスを利用した移動研修を実施しました。
担当課/関係課	中央公民館

■地区公民館活動の充実	
事業概要	地域においてもっとも身近な施設である公民館を拠点に健康増進、交流活動の充実を図っています。 そば打ち体験、手芸教室などの教養講座や、各種スポーツ大会（グラウンドゴルフ大会等）を実施しました。
担当課/関係課	中央公民館

■地域と連携した活動の推進	
事業概要	地域や学校と連携し、安全・安心で明るく住みよい地域の実現を目指しています。これまで以上に活動を広げていくため、取組を周知し、コーディネーター向けの研修会を開催し参加を促していきます。
担当課/関係課	教育委員会

基本施策3. 高齢者の生活を支える支援の推進

高齢者が地域の中で安全かつ安心して生活できるようにするためには、保健、医療、福祉の分野が協力して、必要なサービスを提供する環境を整えることが非常に重要です。地域住民が互いに支援し合い、高齢者を含むすべての人々が活力を持って生活できるような環境づくりが求められています。

さらに、高齢者一人ひとりの状況や能力に合わせて、自立した日常生活を送れるよう支援することも重要です。介護予防から在宅介護サービスまで、高齢者のニーズに合わせた継続的な支援体制を整えることが求められます。

今後も地域包括ケアシステムの深化を支える、総合的な高齢者福祉施策の推進を図っていきます。

1. 地域ふれあい活動の推進

■訪問や見守りを充実（事業名：移動販売事業）	
事業概要	安心・安全な街づくりパトロール隊が巡回するひとり暮らし高齢者への町内移動販売事業者による生鮮食料品等の御用聞き及び見守りを行っています。 【移動販売車車検諸費用の50%（上限5万円）を補助】
担当課/関係課	町民生活課/社会福祉協議会

■笑顔のつどい	
事業概要	地域公民館等でおおむね70歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に、軽い運動や講演会等を開催し、閉じこもり予防や社会的孤立感の解消等を図っています。
担当課/関係課	健康福祉課

■うごまちSOSよりそいネットワーク事業	
事業概要	認知症高齢者の方を地域で見守る体制作りを目的として、徘徊役が歩いているところに地域の方が声掛けを行い通報する訓練を行っています。
担当課/関係課	健康福祉課

■老人クラブ団体の運営支援	
事業概要	羽後町老人クラブ連合会等の事務局を担当し、適正かつ円滑な運営・発展を支援しています。
担当課/関係課	健康福祉課

■老人クラブ助成事業	
事業概要	各単位クラブの運営支援を目的とする助成金を支給しています。
担当課/関係課	健康福祉課

■ふれあい安心電話システム推進事業	
事業概要	ひとり暮らし高齢者等に対し、緊急通報装置を設置し、緊急時の対応の迅速化、平時の相談手段の確保を行っています。
担当課/関係課	健康福祉課/社会福祉協議会

■長寿祝い金	
事業概要	88歳、100歳を迎えた方に祝い金を贈呈しています。 100歳を迎えた方にお祝い金として、町長より手渡しにて10万円を贈呈しています。 88歳を迎えた方には、希望された金融機関口座に2万円を振込んでいます。
担当課/関係課	健康福祉課

■敬老会	
事業概要	75歳以上を対象に町内7地区で敬老会を開催しています。 令和2～4年度は、新型コロナウイルス感染症感染予防対策として、参会での開催を中止し、記念品（商品券）を対象者に配布しました。 令和5年度は、2～3地区合同での式典を3日間開催しました。
担当課/関係課	健康福祉課

■金婚式	
事業概要	金婚を迎えた夫婦を対象に祝い品を贈呈し、式典及び祝賀会を開催しています。
担当課/関係課	健康福祉課

2. 高齢者の在宅生活の支援

■温泉サロン	
事業概要	家に閉じこもりがちな65歳以上の世帯等に対して、温泉入浴と食事、運動等の機会を設け、健康的な生活の維持を図っています。
担当課/関係課	健康福祉課

■高齢者配食サービス	
事業概要	加齢や心身の障がいにより調理が困難となっている高齢者世帯を対象として、最大週3回夕食を提供する事業です。（山間地区は週2回、パトロール隊が届けます。）容器を回収しながら見守りも兼ねて行っています。 食事の調理が困難な、概ね65歳以上の一人暮らしや高齢者のみの世帯等に、栄養バランスの取れた食事を提供しています。
担当課/関係課	健康福祉課

■高齢者世帯等間口除雪	
事業概要	高齢者等自力で除雪が困難な世帯に対し、除雪車が置いていった雪塊を除去するサービスを行っています。 社会福祉協議会委託事業で、令和5年度より事業名を高齢者世帯等間口除雪としました。 利用を希望された対象者世帯は、年額利用料5,000円を負担していただきます。除雪車が稼働した日の午前中に間口部分（1.8m程度）の雪塊を除雪します。
担当課/関係課	健康福祉課/社会福祉協議会

■羽後町雪下ろし助成事業	
事業概要	自力で屋根の雪下ろしが困難な高齢者等で構成される低所得世帯に対し、雪下ろしにかかった費用の一部を助成しています。 令和4年度までは、助成額が6,000円でしたが、令和5年度より10,000円に増額しています。 要件に該当する世帯の雪下ろしにかかった一回当たりの費用の半額（上限10,000円、100円未満切り捨て）を年3回まで助成します。
担当課/関係課	健康福祉課

3. 介護サービスと介護を支える基盤の充実

■在宅介護慰労金	
事業概要	在宅で重度（要介護3～5）の要介護者を常時介護している家族に慰労金を支給しています。 支給額は、要介護度、介護サービスの利用状況に応じて決定しています。また、新規の対象者については、要介護認定決定時、要介護3～5で町民税非課税世帯（または均等割のみ課税世帯）の方へ、制度周知の案内を送付しています。
担当課/関係課	健康福祉課

■家族介護者教室	
事業概要	要介護高齢者を介護する家族へ介護知識、介護の技術習得等を図るために開催しています。 主たる介護者である家族が、介護知識、介護の技術を習得できる機会を、毎年テーマを変えて開催しています。
担当課/関係課	健康福祉課

■まめまめくらぶ	
事業概要	介護予防事業の一つとして血圧測定、健康相談、体操、物忘れチェックなどを行っています。 羽後町を平坦部、山間部の2か所に分け、参加者を公報で募集し実施しています。内容は運動、口腔、栄養の3分野で特別養護老人ホームの理学療法士や平鹿振興局の歯科衛生士、町の保健師と栄養士が協力し、平坦部、山間部それぞれ年に6回ずつ実施しました。フレイル予防のための運動、食事の摂り方、口腔の運動を指導・提供しています。
担当課/関係課	健康福祉課

■補装具、日常生活支援用具支給業務	
事業概要	補装具、日常生活支援用具の支給決定を行っています。
担当課/関係課	健康福祉課

■老人保護措置費	
事業概要	養護老人ホームへの入所措置、費用徴収を行っています。
担当課/関係課	健康福祉課

基本施策4. 障がいのある人たちの生活の支援

障がいのある人が住み慣れた地域で、自分らしく暮らしていきたい、というニーズは、年々高まりつつあり、支援の仕方も多様化しています。

障がいのある人の主体性・自主性を尊重し、地域の中で自立しながら安心して暮らすことができるよう、各種サービス等の情報提供や相談支援体制の充実を図るとともに、個々の能力や適正に応じて働き続けられるよう支援していきます。

1. 障がい者支援に関わるサービスの充実

■障害福祉	
事業概要	ヘルプマーク・ヘルプカード、障害者相談会、手話通訳、有料道路障害者割引、NHK受信料免除、障害者通所交通費等の障がいを持つ方が地域社会で生活するために必要な支援を行っています。
担当課/関係課	健康福祉課

■障害福祉サービス	
事業概要	障害福祉サービスを希望する児者からの相談に応じ、必要とするサービスの支給決定を行っています。また、圏域事業所との連携を密にすることでサービスを利用しやすい環境を整えています。
担当課/関係課	健康福祉課

■地域生活支援事業	
事業概要	日中一時支援等の支給決定を行っています。また、圏域事業所との連携を密にすることでサービスを利用しやすい環境を整えています。
担当課/関係課	健康福祉課

■自立支援医療業務	
事業概要	自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院）の申請を受け付け、各機関に進達または審査を行っています。
担当課/関係課	健康福祉課

■障害者手帳申請進達業務	
事業概要	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付申請を受け付け、各機関に進達しています。
担当課/関係課	健康福祉課

■特別障害者手当	
事業概要	申請の受付、所得額確認、南福祉事務所への進達を行っています。
担当課/関係課	健康福祉課

2. 障がい者の生活向上に向けた環境の整備

■障害者雇用の促進	
事業概要	「障害者が地域の一員として共に暮らし、共に働く」共生社会の実現のため、障がい者の雇用促進を図っています。 「障害者活躍推進計画」を策定し、計画の実施状況について町ホームページで公表しています。
担当課/関係課	総務課

■障害者差別解消法に係る対応	
事業概要	相談・事案対応等を行っています。
担当課/関係課	健康福祉課

■障害者虐待防止法に係る対応	
事業概要	相談・事案対応等を行っています。
担当課/関係課	健康福祉課

■身体障害者福祉協会	
事業概要	身体障害者手帳の交付を受けた者から成り、相互の福祉を増進し、自ら進んでその障がいの克服に努め、その能力の伸長を図り、生活の向上をせしめることを目的とした会です。総会、つどい等を行っています。
担当課/関係課	健康福祉課

基本施策5. 子育て支援の充実

子どもたちは、将来の地域福祉を担う大切な存在です。

しかし、核家族化や就労形態の多様化、家庭養育力の低下、仕事と子育ての両立の難しさ、子育てに係る経済的負担の増大などが要因となって少子化が進んでおり、子どもを産み、育てやすい環境を充実させ、地域全体で子どもと家庭を支え合うことが重要です。

そこで、安心して妊娠、出産、子育てを行えるような総合的な相談事業や適切な支援が受けられるための切れ目のない体制の強化を図るとともに、子育て家庭の経済的な負担の軽減と心身の健康の保持と生活の安定を図り、子どもが健やかに育ち、子育て家庭が安心して暮らすことができ、地域全体で子どもたちの成長を見守っていく地域社会の構築に努めます。

また、様々な事情により家族と暮らすことができない子どもたちが安心して健やかに生活することができるように、社会全体で子どもを育む社会的養護の一環として、里親制度の推進による受け皿の確保についても検討していきます。

1. 子育て家庭に対する支援

(1) 保育サービスの充実

■子ども・子育て支援事業計画	
事業概要	子ども・子育てに関連する取組について、計画の策定・見直し（ニーズ調査含む）を行っています。
担当課/関係課	健康福祉課/教育委員会

■多様な保育サービスの提供	
事業概要	延長保育・病後児・一時預かりによる子育て支援の充実を図っています。
担当課/関係課	健康福祉課

■保育施設の維持管理	
事業概要	こども園（4園）、病後児施設、子育て支援センターの6施設について、建物の修繕や設備整備等の維持管理を行っています。
担当課/関係課	健康福祉課

(2) 子育て家庭への経済的支援

■児童手当	
事業概要	0歳～中学校卒業までの子を持つ親を対象に手当を支給しています。 中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方を対象に、毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの手当を支給しています。 ・3歳未満 一律 15,000 円 ・3歳以上小学校修了前 10,000 円（第3子以降は 15,000 円） ・中学生 一律 10,000 円
担当課/関係課	健康福祉課

■児童扶養手当	
事業概要	親に障がいがある家庭やひとり親家庭を対象に手当を支給しています。 認定請求した日の属する月の翌月分から支給され、年6回、奇数月に支払い月の前月までの分を支給しています。 ・児童1人 全部支給 44,140 円、一部支給 44,130～10,410 円 ・児童2人 全部支給 10,420 円加算、一部支給 10,410～5,210 円加算 ・児童3人以上 全部支給 6,250 円加算、一部支給 6,240～3,130 円加算
担当課/関係課	健康福祉課

■未来の宝応援給付金	
事業概要	第3子以降の子を持つ親を対象として給付金を支給しています。 ・令和5年3月31日以前に出生または転入した児童 第3子：月額1万円 第4子：月額1万円、6歳の誕生月に一時金10万円 第5子以降：月額1万円、6歳の誕生月に一時金20万円 ・令和5年4月1日以降に出生または転入した児童 第3子：月額5千円 第4子：月額5千円、6歳の誕生月に一時金5万円 第5子以降：月額5千円、6歳の誕生月に一時金10万円
担当課/関係課	健康福祉課

■チャイルドシート購入補助金	
事業概要	1年以内に購入したチャイルドシートの半額（上限10,000円）を助成しています。
担当課/関係課	健康福祉課

■就学援助制度	
事業概要	経済的な理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して給食費、学用品費などの一部を助成しています。 羽後町就学援助費支給要綱に基づき、要保護及び準要保護児童生徒の保護者に10費目の援助を実施しています。 ＜過去3年分の就学援助認定者＞ 令和2年度 109 人、令和3年度 103 人、令和4年度 114 人
担当課/関係課	教育委員会

(3) 障がい児を持つ家庭に対する経済的支援

■特別児童扶養手当	
事業概要	障がいの子を持つ親を対象に手当を支給しています。 身体または精神に障がいのある20歳未満の児童を監護する父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している方を対象に支給しています。 ・1級 53,700 円 ・2級 35,760 円
担当課/関係課	健康福祉課

■特別支援教育就学奨励費補助金	
事業概要	特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、保護者の所得状況に応じ、就学に必要な経費を支給しています。 要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱並びに羽後町特別支援教育就学奨励費交付要綱に基づき、対象児童生徒の保護者に就学奨励費を支給しています。 ＜過去3年分の就学奨励費認定者＞ 令和2年度 17 人、令和3年度 20 人、令和4年度 25 人
担当課/関係課	教育委員会

(4) ひとり親家庭の自立支援

■ひとり親生活福祉資金等の貸付相談	
事業概要	就労に必要な技術習得のための資金、就学に必要な資金、住宅の改修に必要な資金、その他一時的に必要な資金等を貸し付けるひとり親生活福祉資金等の貸付相談を行っています。
担当課/関係課	健康福祉課

■ひとり親家庭等住宅整備資金の貸付相談	
事業概要	ひとり親家庭の福祉の増進を図るため、ひとり親家庭等住宅整備資金の貸付相談を行っています。 母子家庭、父子家庭並びに寡婦の住宅整備を必要とし、自力で整備を行うことが困難な方に対して融資します。 ・限度額 一戸当たり 150 万円 ・据置期間 1 年以内
担当課/関係課	健康福祉課

(5) その他サービス

■家庭教育講座	
事業概要	親子で、妊娠や出産の仕組みを学ぶことを通して、命の大切さを考え、命の尊さを学び、自尊感情を育むことを目指して開催しています。 今後は「いのちの大切さ出前講座」だけではなく道徳、学級・特別活動や体育等教科の時間を通し、命の尊さについて考えられる児童の育成を促していきます。
担当課/関係課	教育委員会

■妊娠中からの子育て支援事業	
事業概要	出産後の子どもの養育について、出産前より支援が必要な妊産婦を対象として支援を行っています。 「子育て応援センターにじいろ」で相談に応じ、必要時には電話や家庭訪問を実施しています。医療機関と連携し、要支援妊婦に対し必要な支援を行っています。
担当課/関係課	健康福祉課

■要保護児童対策	
事業概要	関係機関と連携して要保護児童の保護を適切に行っています。 今後も関係機関と情報共有を図り、迅速に対応できるように連携を密にしています。
担当課/関係課	健康福祉課

■社会福祉法人の指導監査	
事業概要	町内社会福祉法人の適正な運営を指導します。 社会福祉法人は3年1回、こども園等は毎年実施しています。
担当課/関係課	健康福祉課

2. 教育の充実

■学校生活支援員配置事業	
事業概要	町内小学校に在籍する特別な支援を要する児童に対し、学校生活のサポート、学習の支援を行うために学校生活支援員を配置しています。 ＜過去3年分の学校生活支援員配置数＞ 令和2年度 16 人、令和3年度 16 人、令和4年度 15 人 ※令和4年度から小学校にのみ配置 ＜過去3年分の対象児童生徒数＞ 令和2年度 60 人、令和3年度 77 人、令和4年度 61 人
担当課/関係課	教育委員会
■確かな学力向上推進事業（ステップアップ教室）	
事業概要	夏・冬休み期間中の生徒に対し、快適な学習空間を提供するとともに学習支援体制を構築し、基礎・基本の確実な定着及び学習習慣の維持・向上を目指す学習教室を開催しています。
担当課/関係課	教育委員会
■放課後子ども教室（わくわく教室）	
事業概要	放課後等に学校の余剰教室等を利用し、地域住民等の参画を得て、児童を対象とした学習活動や体験活動等の機会を提供しています。 具体的には、長期休業期間などにニュースポーツや読み聞かせなどの体験活動を実施しています。
担当課/関係課	教育委員会
■わくわく土曜教室（わくわくサタデー）	
事業概要	土曜日に、すべての子どもたちを対象とした、多様な地域人材による学習支援を実施しています。 利用する子どもたちも多く、また、保護者も一緒に利用するなど、子ども間・大人間での交流の場となっています。
担当課/関係課	教育委員会

3. 子どもたちの生きる力づくり

■キャリア教育イベントの開催・支援	
事業概要	子どもたちのキャリア形成支援のため、産官学が連携し、職業体験イベントや地域の仕事を認知する取組を行っています。 NPO法人みらいの学校へ事業委託をし、令和4年度は小学生を対象とした職業体験イベントしごとーい・うごを開催しました。小学生参加人数70名、おしごと19ブース、ボランティアスタッフ54名で開催されました。こどもの国をコンセプトに、仕事だけでなく、給与や納税など、社会の仕組みについても学ぶ機会となっています。
担当課/関係課	企画財政課

■ふるさと・キャリア教育推進事業	
事業概要	地域や企業等との連携に基づく体験活動や生産活動、職場体験等を通して、ふるさとに根差したキャリア教育を推進し、基礎的・汎用的能力を育成していきます。 各小・中学校で1年間を通し、地域貢献と社会参画のための活動や地域にある様々な職場での体験・伝統芸能の体験学習、田植えや稲刈りなどの稲作体験学習や学校農園における野菜の栽培、食育活動等を支援しました。
担当課/関係課	教育委員会

■子どもふるさと体験交流事業	
事業概要	小学校4年生～6年生を対象とした交流会を実施しています。これらの活動を通じ、規範意識やふるさとを愛する心情を育てています。 交流会を通して、児童一人ひとりに役割を与え、目的を達成することで、自己肯定感や自己有用感を育めるように取り組んでいます。
担当課/関係課	教育委員会

4. 子どもたちの健全育成

■放課後児童健全育成	
事業概要	放課後に共働きなどで保護者が不在となる家庭を対象に、家庭との連携を図りながら保護者等が帰宅するまでの間、児童の保護、遊びを主とする児童の健全な育成の支援を行います。 共稼ぎなどで保護者が不在となる家庭の児童を対象に、ほほえみ学級（西馬音内小学校区）とさわやか学級（三輪小学校区）を開設し、保護者が帰宅するまでの間、安全を確保し、健全育成を図りました。
担当課/関係課	健康福祉課

■子どもの貧困対策整備計画	
事業概要	子どもの貧困対策に関わる取組について、計画の策定・見直し（ニーズ調査含む）を行います。
担当課/関係課	健康福祉課

基本施策6. 暮らしやすいまちづくりの推進

すべての人が安心して健やかに住み慣れた地域で暮らすことができるように、地域住民や事業者、行政、その他関係機関が連携して、災害、事件、事故の防止に努め、安全・安心のまちづくりを推進します。

また、地域公共交通の充実など快適な生活環境の整備を進めるとともに、働きやすい環境の整備や医療費や生活にかかる経済的な負担の軽減を図り、誰もが暮らしやすい生活環境を整備します。

また、地域の暮らしを守る様々な仕組みがあることを広く周知していき、日々の暮らしに安心感を与え、より生活を豊かにしていくためのサービス活用を知っていただき、少しでも充実した暮らしに役立てて安全・安心な暮らしを守っていきます。

1. 暮らしの安全と安心の確保

(1) 交通安全対策の推進

■交通安全教育の推進（交通安全ペンギンクラブ事業、交通安全教室等）	
事業概要	こども園等の保護者で組織する「羽後町ペンギンクラブ」との交通安全ミニキャラバン、各小中学校での自転車交通安全教室など、幼少期・少年期からの交通安全教育を実施しています。 羽後町交通安全ペンギンクラブによる交通安全ミニキャラバンを各こども園で実施したほか、各小中学校へ交通指導隊員を派遣し交通安全教室を実施しました。
担当課/関係課	町民生活課/健康福祉課、教育委員会

■登下校児童の見守り活動の推進（安全・安心まちづくり活動助成金事業）	
事業概要	登下校時の見守り活動、各小学校区の危険マップの作成と配布、防犯用品の支給などによる通学児童の安全確保の推進を図っています。 小学校の新1年生に対し防犯ブザーを支給しています。
担当課/関係課	町民生活課/教育委員会、中央公民館

(2) 防災対策の推進

■住民への災害危険箇所の周知促進	
事業概要	改訂された雄物川の浸水想定区域及び土砂災害計画区域等を表示した災害マップ（ハザードマップ）の作成及び全戸配布を行っています。 WEB版ハザードマップを導入し、スマートフォンやパソコン等で土砂災害等の危険箇所をどこでも確認できる体制を整備していきます。
担当課/関係課	町民生活課/健康福祉課

■要配慮者施設の避難行動計画策定支援	
事業概要	浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の高齢者・保育施設等の要配慮者施設の利用者が、安全に避難するための避難確保計画の策定支援を行っています。
担当課/関係課	町民生活課/健康福祉課

■避難行動要支援者の避難体制の確保	
事業概要	災害時に自力避難が困難な避難行動要支援者の名簿の作成及び適宜な見直し、避難支援等関係者と連携した個別計画の策定の推進を行っています。
担当課/関係課	健康福祉課/町民生活課

■要配慮者に対応可能な避難所の拡大及び医療供給体制の確保	
事業概要	避難所における福祉避難所の確保及び福祉関連施設との災害協定による福祉避難所への指定の推進、迅速かつ的確な災害医療活動実施のための医療機関等との連携体制の整備を図っています。
担当課/関係課	健康福祉課/町民生活課、羽後病院

■防災・避難情報等の伝達機能の充実	
事業概要	登録制メールのほか、新たな伝達機能の整備による防災・避難情報等の充実（情報伝達の多重化）を図っています。 今後は、防災ラジオを全戸配布し、屋内に直接緊急情報を伝達するほか、自治体公式LINEを導入し、情報伝達のさらなる多重化を推進していきます。
担当課/関係課	町民生活課

■全国瞬時情報システム（J-ALERT）や安否情報システムの活用	
事業概要	武力攻撃・自然災害におけるJ-ALERTによる避難情報の伝達、親族等による安否情報の請求に対する安否情報システムの活用による避難住民の個人情報の提供を行っています。
担当課/関係課	町民生活課

■災害ボランティア活動の支援体制の充実	
事業概要	避難者の生活支援、避難行動要支援者及び被災者の生活維持・再建などに必要な災害ボランティアの受け入れ、効果的な活動のための関係機関との連携及び環境整備の推進を図っています。
担当課/関係課	町民生活課/健康福祉課、社会福祉協議会

■災害時要援護者の救援等のための台帳等の整備	
事業概要	災害時の要援護者救援等のため台帳と個別支援計画を整備しています。 民生委員・児童委員をととして、個別計画を作っており、避難行動要支援者名簿を整備しています。
担当課/関係課	健康福祉課/町民生活課

(3) 防犯対策の推進

■犯罪被害者への経済的支援、福祉サービスの提供等の充実 (犯罪被害者見舞金支給事業)	
事業概要	犯罪被害者等への経済的支援、福祉サービス提供等による精神的負担の軽減を図っています。 【遺族見舞金 300 千円、障害見舞金 100 千円】 犯罪被害の相談窓口の開設、見舞金制度や専門的相談に対応可能な窓口の紹介を行っています。
担当課/関係課	町民生活課/健康福祉課

■消費生活相談と被害防止のための注意喚起の推進（消費生活相談事業）	
事業概要	特殊詐欺や訪問販売等の消費生活に係るトラブルに対する窓口相談、困難事例の秋田県消費センター等の専門機関への継承、被害防止や注意喚起のための広報誌への掲載や防災行政無線による注意喚起を実施しています。 常時、消費者相談を受付し、被害防止のために広報紙や防災行政無線、FM ラジオでの注意喚起を行っています。
担当課/関係課	町民生活課

■防犯体制の充実	
事業概要	防犯協会、警察、防犯指導員が連携した防犯パトロールの実施及び防犯情報の周知を図っています。 月1回、警察と合同で防犯指導隊による防犯パトロールを実施し、年末には金融機関へ訪問し防犯啓発を行いました。羽後町安心安全大会では消費者被害の事例紹介を行い、防犯意識の高揚を図っています。
担当課/関係課	町民生活課

■安全・安心な街づくりパトロール隊事業	
事業概要	要援護高齢者世帯等を週1回程度訪問し、安否確認や困りごと相談等を行っています。 パトロール隊事業を検証し、専門性を持って地域を訪れ、新たなニーズを把握し、支援につなげるなど活動の充実を図ります。同時に、地域でできる助け合い活動の推進も推進していきます。
担当課/関係課	健康福祉課/社会福祉協議会

2. 快適な生活環境の整備

■地域公共交通の充実（生活バス路線維持費補助金・地域公共交通運行事業費補助金）	
事業概要	車の運転ができない高齢者等の通院・買物等の移動手段を確保するための乗合タクシー及び生活路線バスの運行を行っています。
担当課/関係課	町民生活課

■農業集落排水処理施設の普及及び環境衛生の向上（高齢者世帯向け）	
事業概要	老人福祉法第5条の4に規定する65歳以上かつ農業集落排水処理区域内における高齢者世帯を対象に設備工事の一部を助成する事業です。 （要件） ・水洗便所や生活污水を排水施設に排除するための改造工事及びこれにともなう付帯工事 （助成の額） ・高齢者世帯の一人につき個人負担5万円（一世帯につき10万円を限度とする。） ・一世帯あたり400千円を限度とする。
担当課/関係課	上下水道課

■農業集落排水処理施設の普及及び環境衛生の向上（障がい者世帯向け）	
事業概要	農業集落排水処理区域内であって、身体障害福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者が同居する世帯を対象に設備工事の一部を助成する事業です。 （要件） ・水洗便所や生活污水を排水施設に排除するための改造工事及びこれにともなう付帯工事 （助成の額） ・一世帯あたり300千円を限度とする。
担当課/関係課	上下水道課

3. 働きやすい環境の整備

■無料職業紹介所の運営	
事業概要	町民や移住希望者に対して、就職相談・斡旋等を行い、就業機会の安定的な確保を図っています。 無料職業紹介所において、町民や移住希望者に対して、就職相談を行っています。3箇年平均で相談者は年間76人、紹介数は26人、採用数は13人となっています。
担当課/関係課	みらい産業交流課

■県労働環境担当部局からの情報把握	
事業概要	国や県などの労働環境に関する各種支援等の情報を適宜把握し、必要に応じて各企業や住民へ情報提供を行っています。 今後も広報やポスターの掲示などにより住民への情報提供を行い、企業向けの情報は団体等を通じて情報提供を行います。住民向け企業向けともに重要な情報があればホームページも活用して周知します。
担当課/関係課	みらい産業交流課

4. 医療負担の軽減

■福祉医療費の支給（経済的支援の取組）	
事業概要	児童・ひとり親家庭・障がい者等の医療費の経済的支援として、医療費の自己負担分を町で負担し無料としています。（一部対象者は所得制限により適否あり） <対象者> ①中学校終了年度の3月31日までの児童 ②ひとり親家庭の児童で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童 ③療育手帳（A）または身体障害者手帳（1～3級）を所持者する障がい者 ④65歳以上で身体障害者手帳（4～6級）を所持者する障がい者
担当課/関係課	健康福祉課

■乳幼児入院給食費助成（経済的支援の取組）	
事業概要	入院を必要とする乳幼児（3歳未満）の食事代を助成し、子育て家庭の経済的支援を行っています。
担当課/関係課	健康福祉課

■人間ドック・心臓ドック・脳ドックへの補助（健康づくりへの支援）	
事業概要	疾病の早期発見・早期治療に資するため、各ドックに補助金を支給し健康増進を図ります。
担当課/関係課	健康福祉課

■がん検診の自己負担分を助成	
事業概要	各検診の節目年齢、対象年齢となる方に対し、自己負担を助成しています。 胃がん検診以外のがん検診においても休日に実施できるようにし、受診される方が利用しやすいように継続していきます。
担当課/関係課	健康福祉課

■がん患者医療用補正具助成	
事業概要	医療用ウィッグの購入に対して2万5千円、乳房補正具の購入に対して2万円を上限として助成しています。 令和2年度から、県と町の受付窓口が1本化となったため、リーフレットを作成し、広報やホームページに掲載しています。
担当課/関係課	健康福祉課

■妊産婦検診及び精密検査、妊婦歯科健診、母乳育児相談	
事業概要	妊産婦健診 22 回（産後 1 か月・母乳育児・精密検査を含む）、歯科健診 1 回を助成しています。 母子健康手帳交付時に妊産婦健診受診票を発行し、妊産婦健診の受診について説明しています。（新生児聴覚検査は全額助成）
担当課/関係課	健康福祉課

■特定不妊治療費・男性不妊治療費助成	
事業概要	治療 1 回につき 15 万円を限度として、年間 3 回まで助成しています。 【助成の件数】 平成 29 年度・・・5 件 平成 30 年度・・・4 件 令和元年度・・・5 件 令和 2 年度・・・4 件 令和 3 年度・・・7 件 令和 4 年度・・・8 件
担当課/関係課	健康福祉課

■一般不妊治療・不育症治療費助成	
事業概要	1 組の夫婦に対して 1 年度あたり 10 万円を限度として助成しています。 【助成の件数】 平成 30 年度・・・5 件 令和元年度・・・2 件 令和 2 年度・・・6 件 令和 3 年度・・・9 件 令和 4 年度・・・3 件
担当課/関係課	健康福祉課

■はり・きゅうマッサージ施術費助成	
事業概要	65 歳以上の方を対象に、施術 1 回につき千円を 1 年度につき 6 回まで助成しています。 広報やホームページで周知し、必要な方に対し助成券を発行出来るよう、今後も引き続き継続していきます。
担当課/関係課	健康福祉課

■未熟児養育医療給付	
事業概要	母子健康法第 20 条に基づき、生出児体重 2000 g 以下、または、生活力が特に薄弱と認められた乳児で、医師が入院養育の必要を認めた児について、その医療費を支給しています。 医師が入院養育を必要と認めた場合に、必要書類を申請してもらい、入院中にかかった医療費、食事代を公費で負担しています。
担当課/関係課	健康福祉課

■自立支援医療（育成医療）給付	
事業概要	18 歳未満の児童で、身体上の障がいの有るか、現存する疾患を放置すると将来において障かいを残すと認められる方が、生活の能力を得るために必要な医療費を支給しています。
担当課/関係課	健康福祉課

5. 生活にかかる経済的な負担の軽減

■独居老人世帯の水道料金の減免	
事業概要	65 歳以上の独居老人世帯について、水道基本料金を引き下げ、負担を軽減しています。
担当課/関係課	上下水道課

■軽自動車税の身障者減免	
事業概要	要綱に定められた程度の障がいをもつ身体障がい者等が所有し、身体障がい者等本人または家族・常時介護者が運転する軽自動車の税を全額免除しています。
担当課/関係課	税務会計課

■軽自動車税の構造減免	
事業概要	身体障がい者等のために構造を改造した軽自動車の税を全額免除しています。
担当課/関係課	税務会計課

■軽自動車税の公益減免	
事業概要	公益社団法人、公益財団法人または社会福祉法人が所有し、公益の事業に使用する軽自動車税を全額免除しています。
担当課/関係課	税務会計課

■町民税・固定資産税の減免	
事業概要	町民税：賦課後に生活保護の対象となった者の減免をしています。 固定資産税：生活保護対象者の所有する固定資産税を減免しています。
担当課/関係課	税務会計課

羽後町再犯防止推進計画

1. 計画策定の趣旨・目的

全国の刑法犯検挙人員に占める再犯者率は、平成 18 年時点の 38.8%から平成 30 年には 48.8%に達し、約 12 年で 10%上昇していることから再犯の防止が課題となっています。

このことを踏まえ、「再犯の防止等の推進に関する法律」(以下「法」という。)が平成 28 年 12 月 14 日に公布・施行され、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明記し施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項が示されたほか、国は再犯防止推進計画を策定し、地方公共団体においても、国の計画を勘案して推進計画を定めるよう努めるものとされました。

当町においても、国の推進計画及び法に基づき、羽後町再犯防止計画を策定し、犯罪を犯した人が再び罪を犯すことなく自立した生活を送ることができるよう必要な体制整備や関係機関との連携などの取組を進めます。

2. 計画の位置づけ

本計画は、法第 8 条第 1 項に基づき、「羽後町地域福祉計画」と一体的に策定します。

3. 計画の期間

羽後町第 2 期地域福祉計画・第 5 期地域福祉活動計画と合わせ、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間を計画期間とします。

4. 取組の内容

犯罪を犯した人の立ち直りを支援し犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を実現するため、秋田県再犯防止推進計画を基本とし、保護司会を始めとする関係機関等と連携しながら、以下の取り組みを推進します。

取組	取組内容
関係機関等との連携強化・支援	国・県の研修や会議に参加し関係機関との連携強化を図ります。また、保護司会の活動に対し協力・支援を実施します。
就労・住居の確保	就労について、生活困窮者自立支援制度を活用した支援のほか職業安定所と連携した相談支援を実施します。また、住居について、町営住宅の募集情報を提供します。
高齢者や障がいのある人への支援	犯罪を犯した人へ適切に福祉的支援が提供されるよう、関係機関や団体との連携や必要な情報の共有を実施します。
学校と連携した修学支援と非行防止の推進	青少年の健全育成に係る団体の活動と積極的に連携するほか、小・中学校においては、たばこや飲酒、薬物乱用の防止を推進し、スクールソーシャルワーカーの活用及びスクールカウンセラーによる相談支援など関係機関と連携を図りながら、安定した学校生活が送れるように支援します。
町民に対する広報・啓発活動の推進	町のホームページや広報誌を活用した啓発活動を実施することで、再犯防止や更生保護についての理解が深まるよう図ります。

第4章 社会福祉協議会における事業展開

行政計画である「地域福祉計画」に掲げられた基本理念の実現に向けて、民間計画である「地域福祉活動計画」においては社会福祉協議会が中心となって、行政や地域の諸団体、関係機関と連携しながら以下のような事業に取り組んでいきます。

1. 地域のふれあい環境づくり

【重点的な取り組み】

共同募金の助成を活用したサロン活動推進のための備品、特に座椅子の寄贈を希望があったサロンに行き、集まりやすい環境の整備を行いました。また、新規の立ち上げ希望のある地域に対して説明会を行ったり、情報提供を実施しています。コロナ禍で中止した場所もありますが、8カ所の開設に協力しています。

今後も、多くの住民が主体的に地域のニーズに関心を持ち、その解決に向かって行動する「我が事、丸ごと」の地域福祉活動の実現を目指し、小地域活動を支援するなど啓発に努めます。また、制度の狭間にある要支援者に対して、アウトリーチを含めた総合的な相談援助の充実を図ります。

数値目標：町内の居場所サロン設置 40 カ所

■福祉ネットワークづくり（連絡会含む）

事業概要

社協役員・支会役員・民生委員等に諸連絡会を開催し、ネットワークやコミュニティワークの講演や実践を交えて情報交換や問題点、大切さを学んでいます。

民生児童委員協議会の会長会議に出席し、情報交換や情報共有、意見交換等行いました。また、社協支会評議員の総会にも出席し、お互いの情報交換を実施しています。

■福祉団体等との連携

事業概要

羽後町内にある福祉関係団体（民生児童委員協議会、老人クラブ連合会、身体障害者福祉協会、母子寡婦協会）については、町健康福祉課で事務等を行っており、町と協議しながら連携を図っています。

また、各団体の総会にも出席し、お互いの事業内容についても協力体制を図っています。

今後は、コロナ禍での社会福祉大会のイベントや総会のみならず、各団体事業への参加や連携を図っていきます。

■社会福祉大会	
事業概要	地域福祉の推進をテーマに開催しており、長年にわたり社会福祉に貢献された方々への表彰、大会宣言の承認等の式典、体験発表など講演、ボランティアによる舞踊や郷土芸能などアトラクションを行う事業です。 コロナ禍であったため、開催を3年中止していましたが、令和4年度、5年度は開催しました。式典は例年通りでしたが、ふれあい福祉まつりなどアトラクションは中止し、講演会を実施しています。
■憩い・ふれあいの場の設置	
事業概要	誰でも気軽に集まることができる居場所づくりを推進します。 第1層、第2層の生活支援コーディネーターを中心に小地域活動を実施し、集落の発起人と一緒に居場所であるサロンづくりを行っています。
■総合相談事業	
事業概要	町民の様々な相談に応じ、場合によっては関係機関と連携を図りながら問題解決につなげています。 また、土曜日も午前8時30分から午後5時15分まで職員を配置し、電話相談や窓口相談を実施しています。 五輪坂ケアセンター内に土曜日に、連休・年末年始を除いて開所していましたが、令和5年度には試験的に年末年始以外の土曜日に職員を配置し、電話相談や窓口相談を実施しています。
■コミュニティソーシャルワーカー	
事業概要	パトロール隊を中心にアウトリーチを行う職員を養成し、地域住民に対する相談援助や課題の把握に努めます。 訪問世帯の安否確認のみならず、生活支援（ゴミ出し、関係機関との連絡調整含む）を実施しています。
■福祉教育の推進	
事業概要	居場所づくりや学校との連携事業等を通して、住民に福祉について啓発する機会を増やしていきます。 町内の小学校、中学校、高校に職員を派遣して、福祉教育を実施しています。 コロナ禍であったため施設内での体験学習は少なくなりましたが、コロナウィルス感染症がまん延するまでは、異世代間交流を開催していました。

2. ボランティア活動の支援

【重点的な取り組み】

住民同士の助け合い活動を推進するため、フォーラムから始まり、活動に関して意欲のある住民に対する勉強会を開催してきました。途中コロナ禍で停滞しながらも移動支援を主体とする有償ボランティア団体「うごおたすけ隊」の結成を実現しています。また、災害ボランティアセンターについては、研修への参加の他、町外で災害が発生した際に職員を後方支援として派遣しました。

ボランティア団体連絡協議会の活動を中心としながらも、地域支え合い活動を通して町内のボランティアに興味のある個人にも積極的に活動への参加を呼びかけ、少しずつの助け合いが広まるよう努めます。また、災害ボランティアセンター運営についても定期的な体制の整備に努め、万が一に備えます。

■ボランティア団体連絡協議会への支援

事業概要	羽後町ボランティア団体連絡協議会に担当職員を配置し、事務的支援や活動費の助成を行い、各ボランティア団体、個人ボランティアとの連絡調整も行っています。 また、ボランティア連絡協議会の事業である「自殺予防・心といのちを考える講演会」など積極的に実施しています。 羽後町ボランティア団体連絡協議会会員の相互の交流の機会を持つことができ、今後も会員が主体的に活動できるよう支援していきます。
------	---

■ボランティアの受け入れや職場体験の受け入れ

事業概要	ちょっとしたボランティアを希望する町民への支援を検討していきます。 また、町内の小中高校の施設ボランティアの介護体験、施設慰問など積極的に受け入れています。 職場体験については、五輪坂デイサービスセンターを中心に大学生や専門学校生の他、中学生や高校生の職場体験も受け入れています。 今後も町内の児童を対象とした訪問講座や高齢者疑似体験、手話体験など積極的に開催していきます。また、施設に限らずちょっとしたボランティア活動への参加を啓発していきます。
------	---

■災害ボランティアセンター設置運営体制の整備	
事業概要	大地震、暴風雨などにより災害が発生した場合の復興支援等ボランティアの受け入れのためのセンター設置運営マニュアルを策定し、災害時にマニュアルに沿った運用ができるようにしています。 災害ボランティアセンターは災害が発生した場合の一時的なセンターであり、通常のボランティアの受け入れとは異なるものとなります。 地区などの規模を決めて町内での発生を想定しての模擬訓練を実施していきます。

3. 日常生活の支援

【重点的な取り組み】

除雪については、社会福祉協議会の事業である羽後町シルバー人材センター事業で町からの受託事業（高齢者世帯等間口除雪）で実施しました。

要支援世帯の増加に対して担い手の不足が課題となっているため、除雪などの日常生活に支援を必要とする世帯へ、適切な対応が可能なシステムの構築を行政と協議していきます。

■高齢者世帯等の除排雪の支援	
事業概要	除排雪の支援（高齢者世帯等間口除雪）については、シルバー人材センター会員が、75歳以上の高齢者のみの世帯で除雪が困難な世帯に町から委託を受け、安全な通路（道路に面した出入り口おおむね1.8メートル幅）を確保するため除雪車によって排雪された雪塊を取り除く作業を行っています。 担い手不足にともなう新たなシステムの構築を行政と検討（協議）します。

■除雪ボランティアの登録及び活動事業	
事業概要	シルバー人材センター会員による高齢者世帯等間口除雪などの現在実施済みの事業とは別に、高校や中学生または一般のボランティアに登録してもらい、除雪が困難な高齢者のみの世帯の除雪をしてくれるボランティアの登録をお願いし、必要に応じて依頼する事業です。

■除雪機貸し出し事業（高齢者等要援護世帯）	
事業概要	高齢者等要援護世帯の冬期間の降雪時期に安全な通路の確保を目的に、燃料のみを負担していただき、登録会員や集落単位に無料で除雪機の貸し出しを行う事業です。 広報等やシルバー人材センター会員に周知し、2台ある除雪機（五輪坂、高瀬に1台ずつ）の貸し出しを実施しました。

■福祉バス運行管理事業	
事業概要	福祉バスの使用許可申請の受付を行い、町や福祉等関連団体の登録団体に、移送を目的に貸し出しています。車検の手配など車両管理も実施しています。なお、車両の運転は、社協職員が行っています。

■福祉有償運送事業	
事業概要	シルバー人材センターが、町で設置されている「羽後町福祉有償運送事業運営協議会」により平成 17 年から事業の町補助を受け、障がい者用リフトカーの陸運支局登録車で、町内在住の介護保険認定者や障害者手帳保持者で車椅子かストレッチャーでしか移動できない方を対象に、通院や施設移動などを有償で実施する事業となっています。（運転手については、第2種自動車運転免許所持者）

4. 高齢者・障がい者への支援

【重点的な取り組み】

団体助成や福祉バスの貸し出し、会長が団体の総会等に出席し、情報交換を行っています。また、団体主催の行事には職員がスタッフとして応援しています。

介護を必要とする高齢者・障がい者に適切なサービスを提供できるよう、職員の資質向上に努めます。また職員確保のための処遇改善を含めた体制の整備についても実施していきます。

■介護保険認定調査の受託	
事業概要	居宅介護支援事業所の介護支援専門員のうち、県が実施する認定調査員研修修了者に県に登録されている者が、介護保険要介護認定調査の第一次判定材料として、介護保険要介護認定調査の依頼を受けた対象者の ADL（歩行などの日常生活動作）、IADL（洗濯や買い物などの手段的日常生活動作）や認知機能等（物忘れなど）の調査を実施する事業です。

■居宅介護支援事業	
事業概要	町民の介護保険要介護認定者を対象に、介護保険法の理念に基づき、要介護状態になった場合でも、本人が有する能力に応じ、可能な限り住み慣れた自宅（居宅）において、日常生活を営むことができるよう本人の自己決定に基づき、居宅サービスを提供し、自立した生活を営むことができるように配慮を前提に居宅サービス計画（ケアプラン）を作成する事業です。 主任介護支援専門員の配置を充実させ、更なる職員体制の充実を図り、介護予防プランの作成を実施していきます。

■介護職員受託事業	
事業概要	介護保険法の理念に基づき、要支援、要介護状態にある高齢者等（障がい者含む）に対し、利用者の心身の状況、環境等を踏まえ、支援を行う事業です。 <通所>：入浴介助、食事介助、機能訓練、趣味活動、送迎など <在宅（居宅）>：生活援助、身体介護 また、特別養護老人ホーム松喬苑、小規模多機能型居宅介護田代福祉センター、高瀬ケアセンターの介護業務等の一部を受託して行っています。
■身体障害者・知的障害者（児）・精神障害者居宅生活支援事業	
事業概要	精神障がい者の契約者に対し、居宅で介護が必要な場合にホームヘルパーを派遣し、利用者が可能な限り居宅においてその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう身体介護や生活援助を行う事業です。
■日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）	
事業概要	物忘れが多くなった認知症高齢者や知的障がい者・精神障がい者など判断能力が十分でない方を対象に、福祉サービスの利用についての情報提供を行っています、利用のための手続き、料金の支払い等、日常的金銭管理を行い安心して生活が出来るように支援しています。 ケースによっては、成年後見制度につながなければならないこともあるため、町の中核機関との連携を図っていきます。
■福祉用具短期間貸出事業	
事業概要	町民を対象に福祉用具（車椅子）を介護保険等要介護認定前に借用したい利用者やけが等により短期間（最長1か月）使用しなければならない利用者に無料で貸し出す事業です。

5. 交流、生きがいづくりの推進

【重点的な取り組み】

高齢者のみならず、世代間交流をサロンや福祉施設の慰問等で事業の実施を検討してきましたが、コロナ禍であったため福祉施設への慰問は実施できませんでしたが、福祉施設への慰問も今後は必要と思っています。

変化する社会情勢やニーズを適切に把握、分析し、これまでの事業の対象者に限ることなく、すべての世代についてより適切な形で事業の実施を検討していきます。

■福祉茶話会の充実、福祉座談会の開催

事業概要	福祉茶話会は、支会を中心に高齢者の集う場所として集落単位で会館や公民館を借用し、映写会や舞踊、日頃思っていることを話し合いながらお茶や食事を楽しむ会となっています。福祉茶話会も継続しつつ、日常的な集いの場としてのサロン活動を推進していき、その場で相談も受け付けられる体制を整備することができるよう努めていきます。 また、地域の福祉のことについて意見交換を行う福祉座談会を開催しています。
------	--

■長期不就労者対策事業

事業概要	青年層の居場所づくりを中心に、より効果的な支援方法を検討していきます。また、障がい者（児）、不登校児や高齢者等との交流についても検討していきます。
------	---

■出会い婚活事業への協力

事業概要	秋田県社会福祉協議会でも、若者の定着と未婚者の出会いの場の提供、結婚を支援するため秋田県結婚支援センターに助成等をしながら連携を図っていますが、当協議会においても町内で婚活事業を行っている団体と連携を図り、未婚の若者の出会いの場を提供する事業を関連団体と行っています。
------	--

6. 生活の再建、健全化に向けた支援

【重点的な取り組み】

生活福祉資金やたすけあい資金などの資金的支援は通年実施しています。その他、令和4年度にはフードバンク協定をコープ秋田様と締結しました。相談業務の他、食材、生活用品の支援も実施しています。

生活困窮者への資金的な支援はもちろんのこと、多機関と連携しながら自立に向けた伴走型の相談援助を実施できるよう体制を整備します。

■たすけあい資金貸付事業

事業概要	町民の生活困窮者等がたすけあい資金として生活費等5万円を限度として、担当民生委員と連携を図り、無利子で貸付を行う事業です。
------	---

■生活福祉資金貸付事務事業

事業概要	秋田県社会福祉協議会の委託を受けて、低所得世帯等に対し生活支援資金や緊急小口資金の貸付事務（手続き等経由事務）を行っている事業です。 貸付決定については、秋田県社会福祉協議会で行います。民生委員を通じ必要な相談支援を行うことで、世帯の経済的自立と社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるようにすることを目的としています。
------	--

7. 安全・安心な環境の整備

【重点的な取り組み】

パトロール隊は、地域のニーズ調査などひとり暮らし等の高齢者世帯の安否確認、生活支援（ゴミ出し、関係機関への報告等）を実施しています。

パトロール隊事業を検証し、専門性を持って地域を訪れ、新たなニーズを把握し、支援につなげるなど活動の充実を図ります。同時に、地域でできる助け合い活動の推進も推進していきます。

■安心・安全な街づくり（パトロール隊）

事業概要	パトロール隊は、町や民生委員等から訪問依頼を受けた要援護高齢者世帯等の安否確認や困りごと相談業務、ちょっとした生活支援（ゴミ出し、冬期間の暖房用ストーブへの灯油補充、電球の取り替えなど）等を、週1回程度の訪問を通して行っています。 業務として訪問することで、地域の民生委員であっても近年難しくなっている定期的な安否確認につながっています。対象者としては日中独居の高齢者への孤独対策も含めており、また山間部への配食サービス事業の協力を実施し、業務の幅を広げています。
------	---

■緊急通報システム（ふれあい安心電話）推進事業

事業概要	平成3年より町内のおおむね65歳以上の高齢者等で、設置が必要な世帯に対し、「ふれあい安心電話」を無料で貸与し、民間事業者と契約し24時間体制で緊急や相談支援体制を整え、民生委員や近隣の協力者とのネットワーク形成を図っている事業です。 民生委員を中心に協力員を3名以上で24時間体制で民間事業者が管理しています。相談ボタン、緊急ボタン、緊急ペンダント、火災報知器の機器を電話回線を介して民間事業者に通報します。緊急時は連絡員に中央受信センターから連絡され、場合によっては消防、警察などに通報され、対応しています。年1回の点検及び通報点検も実施しています。
------	---

8. 社会福祉協議会の体制整備

【重点的な取り組み】

事務局体制の強化を図ってきましたが、受託事業やシルバー人材センターのあり方など課題も多く、今後は町、県と協議を重ね、より一層強化を図っていくことが求められます。

社会福祉法人制度改革など制度の改変に対応した組織体制の強化に努めます。また、社会福祉協議会に新たに実施が求められる事業について、職員体制の強化を含めて協議していきます。

■理事会・評議員会

事業概要	理事会は、業務決定機関であり、年3回以上開催（事業の状況にともない、随時開催）し会活動の運営にあたっています。 評議員会は、定款変更、予算・決算、事業計画・事業報告など定款で定めた事項について理事会の議決を経て、その後議決を得なければならない機関となっています。
------	---

■委員会（総務財務、事業推進、調査広報）

事業概要	運営を効率化するために理事会に3つの委員会を置き、会長以外の理事で構成し、各分野の事業の運営にあたっています。 所属を2委員会から1委員会にしたことにより、理事会前の事前の協議や会長案件、三役案件、事務局案などを事前協議し、理事会、評議員会で決議を得ています。
------	--

■役職員先進地視察研修

事業概要	役職員が、先進地にあたる町や社協、施設等の視察研修を年1回実施し、今後の事業や地域福祉の糧として研修会を実施するとともに、理事会での事業の立案などに役立てています。 コロナ禍であり、先進地視察研修のあり方を調査広報委員会等で協議して行く必要がありますが、研修については開催していきます。
------	---

■本会・支会三役合同会議

事業概要	毎年、決算等理事会・評議員会終了後、本会役職員、支会三役（会長、副会長、事務局長等）が、本会の事業報告、今後の事業などについて支会に本会の状況を説明するとともに、支会への協力体制の把握、各支会活動の状況を報告する会議を年1回行っています。 新型コロナウイルス感染症による予防により4年間開催していませんが、支会監査や総会時に支会役員から説明を受けて、情報交換も開催しています。各支会から支会広報（地区全世帯に配布）も頂いています。
------	---

■職員研修（事業所別）	
事業概要	法人内の事業所別に、それぞれの職種に必要な資格取得（社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉主事任用資格等）や研修により新しい情報の習得を目的に、研修会やスクーリングに参加させ、職員の資質向上を図っています。 試験合格を促すため各種研修に参加し、その後必要な研修にも参加した場合は、他職員との共有を図っています。
■社協概要の発行	
事業概要	毎年6月に、定款、社協の動き、事業計画、組織体制などを冊子として作成し、本会役員・評議員、支会三役、町など関係機関に配布しています。（200部印刷・作成・配布）
■福祉だより「ふれあい」の発行（ホームページ開設）	
事業概要	平成元年の法人化と同時に福祉だより「ふれあい」を発行しています。社協の事業、財務状況、善意等について掲載し、全戸配布を行っています。（年3回発行。） 令和5年度より発行回数を年3回にすることとなりましたが、内容やページ数などボリュームアップやカラー化などにより今後も充実させていきます。

第5章 計画の推進体制

1. 計画の周知

多くの関係者の協力によって推進していく本計画は、住民や関係者との連携が極めて重要になります。そのため、住民及び関係各機関との連携を図るためにも計画の周知が重要であり、広報等を活用した情報提供に努めていきます。また、各分野の福祉計画ではきめ細かなサービスが展開されているため、福祉サービスの利用促進も重要な課題となります。

さらに、福祉活動へ多くの人々が参加できるよう、本計画の周知と各分野の活動の情報提供を積極的に展開していきます

2. 計画の推進体制

地域の生活課題は日々変化し、必要とされる取組も変わっていきます。

地域福祉を推進するためには、計画の進捗について検証し、新たな生活課題の把握に努め、柔軟に計画を見直すことが重要です。

■ 社会福祉協議会との緊密な連携体制の構築

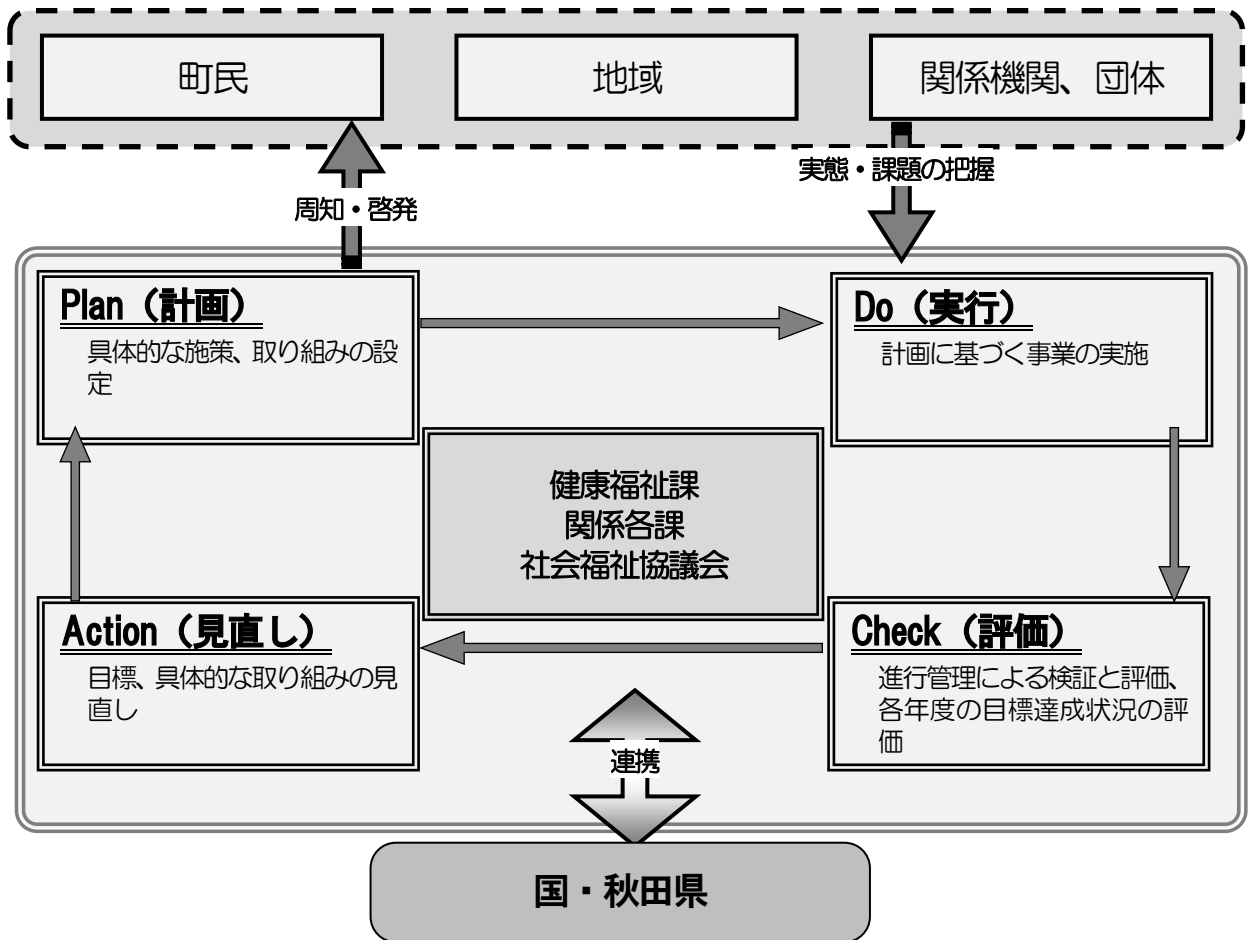
地域福祉は社会福祉協議会と一体的に推進することから、定期的に社会福祉協議会との協議を行い、地域の生活課題や取組の状況などについて情報共有を図り、緊密な連携のもと、計画を推進していきます。

■ 地域福祉推進のための総合的な検証

地域福祉の推進のための施策は、福祉、保健、医療、教育、産業、まちづくりなど多岐にわたっており、幅広い住民の参画を図りながら、住民目線で計画の進捗を評価し、住民が日々直面する生活課題に対応できるように必要に応じて取組の見直し・修正を円滑に行うことができる体制の整備が求められます。

そこで、地域関係者、関係各課、社会福祉協議会の相互の連携による評価・点検を行い、効果的な計画の推進を図ります。

<計画の進捗管理体制>



※計画の進行管理における PDCA サイクルとは、それぞれ、業務計画の作成「計画」(Plan)、計画にそった「実行」(Do)、事業の進捗を確認する「評価」(Check)、発見された改善すべき点を是正する「見直し」(Action) の 4 つの段階からなっており、これを繰り返すことで、段階的に業務効率を向上させていくマネジメント手法を指しています。

計画に記載している事業の進捗について、定期的に事業ごとの実施状況や課題、成果などを確認し、計画通りに進行していない場合や、問題等が生じた場合には、取組内容の見直しや新規事業の必要性などを検討し、計画内容の見直しを行っていきます。

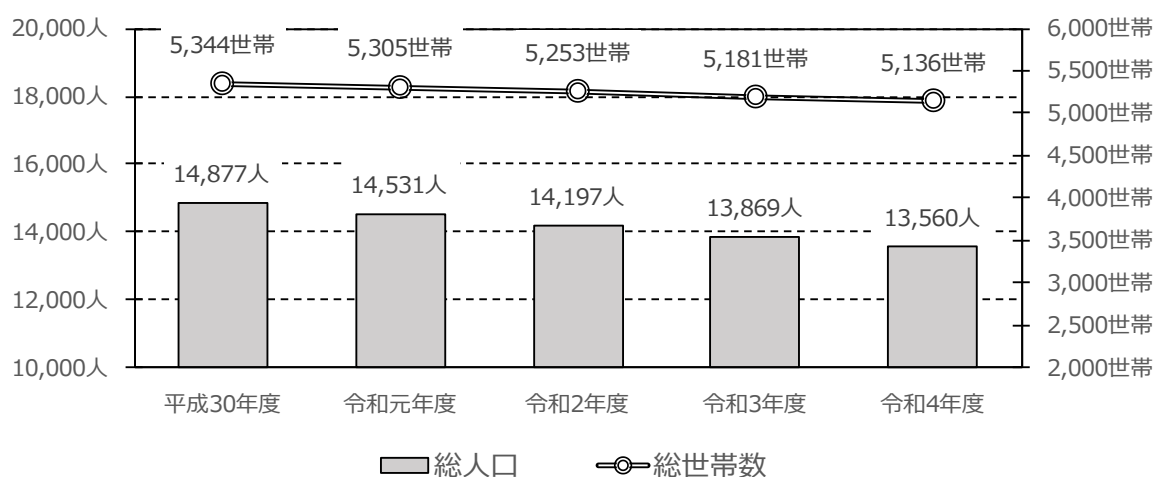
資料編

1. 地域福祉を取り巻く現状

(1) 本町の概況

① 人口・世帯数の推移

人口は減少傾向にあり、令和4年度には13,560人と、平成30年度に比べて1,317人の減少となっています。総世帯数も減少傾向にあり、1世帯あたりの人員数（令和4年度は2.64人）は減少し、世帯規模は縮小傾向にあります。



※羽後町統計資料、各年度3月末日時点

<地区別人口の推移>

地区別にみると、西馬音内、三輪地区の人口が多数を占め、2地区で全体の半数以上を占めています。各地区とも人口は減少傾向にあり、平成30年度に比べると令和4年度は1割前後の減少となっています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
西馬音内	4,664人	4,620人	4,541人	4,452人	4,375人
三輪	3,609人	3,496人	3,430人	3,358人	3,315人
新成	1,746人	1,725人	1,685人	1,650人	1,611人
明治	1,146人	1,126人	1,094人	1,061人	1,036人
元西	1,400人	1,339人	1,301人	1,273人	1,237人
田代	1,330人	1,286人	1,234人	1,187人	1,144人
仙道	982人	939人	912人	888人	842人
計	14,877人	14,531人	14,197人	13,869人	13,560人

※羽後町統計資料、各年度3月末日時点

＜地区別世帯数の推移＞

人口と同様に、世帯数も西馬音内、三輪地区の人口が多数を占め、2地区で全体の半数以上を占めています。各地区ともおおむね世帯数は減少傾向にあり、平成30年度に比べると令和4年度は2%～8%の減少となっています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
西馬音内	1,732世帯	1,748世帯	1,734世帯	1,713世帯	1,705世帯
三輪	1,262世帯	1,245世帯	1,230世帯	1,220世帯	1,213世帯
新成	594世帯	588世帯	585世帯	579世帯	575世帯
明治	390世帯	393世帯	383世帯	376世帯	373世帯
元西	514世帯	492世帯	489世帯	480世帯	478世帯
田代	472世帯	470世帯	462世帯	452世帯	444世帯
仙道	380世帯	369世帯	370世帯	361世帯	348世帯
計	5,344世帯	5,305世帯	5,253世帯	5,181世帯	5,136世帯

※羽後町統計資料、各年度3月末日時点

＜1世帯あたり人員数の推移＞

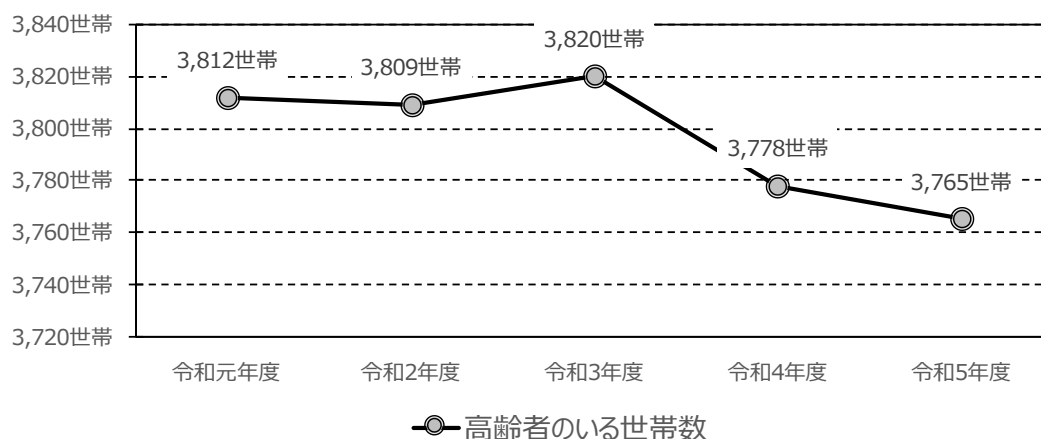
1世帯あたりの人員数はいずれの地区においても減少しており、最も減少している田代では平成30年度に比べ平成4年度では0.24人減となっています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
西馬音内	2.69人	2.64人	2.62人	2.60人	2.57人
三輪	2.86人	2.81人	2.79人	2.75人	2.73人
新成	2.94人	2.93人	2.88人	2.85人	2.80人
明治	2.94人	2.87人	2.86人	2.82人	2.78人
元西	2.72人	2.72人	2.66人	2.65人	2.59人
田代	2.82人	2.74人	2.67人	2.63人	2.58人
仙道	2.84人	2.54人	2.46人	2.46人	2.42人
計	2.78人	2.74人	2.70人	2.68人	2.64人

※羽後町統計資料、各年度3月末日時点

② 高齢者のいる世帯数の推移

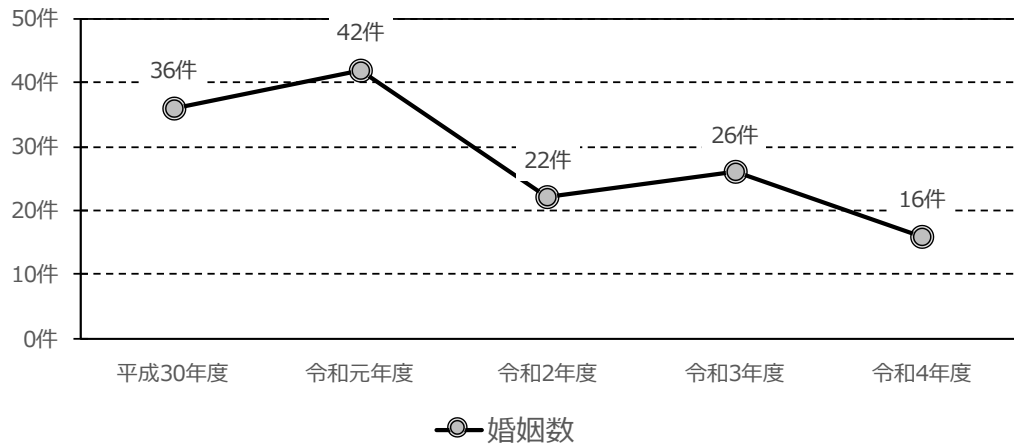
高齢者のいる世帯数は減少傾向にあり、令和5年度には3,765世帯となっています。



※羽後町統計資料、各年度4月1日時点

③ 婚姻数の推移

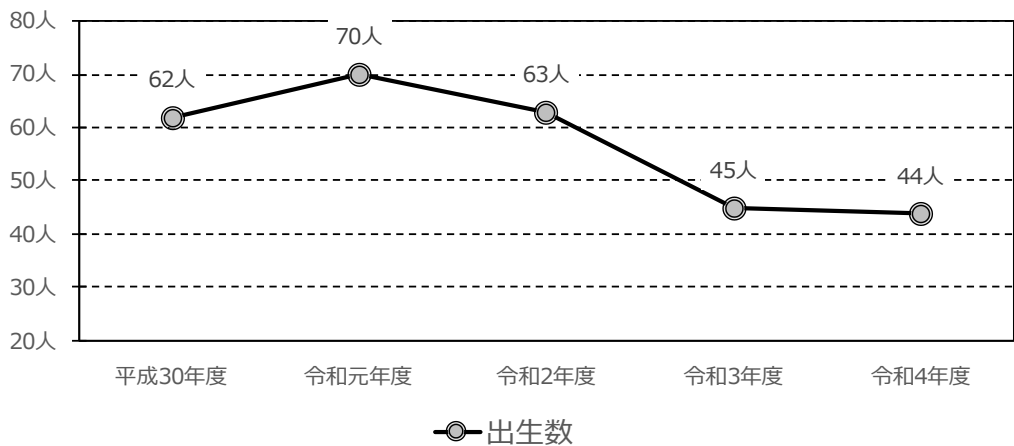
婚姻数は、平成30年度には36件でしたが、令和4年度には16件となっています。



※羽後町統計資料

④ 出生数の推移

出生数は令和元年度に増加しましたが、以降、減少傾向となっており、令和4年度は44人となっています。



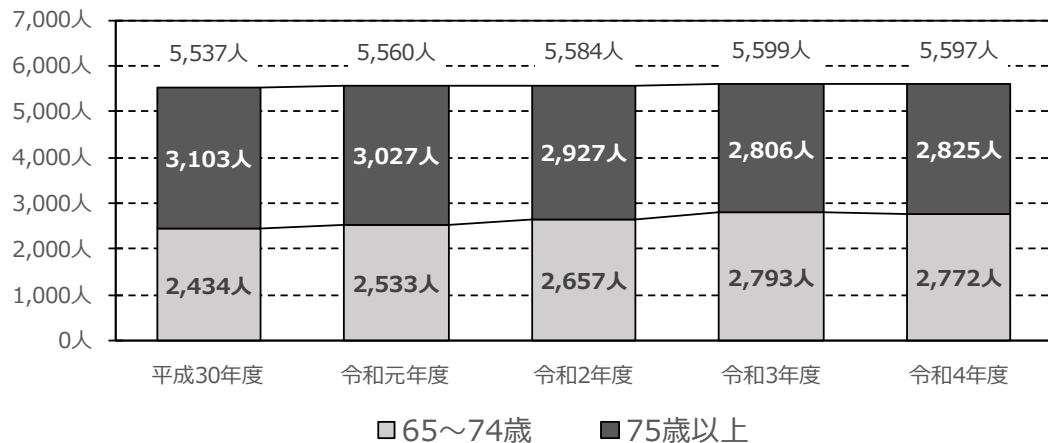
※羽後町統計資料、各年度2月までの1年間の延べ人数

(2) 高齢者福祉の状況

① 高齢者数の推移

高齢者人口は増加傾向にあり、令和4年度には5,597人となっています。

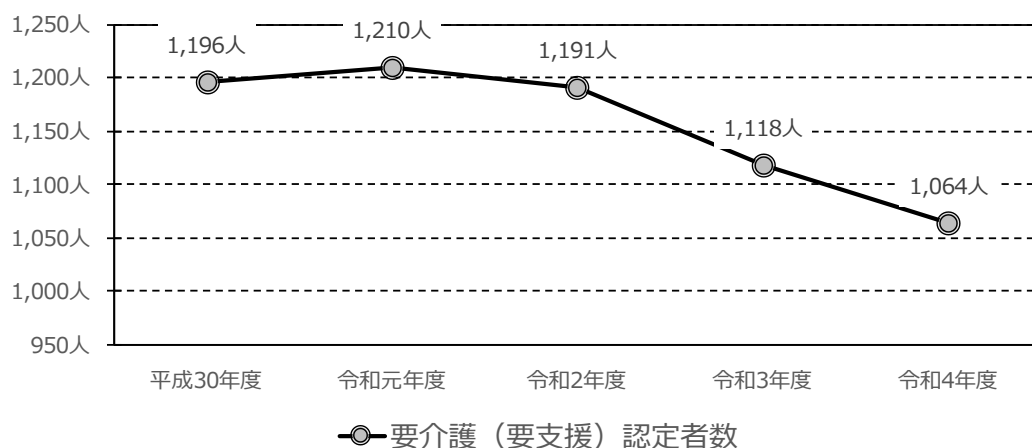
内訳をみると、65～74歳は令和3年度までは増加傾向にあり、75歳以上は減少していましたが、令和4年度には65～74歳が減少し、75歳以上が増加しています。



※羽後町統計資料、各年度10月末日時点

② 要介護（要支援）認定者数の推移

要介護（要支援）認定者数は令和2年度から減少傾向にあり、令和4年では1,064人となっています。



※羽後町統計資料、各年度3月末日時点

<要介護（要支援）認定者の内訳>

要介護（要支援）認定者の内訳をみると、要支援2は増加傾向にありますが、要支援1、要介護1以上は減少傾向にあります。

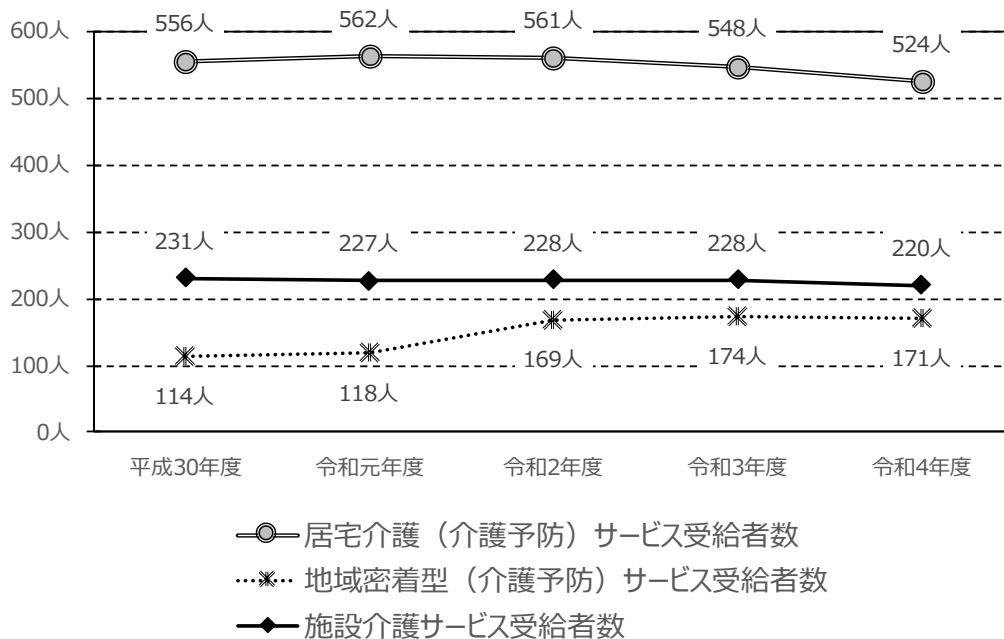
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
要支援1	103人	123人	134人	122人	104人
要支援2	134人	115人	123人	124人	136人
要介護1	263人	274人	261人	231人	208人
要介護2	208人	189人	182人	173人	185人
要介護3	182人	182人	169人	163人	146人
要介護4	186人	201人	197人	187人	168人
要介護5	120人	126人	125人	118人	117人
計	1,196人	1,210人	1,191人	1,118人	1,064人

※羽後町統計資料、各年度3月末日時点

③ 介護サービス受給者数の推移

介護サービス受給者数の推移をみると、施設介護サービス受給者数はほぼ横ばいに推移していますが、居宅介護（介護予防）サービス受給者数は、令和2年度以降、減少傾向にあります。

地域密着型（介護予防）サービス受給者数は、令和2年度に増加していますが、以降はほぼ横ばいで推移しています。



※羽後町統計資料、各年度3月末日時点

＜居宅介護（介護予防）サービス受給者数の内訳＞

居宅介護（介護予防）サービス受給者数の内訳をみると、要介護1、要介護2の利用が全体の半数程度を占めています。平成30年度に比べると令和4年度は、要支援1・2の受給者が増加しています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
要支援1	15人	16人	23人	28人	27人
要支援2	32人	36人	37人	42人	47人
要介護1	150人	151人	159人	152人	130人
要介護2	139人	132人	125人	122人	124人
要介護3	98人	106人	100人	91人	91人
要介護4	77人	77人	75人	76人	71人
要介護5	45人	44人	42人	37人	34人
計	556人	562人	561人	548人	524人

※羽後町統計資料、各年度平均

＜地域密着型（介護予防）サービス受給者数の内訳＞

地域密着型（介護予防）サービス受給者数の内訳をみると、要介護1、要介護2の利用が全体の半数程度を占めています。平成30年度に比べると全体的に受給者が増加しています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
要支援1	1人	2人	1人	2人	1人
要支援2	2人	1人	1人	1人	4人
要介護1	21人	22人	51人	54人	46人
要介護2	27人	26人	36人	41人	44人
要介護3	30人	29人	40人	38人	35人
要介護4	23人	25人	30人	26人	27人
要介護5	10人	13人	10人	12人	14人
計	114人	118人	169人	174人	171人

※羽後町統計資料、各年度平均

＜施設介護サービス受給者数の内訳＞

施設介護サービス受給者数の内訳をみると、各年度、介護老人福祉施設と介護老人保健施設の受給者数がともに100人を超えており、介護療養型医療施設の受給者数は少なくなっています。

平成30年度以降、介護老人福祉施設はやや増加しており、介護老人保健施設はやや減少しています。

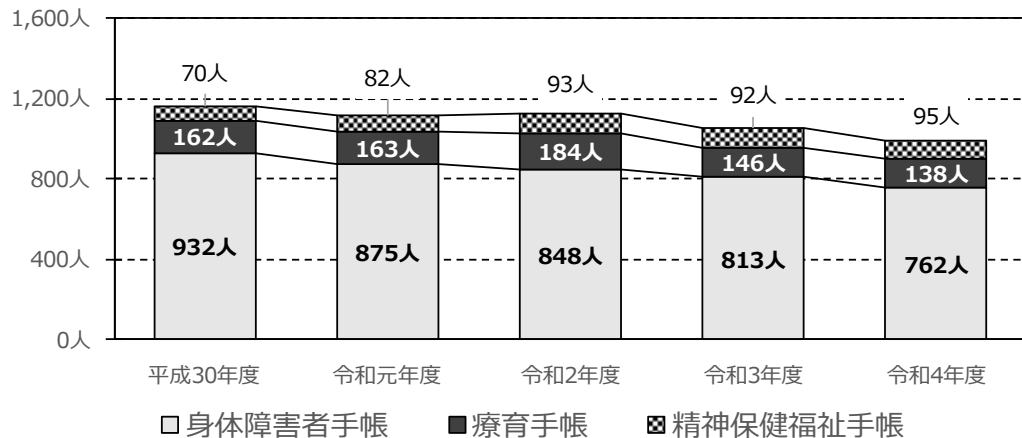
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
介護老人福祉施設	115人	117人	119人	120人	121人
介護老人保健施設	116人	110人	109人	107人	98人
介護医療院	0人	0人	0人	1人	1人
計	231人	227人	228人	228人	220人

※羽後町統計資料、各年度平均

(3) 障がい者福祉の状況

① 各種障がい手帳所持者数の推移

各種障がい手帳所持者数の推移をみると、身体障害者手帳は年々減少しており、令和4年度には平成30年度に比べて170人減少し、762人となっています。反対に精神保健福祉手帳はやや増加し、令和4年度には95人となっています。



※羽後町統計資料、各年度3月末日時点

<身体障害者手帳所持者数の内訳>

身体障害者手帳所持者数の内訳をみると、障がいの部位別では肢体不自由がもっとも多く、等級別では、1～4級が多くなっています。肢体不自由は減少傾向にありますが、他はほぼ横ばいで推移しています。

等級別では、5級は横ばいで推移していますが、他は減少傾向となっています。

障がいの部位別	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚	45人	43人	41人	40人	36人
聴覚・平衡機能	77人	79人	81人	81人	76人
音声・言語・咀嚼機能	10人	7人	4人	3人	4人
肢体不自由	576人	527人	514人	475人	432人
内部機能障害	224人	219人	208人	214人	214人
計	932人	875人	848人	813人	762人

等級別	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	224人	211人	206人	197人	178人
2級	139人	133人	136人	123人	114人
3級	193人	185人	179人	167人	164人
4級	268人	244人	230人	227人	211人
5級	37人	34人	37人	37人	37人
6級	71人	68人	60人	62人	58人
計	932人	875人	848人	813人	762人

※羽後町統計資料、各年度3月末日時点

＜療育手帳所持者数の内訳＞

療育手帳所持者数の内訳をみると、令和2年度まではB（中度・軽度）よりもA（最重度・重度）の方がやや多くなっていましたが、令和3年度からはB（中度・軽度）が多くなっています。

等級別	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A（最重度・重度）	85人	87人	96人	66人	61人
B（中度・軽度）	77人	76人	88人	80人	77人
計	162人	163人	184人	146人	138人

※羽後町統計資料、各年度3月末日時点

＜精神保健福祉手帳所持者数の内訳＞

精神保健福祉手帳所持者数の内訳をみると、各年度とも2級がもっとも多く、2級は増加傾向にあります。

等級別	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	20人	24人	23人	20人	21人
2級	37人	45人	54人	58人	62人
3級	13人	13人	16人	14人	12人
計	70人	82人	93人	92人	95人

※羽後町統計資料、各年度3月末日時点

② 自立支援医療受給者数の推移

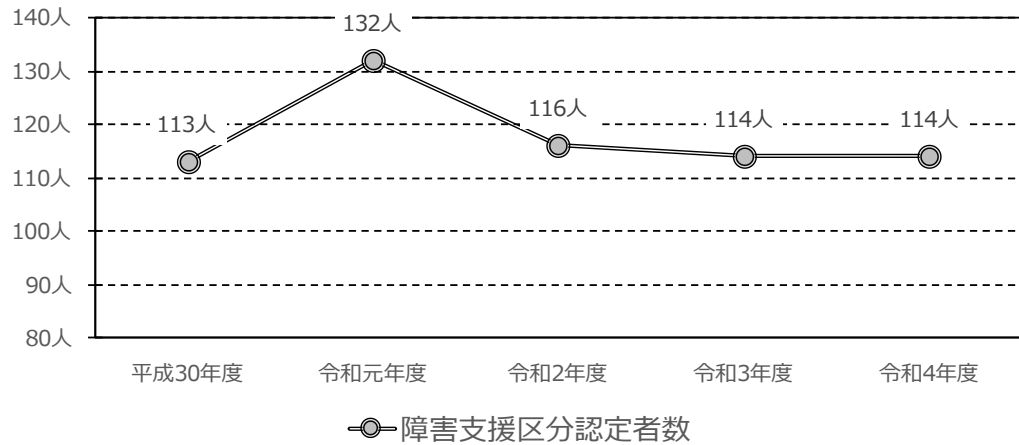
自立支援医療受給者数の推移をみると、各年度とも精神通院医療がもっとも多く、令和3年度以降は200人以上になっています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
精神通院医療	137人	169人	164人	200人	205人
更生医療	21人	23人	23人	23人	15人
育成医療	0人	0人	1人	6人	2人
計	158人	192人	188人	229人	222人

※羽後町統計資料、各年度3月末日時点

③ 障害支援区分の認定状況

障害支援区分認定者数は、令和2年度以降ほぼ横ばいで推移しており、令和4年度には114人となっています。



※羽後町統計資料、各年度3月末日時点

＜障害支援区分の内訳＞

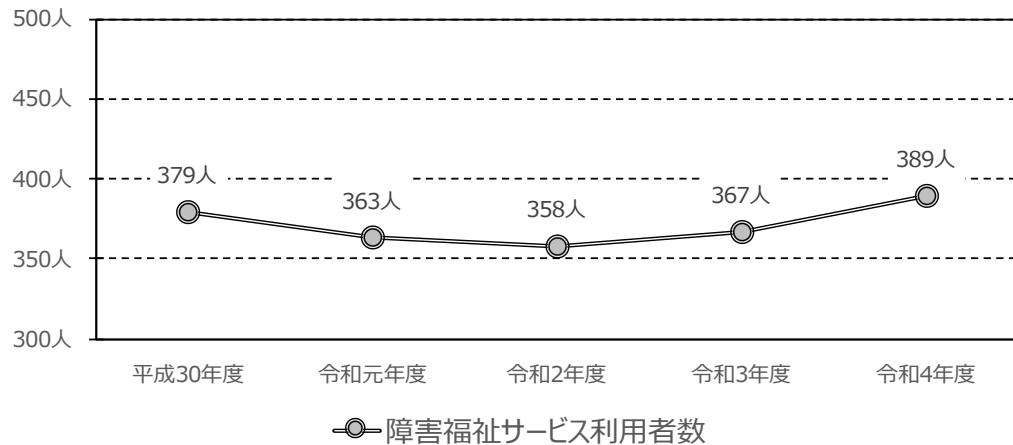
障害支援区分の内訳をみると、令和元年度以降、区分6が最も多くなっており30人以上で推移しています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
区分1	2人	0人	0人	0人	0人
区分2	21人	27人	16人	12人	13人
区分3	17人	10人	13人	13人	14人
区分4	27人	27人	25人	25人	19人
区分5	23人	27人	23人	20人	21人
区分6	23人	33人	32人	35人	33人
児童	0人	8人	7人	9人	14人
計	113人	132人	116人	114人	114人

※羽後町統計資料、各年度3月末日時点

④ 障害福祉サービス利用状況

障害福祉サービスの利用者数は令和2年度以降、上昇傾向にあり、令和4年度では389人となっています。



※羽後町統計資料、各年度2月までの1年間の延べ人数

<障害福祉サービス等利用者の内訳>

障害福祉サービスの中では計画相談支援の利用がもっとも多くなっています。各サービスの利用者数に大きな変化ないものの、平成30年度から令和4年度にかけて、就労継続支援（B型）は15人の増加となっています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
居宅介護	12人	11人	9人	7人	6人
重度訪問介護	0人	0人	0人	0人	0人
短期入所	10人	11人	8人	9人	11人
同行援護	2人	2人	2人	2人	1人
療養介護（医療費除く）	6人	7人	7人	7人	6人
生活介護	65人	65人	64人	62人	62人
共同生活援助（グループホーム）	22人	20人	21人	22人	22人
施設入所支援	49人	48人	45人	44人	43人
自立訓練（機能訓練）	0人	0人	0人	0人	0人
自立訓練（生活訓練）	5人	1人	1人	3人	5人
宿泊型自立訓練	1人	0人	1人	2人	3人
就労移行支援	2人	2人	1人	0人	0人
就労継続支援（A型）	9人	5人	5人	3人	5人
就労継続支援（B型）	44人	46人	52人	50人	59人
就労定着支援	1人	1人	0人	0人	0人
計画相談支援	139人	128人	128人	138人	138人
障害児計画相談支援	6人	8人	7人	9人	14人
放課後等デイサービス	6人	8人	7人	9人	14人
計	379人	363人	358人	367人	389人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補装具交付（修理状況）	26件	44件	26件	33件	28件
日常生活用具交付	367件	395件	403件	362件	363件

※羽後町統計資料、各年度3月末日時点

(4) 子どもを取り巻く状況

① こども園等入所者数の推移

こども園の入所者数は、教育が増加しており、保育は減少傾向にあります。こども園によって増減があるため、顕著な傾向はみられませんが、にしもないこども園では保育が減少しており、平成30年度に比べて令和4年度は539人の減少で1,814人となっています。教育は令和4年度に大きく増加して168人となっています。

もとにしこども園でも保育が減少し、教育が増加傾向にあります。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
にしもないこども園	教育	93人	68人	65人	64人	168人
	保育	2,353人	2,319人	2,166人	2,040人	1,814人
みわこども園	教育	46人	14人	18人	36人	59人
	保育	1,234人	1,326人	1,362人	1,206人	1,215人
もとにしこども園	教育	9人	12人	20人	36人	36人
	保育	689人	695人	667人	627人	558人
たしろこども園	教育	28人	15人	12人	10人	12人
	保育	441人	415人	431人	389人	438人
せんだうこども園	教育	7人	12人	12人	0人	0人
	保育	147人	177人	146人	120人	0人
計	教育	183人	121人	127人	146人	275人
	保育	4,864人	4,932人	4,772人	4,382人	4,025人

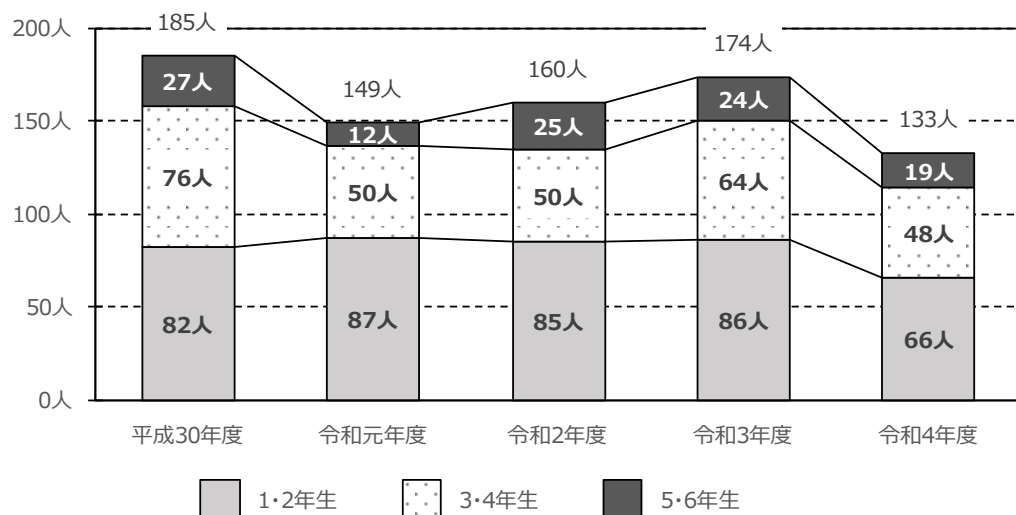
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
明治へき地保育所	84人	48人	0人	0人	0人

※羽後町統計資料、各年度3月末日時点

② 放課後児童クラブ利用者数の推移

放課後児童クラブの利用状況をみると、各年度とも1・2年生の利用が最も多くなっています。

各学年とも年度によって増減がありますが、令和3年度から令和4年度にかけて、各学年ともに減少し、全体で133人となっています。



	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1年生	48人	44人	44人	46人	32人
2年生	34人	43人	41人	40人	34人
3年生	52人	23人	34人	34人	29人
4年生	24人	27人	16人	30人	19人
5年生	19人	9人	19人	10人	17人
6年生	8人	3人	6人	14人	2人
計	185人	149人	160人	174人	133人

※羽後町統計資料、各年度登録人数

③ 各種手当での利用状況

児童手当の受給者数は減少傾向にあり、合計では、令和5年には12,854人と、令和元年に比べて1,984人の減少となっています。

各年、非被用者（厚生年金に加入していない方）よりも被用者（厚生年金に加入している方）の方がいずれの年代の子どもにおいても多く、3歳以上小学校修了前の非被用者は、令和元年に比べて令和5年には1,000人以上の減少となっています。

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
3歳未満	被用者	2,118人	2,038人	1,844人	1,618人	1,497人
	非被用者	263人	236人	224人	213人	217人
3歳以上 小学校修了前	被用者	7,864人	7,661人	7,501人	7,234人	6,801人
	非被用者	1,358人	1,313人	1,283人	1,268人	1,099人
中学生	被用者	2,567人	2,496人	2,701人	2,533人	2,679人
	非被用者	668人	653人	576人	524人	561人
計		14,838人	14,397人	14,129人	13,390人	12,854人

※羽後町統計資料、各年1月までの1年間の延べ人数

<児童扶養手当>

児童扶養手当の認定件数、定時届件数ともに、ほぼ横ばいで推移しています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
申請受付提出件数	8件	11件	13件	10件	12件
認定件数	8件	11件	13件	10件	12件
定時届件数	119件	112件	115件	121件	116件

※羽後町統計資料、各年度延べ件数

<特別児童扶養手当>

特別児童扶養手当の認定件数、定時届件数は年度によって増減していますが、大きな変動はありません。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
申請受付提出件数	9件	3件	10件	5件	8件
認定件数	9件	3件	10件	5件	8件
定時届件数	34件	35件	34件	39件	42件

※羽後町統計資料、各年度延べ件数

<特別障害者手当・障害児福祉手当>

特別障害者手当・障害児福祉手当の認定件数は、毎年度 20 件前後で推移しています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
申請件数	37件	37件	27件	27件	21件
認定件数	22件	28件	19件	25件	20件

※羽後町統計資料、各年度延べ件数

<チャイルドシート購入補助金>

チャイルドシート購入補助金の補助件数は、令和4年度では 18 件となっています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助件数	29件	37件	23件	11件	18件

※羽後町統計資料、各年度延べ件数

<うごまち「未来の宝」応援給付金事業>

うごまち「未来の宝」応援給付金事業の支給対象者数は、80 人前後で推移しており、令和4年度では 80 人となっています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支給対象者数	82人	90人	87人	79人	80人
対象児童	83人	96人	96人	94人	86人

※羽後町統計資料、各年度延べ件数

(5) 保健福祉の状況

① 保健事業の実施状況

主な保健事業の実施状況は上記の通りとなっています。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
健康手帳	交付件数	144件	125件	108件	0件	0件
健康教育	回数	187回	194回	93回	108回	101回
	延べ参加人数	2,694人	2,780人	1,064人	1,315人	1,485人
健康相談	回数	331回	384回	243回	240回	215回
	延べ参加人数	3,686人	3,910人	1,101人	1,193人	1,386人
訪問指導	訪問件数	369件	364件	311件	301件	280件

※羽後町統計資料、各年度計

② 母子保健活動の実施状況

主な母子保健活動の実施状況は上記の通りとなっています。

		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
健康教育	育児・離乳食教室	6回	38人	5回	35人	3回	18人	5回	10人	6回	17人
	すくすく広場	6回	26人	6回	29人	2回	4人	3回	15人	3回	8人
	よちよち・ひよこクラブ	4回	140人	3回	10人	1回	4人	1回	8人	1回	5人
	虫歯予防教室	18回	609人	20回	584人	6回	228人	6回	159人	5回	201人
	フッ素洗口巡回指導	11回	1,029人	11回	997人	11回	985人	11回	926人	9回	920人
	食育活動（学校）	4回	87人	6回	145人	3回	76人	0回	0人	0回	0人
	食育活動（その他）	1回	22人	2回	21人	1回	21人	0回	0人	0回	0人
	にこにこタッチ教室	3回	31人	3回	21人	1回	5人	0回	0人		
健康相談	就学時健康相談	4回	85人	4回	86人	2回	85人	2回	75人	2回	78人
	すくすく広場広場	6回	26人	6回	29人	2回	4人	3回	15人	3回	8人
	乳幼児栄養相談	16回	42人	12回	26人	14回	21人	13回	20人	15回	23人
家庭訪問	乳児	43回	43人	51回	51人	64回	64人	58回	58人	49回	49人
	幼児	2回	2人	11回	11人	6回	6人	10回	10人	1回	1人
	妊産婦	33回	33人	52回	52人	65回	65人	57回	57人	49回	49人
保健指導	乳児	3回	3人	0回	0人	72回	72人	7回	7人	5回	5人
	幼児	15回	15人	49回	49人	23回	23人	7回	7人	19回	19人
	妊産婦	66回	66人	71回	71人	64回	64人	35回	35人	12回	12人
巡回相談		12回	12人	12回	12人	12回	14人	12回	12人	9回	9人
幼児教室		21回	11人	21回	9人	6回	53人	9回	66人	10回	58人

※羽後町統計資料、各年度計

(6) 地域活動の担い手の状況

① 民生委員児童委員数

民生委員児童委員は各年度おおよそ 90 人となっており、各地区の内訳にも大きな変化はありません。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
西馬音内	20人	20人	20人	20人	20人
三輪	14人	14人	14人	14人	14人
新成	9人	9人	9人	9人	9人
明治	8人	8人	8人	8人	8人
元西	12人	12人	12人	12人	12人
田代	14人	14人	14人	14人	14人
仙道	10人	10人	10人	10人	10人
主任児童委員	3人	3人	3人	3人	3人
計	90人	90人	90人	90人	90人

※羽後町資料

② 健康推進委員

健康推進委員は令和5年度時点で 264 人となっています。

	人数
西馬音内	76人
三輪	54人
新成	26人
明治	21人
元西	31人
田代	35人
仙道	21人
計	264人

※羽後町資料

③ 食生活改善推進委員

食生活改善推進委員は令和5年度時点で 17 人となっています。

2. アンケート調査のポイント

「羽後町地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定に向けた基礎資料とするため、地域における課題を把握し、その解決に向けた取組を検討する参考となるように、福祉全般のことや施策ニーズについてアンケート調査を実施しました。以下にその結果を記載します。

(1) 調査実施概要

① 調査期間

令和5年7月～8月

② 調査方法

郵送による配布・回収

③ 調査対象

住民基本台帳から無作為に抽出した町内にお住まいの18歳以上の方1,000人

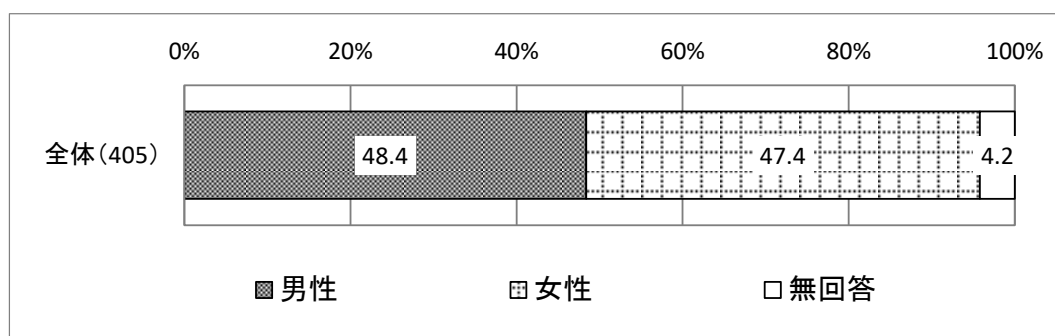
④ 回収状況

発送数	有効回収数	有効回収率
1,000 票	405 票	40.5%

(2) 回答者の基本属性

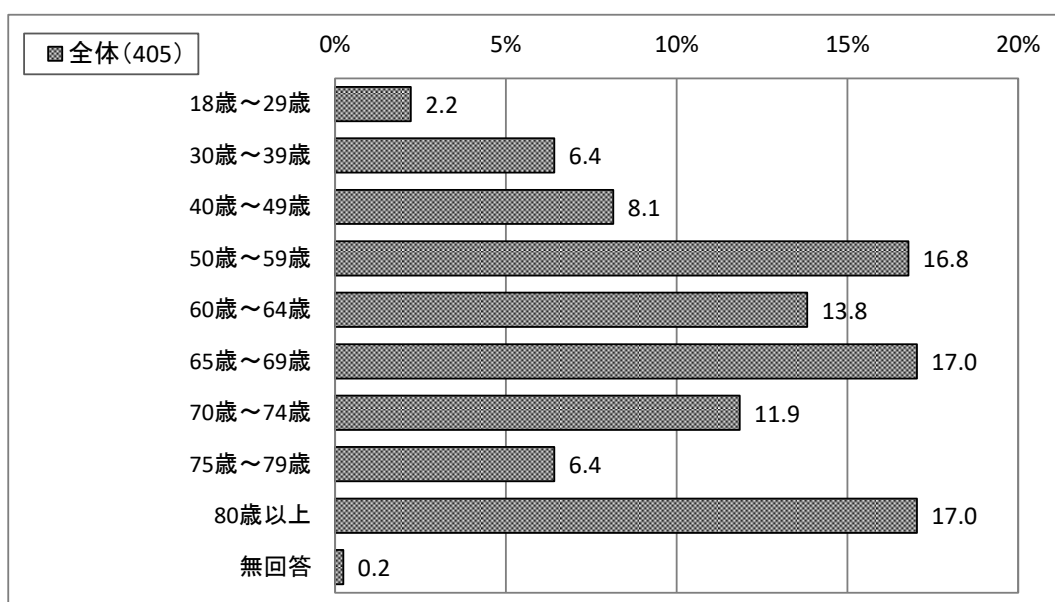
①性別

回答者の性別は、「男性」48.4%と、「女性」47.4%とほぼ同じ割合となっています。



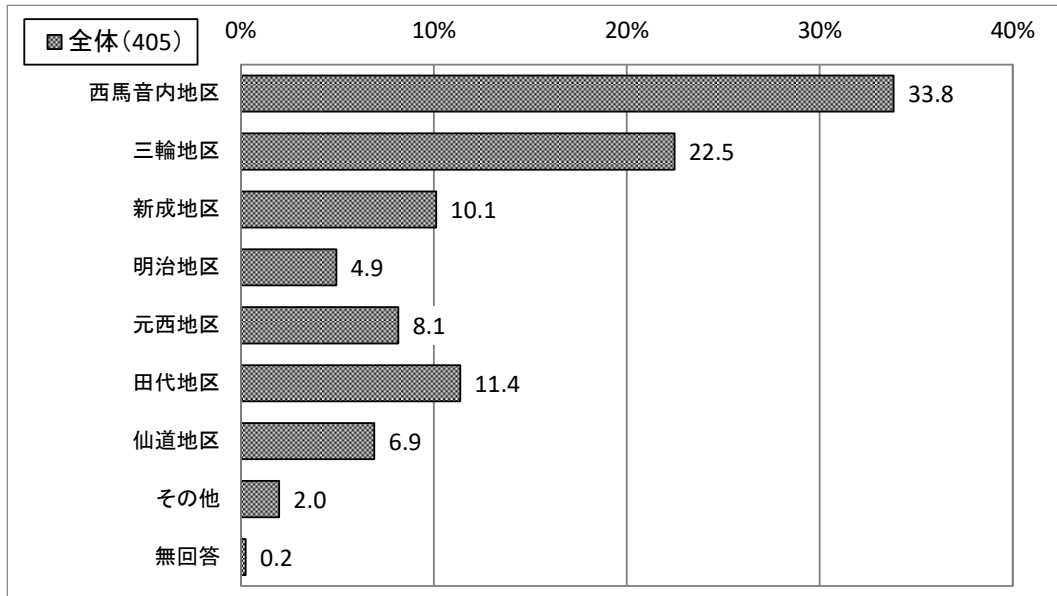
②年齢

回答者の年齢は、「65 歳～69 歳」(17.0%)、「80 歳以上」(17.0%)、「50 歳～59 歳」(16.8%) の占める割合が高くなっていますが、65 歳以上の高齢者が 52.3%と回答者の半数以上を占めています。



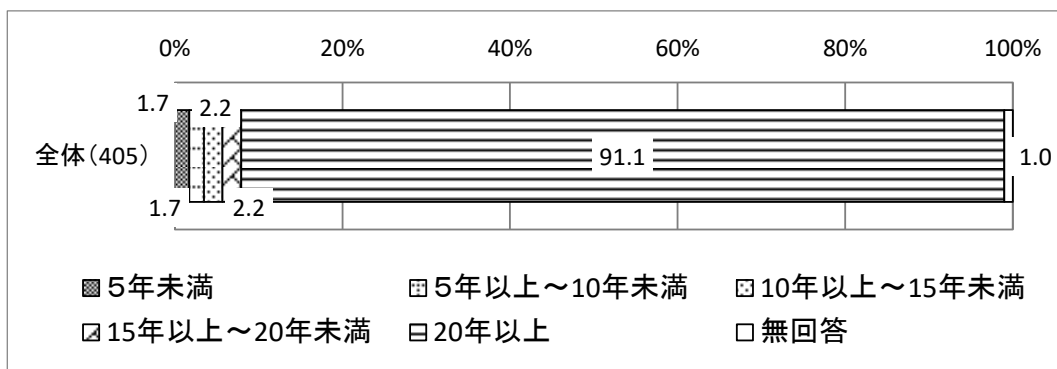
③居住地区

回答者の居住地区は、「西馬音内地区」が 33.8%と 3 割以上を占め、次いで「三輪地区」が 22.5%となっています。



④居住年数

回答者の本町への居住年数をみると、「20 年以上」が 91.1%と 9 割以上になっています。

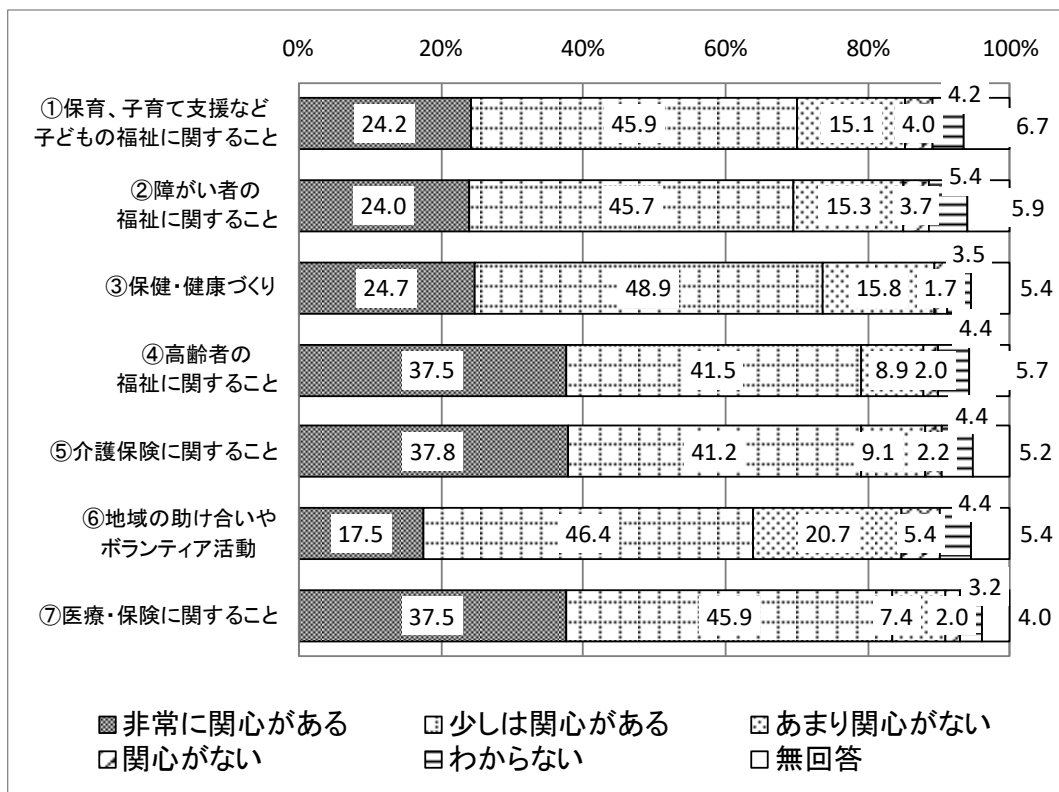


(3) 主な調査結果

(1) 福祉分野別の関心度

「非常に関心がある」と「少しは関心がある」をあわせて『関心がある』、「あまり関心がない」と「関心がない」をあわせて『関心がない』として整理すると、⑦医療・保険に関することは『関心がある』が8割を超えています。

一方、⑥地域の助け合いやボランティア活動については「関心がない」が2割を超えています。

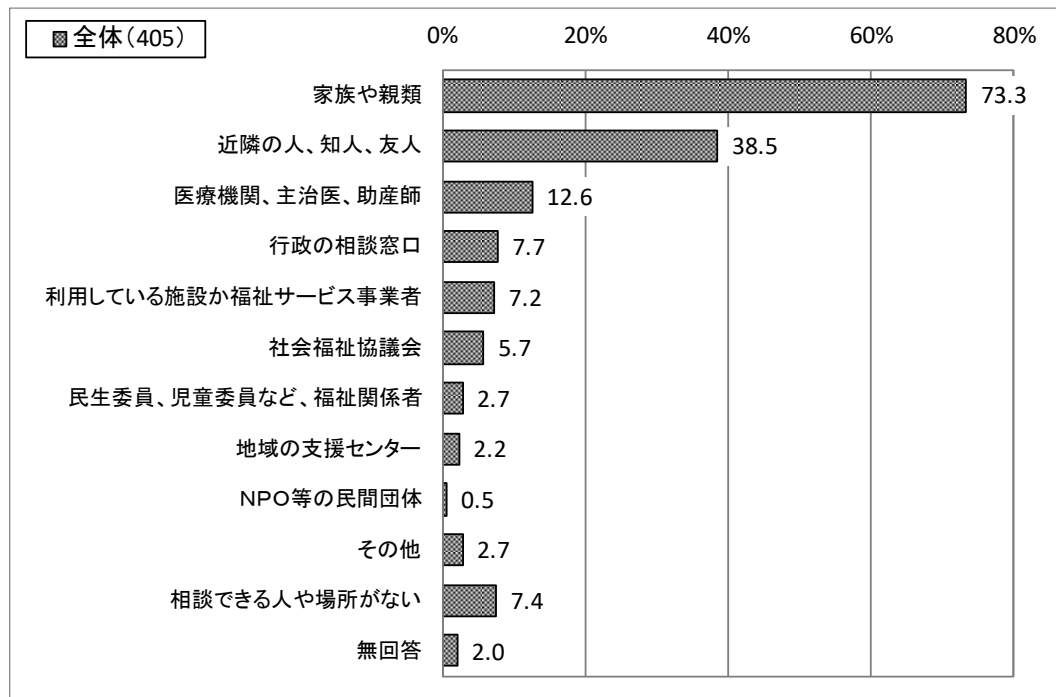


(2) 不安や悩みの相談先

家族の悩みや不安について相談するところとしては、「家族や親類」が73.3%と7割以上を占めています。

次いで「近隣の人、知人、友人」が38.5%と約4割になっています。

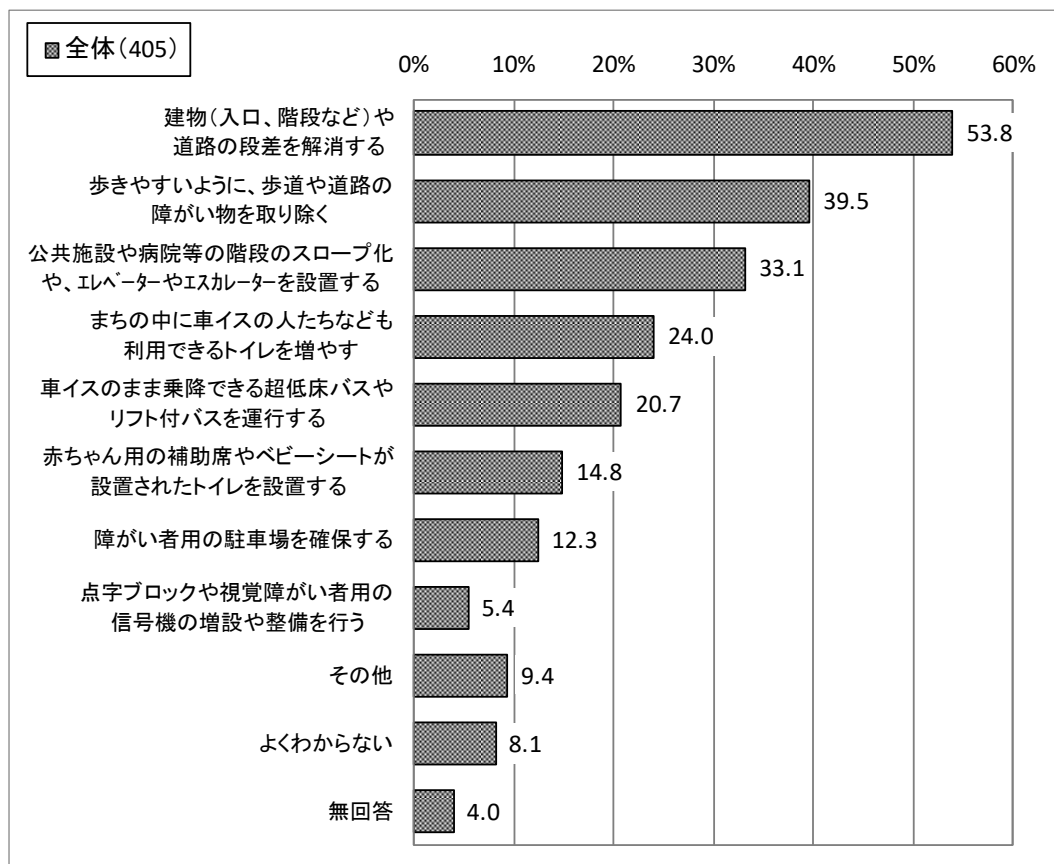
「相談できる人や場所がない」との回答は7.4%となっています。



(3) バリアフリーのまちづくりにおいて必要なこと

外出しやすいまちづくりにおいて必要なこととしては、「建物（入口、階段など）や道路の段差を解消する」が 53.8%でもっとも回答の割合が高くなっています。

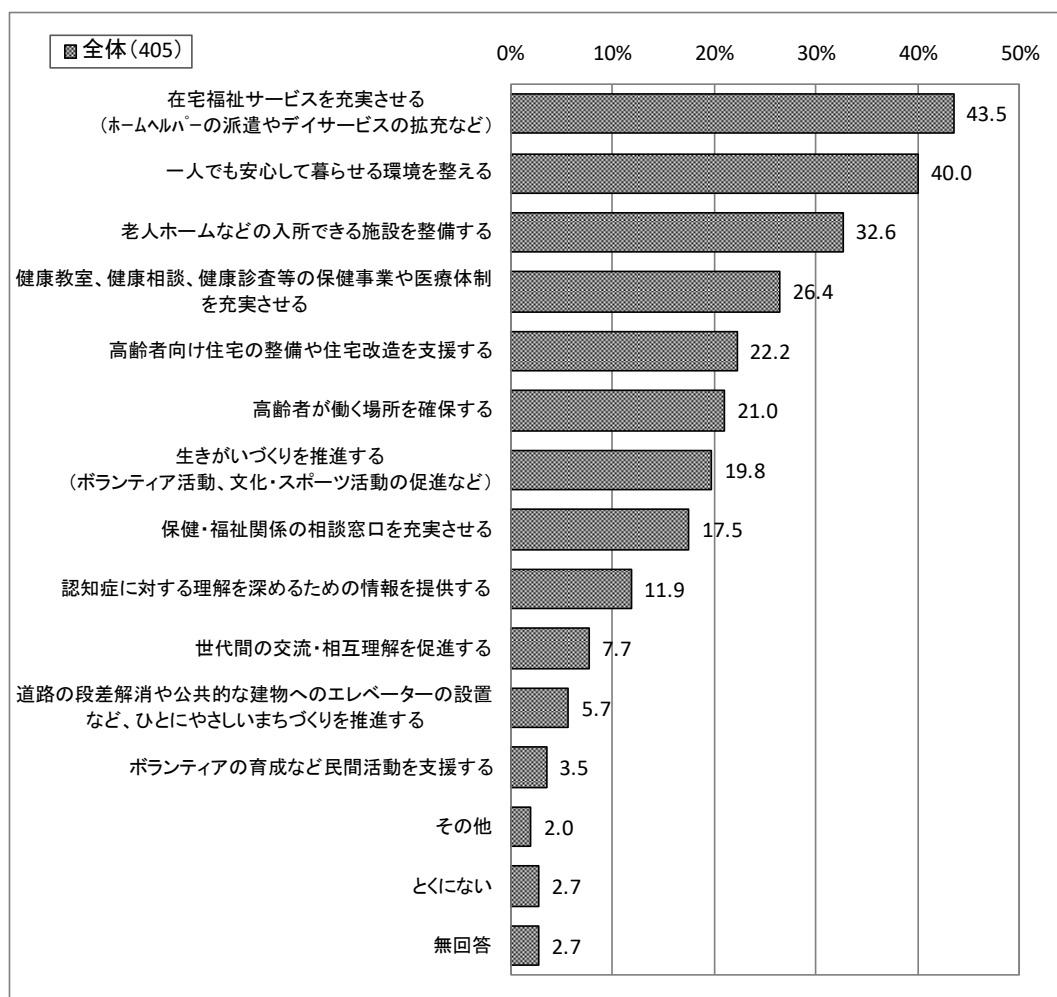
次いで「歩きやすいように、歩道や道路の障害物（商品や看板、違法駐車、放置自転車、電柱等）を取り除く」が 39.5%、「公共施設や病院等の階段のスロープ化や、エレベーターやエスカレーターを設置する」が 33.1%となっています。



(4) 高齢者福祉において必要なこと

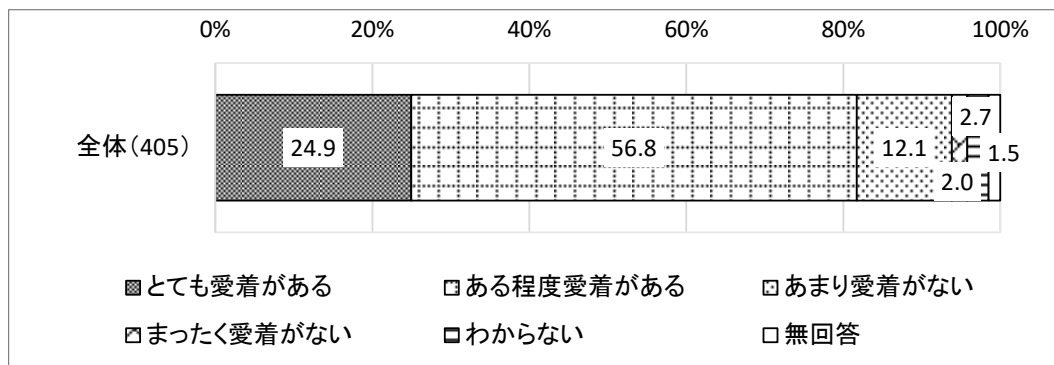
高齢者が自立した生活を送っていくために必要なこととしては、「在宅福祉サービスを充実させる（ホームヘルパーの派遣やデイサービスの拡充など）」が43.5%でもっとも回答の割合が高く、次いで「一人でも安心して暮らせる環境を整える」が40.0%、「老人ホームなどの入所できる施設を整備する」が32.6%となっています。

前回調査と比較すると、前回は「一人でも安心して暮らせる環境を整える」がもっとも高くなっていました。



(5) 地域への愛着

地域への愛着については、「ある程度愛着がある」が 56.8%でもっとも回答の割合が高く、「とても愛着がある」をあわせると 81.7%が『愛着がある』としています。

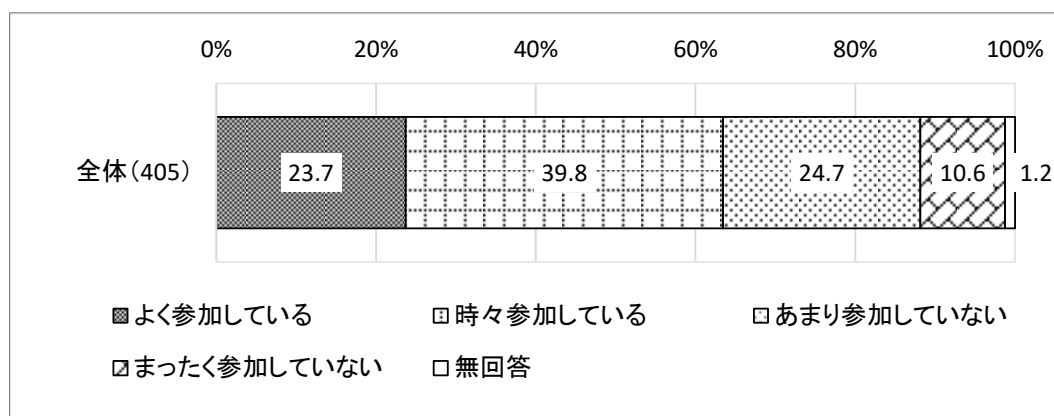


(6) 地域活動への参加状況

地域活動への参加状況をみると、「よく参加している」と「時々参加している」をあわせた『参加している』は 63.5%と6割以上となっています。

「あまり参加していない」と「まったく参加していない」をあわせた『参加していない』は 35.3%となっています。

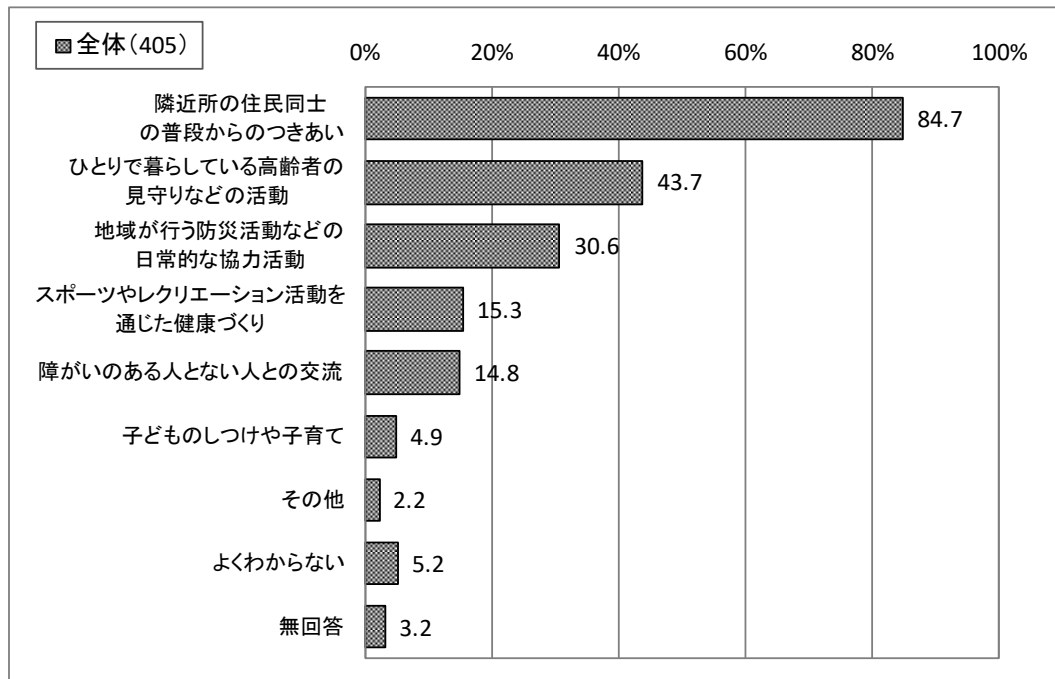
前回調査と比較すると、前回調査では『参加している』は 44.5%と5割以下となっており、『参加していない』が 52.0%と半数を超えていました。



(7) 地域での支え合いに大切なこと

地域の人々がお互いに支え合っていくうえで大切なこととしては、「隣近所の住民同士の普段からのつきあい」が 84.7%と 8 割を超え多くの支持を得ています。

次いで「ひとりで暮らしている高齢者の見守りなどの活動」が 43.7%、「地域が行う防災活動などの日常的な協力活動」が 30.6%と 3 割を超えています。

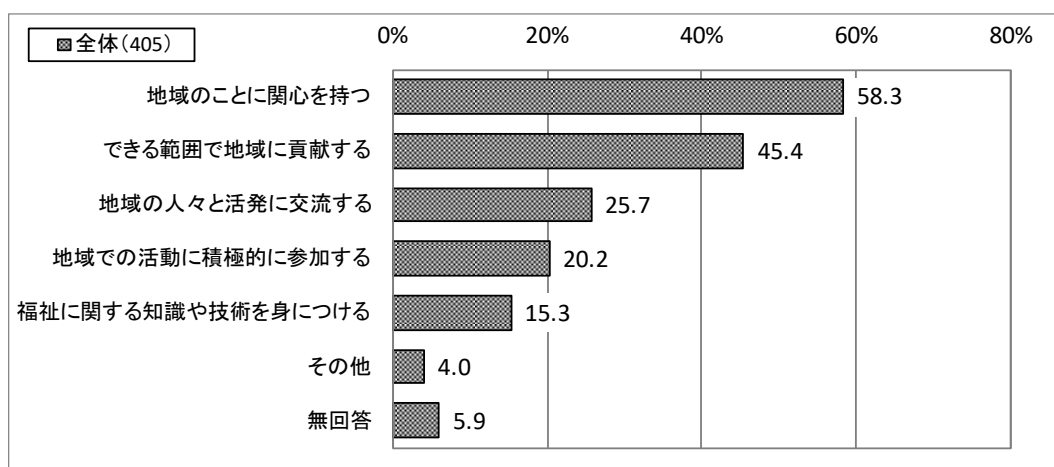


(8) 地域福祉の推進のために重要なこと

<①自助において重要なこと>

地域福祉の推進を図る上で、自助において重要なこととしては、「地域のことに関心を持つ」が58.3%と最も回答の割合が高く、ついで「できる範囲で地域に貢献する」が45.4%となっています。

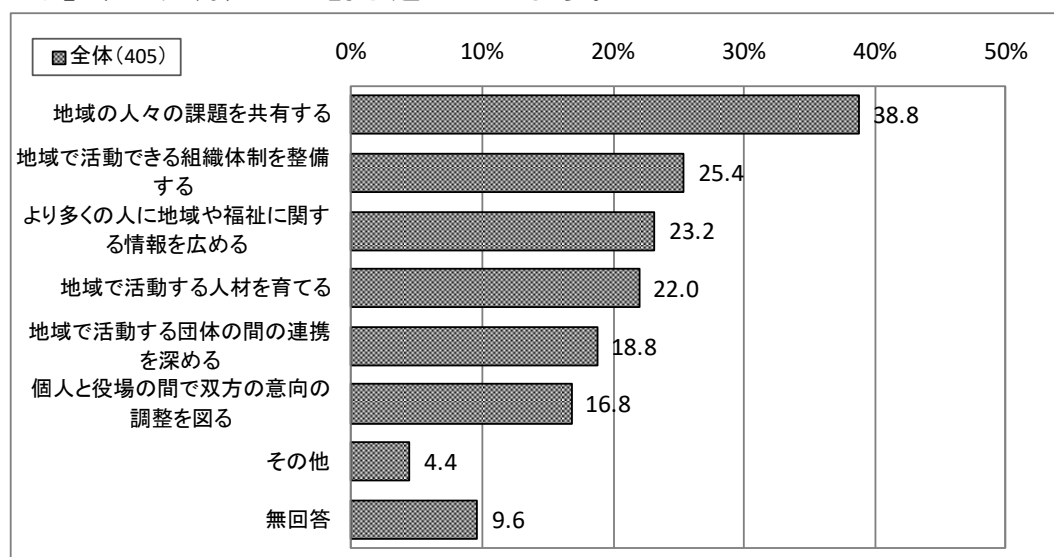
一方で、「福祉に関する知識や技術を身につける」(15.3%)、「地域での活動に積極的に参加する」(20.2%)、「地域の人々と活発に交流する」(25.7%)などの、一人ひとりの具体的な行動をとる項目への回答は低くなっています。



<②共助において重要なこと>

地域福祉の推進を図る上で、共助において重要なこととしては、「地域の人々の課題を共有する」(33.8%)との回答の割合がもっとも高くなっています。

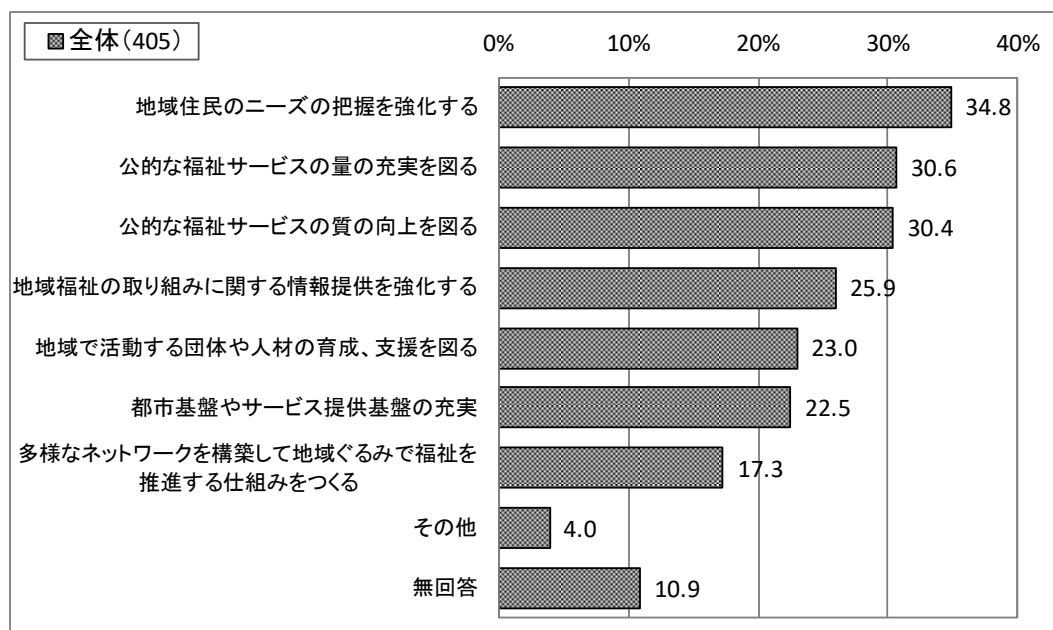
次いで、「地域で活動できる組織体制を整備する」(25.4%)、「より多くの人に地域や福祉に関する情報を広める」(23.2%)、「地域で活動する人材を育てる」(22.0%)が2割を超えています。



＜③公助において重要なこと＞

地域福祉の推進を図る上で、公助において重要なこととしては、「地域住民のニーズの把握を強化する」が34.8%、「公的な福祉サービスの質の向上を図る」が30.6%、「公的な福祉サービスの量の充実を図る」が30.4%と3割以上と、サービスに関する取組が上位になっています。

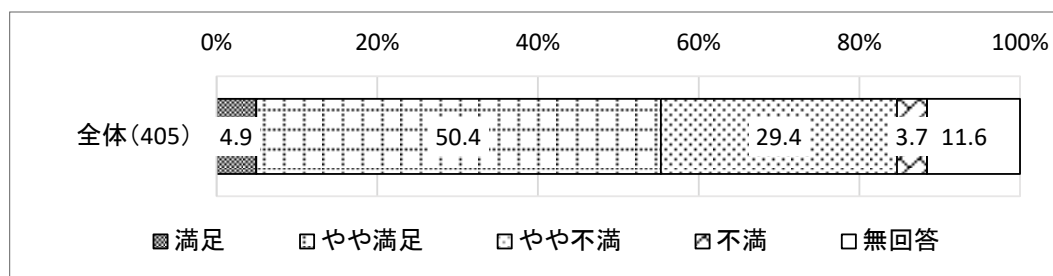
次いで、「地域福祉の取組に関する情報提供を強化する」(25.9%)、「地域で活動する団体や人材の育成、支援を図る」(23.0%)と続いています。



(9) 本町の福祉施策に対する総合満足度

本町の福祉施策に対する総合満足度をみると、「やや満足」が50.4%と半数を占めています。「満足」(4.9%)とあわせると、『満足』という評価は55.3%となっています。

「やや不満」と「不満」をあわせた『不満』は33.1%で、『満足』という評価が『不満』を上回っています。



(10) 本町の地域福祉施策に対する満足度と重要度

①現状の満足度

「満足」に5点、「不満」に1点と各評価に点数を与え平均値を出したところ、もっとも満足度が高かったのは『13) 保健・医療の充実』の3.08点でした。

次いで、『5) 福祉意識の向上』が3.07点、『1) 情報提供体制の充実』と『2) 相談・支援体制の充実』がともに3.04点となっています。

もっとも満足度が低かったのは、『11) 移動への支援』の2.77点で、次いで『14) 就労への支援』の2.79点となっています。

全体(405)	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満	無回答	平均
1)情報提供体制の充実	3.2%	17.3%	44.2%	16.0%	2.0%	17.3%	3.04
2)相談・支援体制の充実	2.7%	18.0%	44.0%	15.1%	2.5%	17.8%	3.04
3)サービスの質の向上	2.2%	12.3%	52.6%	11.4%	3.0%	18.5%	2.99
4)権利擁護の充実	0.7%	10.1%	61.7%	8.1%	0.5%	18.8%	3.03
5)福祉意識の向上	1.5%	17.0%	51.1%	11.1%	1.5%	17.8%	3.07
6)交流の場の拡充	1.7%	10.6%	53.8%	12.8%	1.7%	19.3%	2.97
7)ボランティア・NPO活動の拡充	1.7%	6.2%	57.5%	13.8%	1.5%	19.3%	2.91
8)日常の支援	2.7%	12.3%	52.1%	12.6%	2.0%	18.3%	3.02
9)緊急時の支援	1.7%	8.9%	55.6%	12.3%	3.0%	18.5%	2.93
10)道路・公共施設等のバリアフリー化の推進	0.5%	8.4%	50.9%	18.0%	4.0%	18.3%	2.80
11)移動への支援	1.0%	7.9%	48.6%	19.0%	4.9%	18.5%	2.77
12)心身の健康の維持・増進	1.0%	11.4%	59.0%	7.9%	1.7%	19.0%	3.02
13)保健・医療の充実	2.7%	19.0%	45.7%	11.6%	3.2%	17.8%	3.08
14)就労への支援	1.2%	5.2%	54.8%	16.0%	4.2%	18.5%	2.79
15)社会的自立への支援	0.5%	6.2%	58.5%	12.1%	3.5%	19.3%	2.85

②重要度

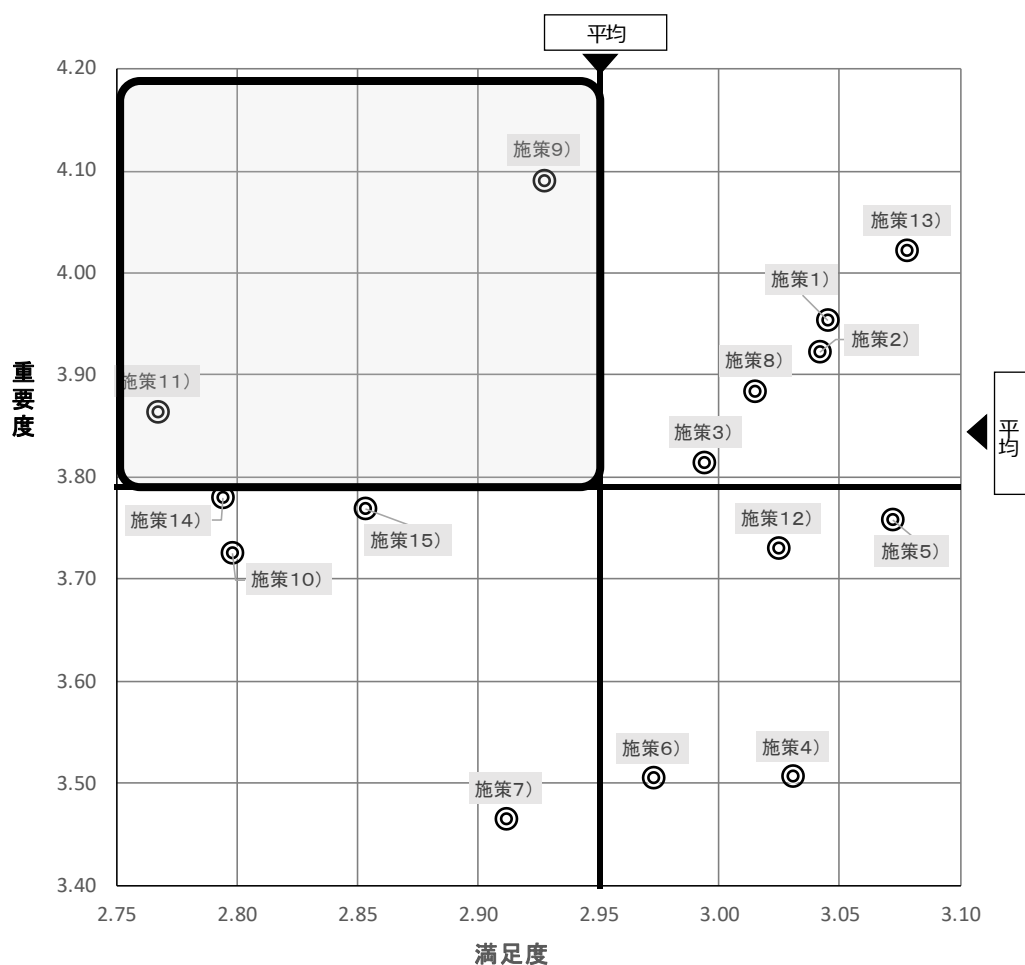
「重要」に5点、「重要ではない」に1点と各評価に点数を与え平均値を出したところ、もっとも重要度が高かったのは『9) 緊急時の支援』の4.09点でした。

次いで、『13) 保健・医療の充実』が4.02点、『1) 情報提供体制の充実』が3.95点、『2) 相談・支援体制の充実』が3.92点となっています。

もっとも重要度が低かったのは、『7) ボランティア・NPO活動の拡充』の3.47点で、次いで『6) 交流の場の拡充』の3.50点となっています。

全体(405)	重要	やや重要	どちらともいえない	あまり重要ではない	重要ではない	無回答	平均
1)情報提供体制の充実	21.7%	35.3%	19.5%	2.2%	0.5%	20.7%	3.95
2)相談・支援体制の充実	22.0%	31.9%	22.5%	2.5%	0.2%	21.0%	3.92
3)サービスの質の向上	19.8%	26.9%	29.6%	2.0%	0.2%	21.5%	3.81
4)権利擁護の充実	9.4%	24.0%	42.2%	3.0%	0.0%	21.5%	3.51
5)福祉意識の向上	13.6%	34.8%	29.4%	1.7%	0.0%	20.5%	3.76
6)交流の場の拡充	9.1%	26.9%	37.3%	4.2%	0.7%	21.7%	3.50
7)ボランティア・NPO活動の拡充	9.9%	22.7%	41.0%	4.0%	1.0%	21.5%	3.47
8)日常の支援	21.2%	29.1%	27.2%	1.2%	0.2%	21.0%	3.88
9)緊急時の支援	30.6%	25.9%	21.5%	1.0%	0.0%	21.0%	4.09
10)道路・公共施設等のバリアフリー化の推進	14.8%	30.9%	30.9%	2.5%	0.2%	20.7%	3.73
11)移動への支援	19.8%	31.1%	27.2%	1.7%	0.0%	20.2%	3.86
12)心身の健康の維持・増進	16.0%	28.4%	32.8%	2.0%	0.2%	20.5%	3.73
13)保健・医療の充実	26.9%	28.9%	23.7%	0.7%	0.0%	19.8%	4.02
14)就労への支援	19.5%	25.9%	31.9%	2.2%	0.2%	20.2%	3.78
15)社会的自立への支援	19.3%	25.4%	31.6%	2.2%	0.5%	21.0%	3.77

③満足度と重要度



【満足度】	満足=5点、やや満足=4点、どちらともいえない=3点、やや不満=2点、不満=1点
【重要度】	重要=5点、やや重要=4点、どちらともいえない=3点、あまり重要ではない=2点、重要ではない=1点

○満足度と重要度について、各回答を上記のように得点化し、横軸に満足度の平均得点、縦軸に重要度の平均得点を使用して、主要施策ごとの満足度と重要度の関係を整理したものが上記のプロット図です。

地域福祉に関わる主な施策について満足度と重要度の関係を整理すると、満足度と重要度ともに全体の平均に比べて、重要度が高いにもかかわらず、満足度が低い施策は、以下の2項目となっています。

- 9) 緊急時の支援
- 11) 移動への支援

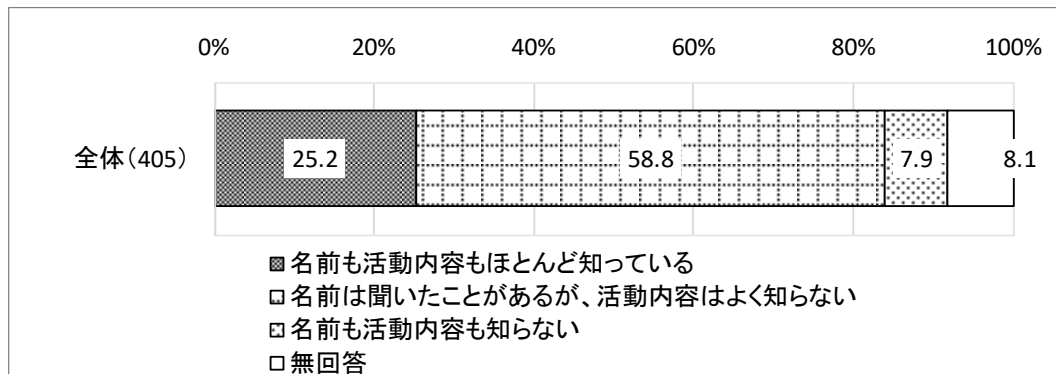
これらは重要と思われるにもかかわらず、十分な満足が得られていない施策であり、優先的に取り組むべき課題領域であると考えられます。

また、14) 就労への支援、10) 道路・公共施設等のバリアフリー化の推進、15) 社会的自立への支援については、重要度は平均値に近いものの、満足度が低いため、満足度向上に向けた取組が必要と思われます。

(11) 「羽後町社会福祉協議会」の認知状況

「羽後町社会福祉協議会」については、58.8%が「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」としています。

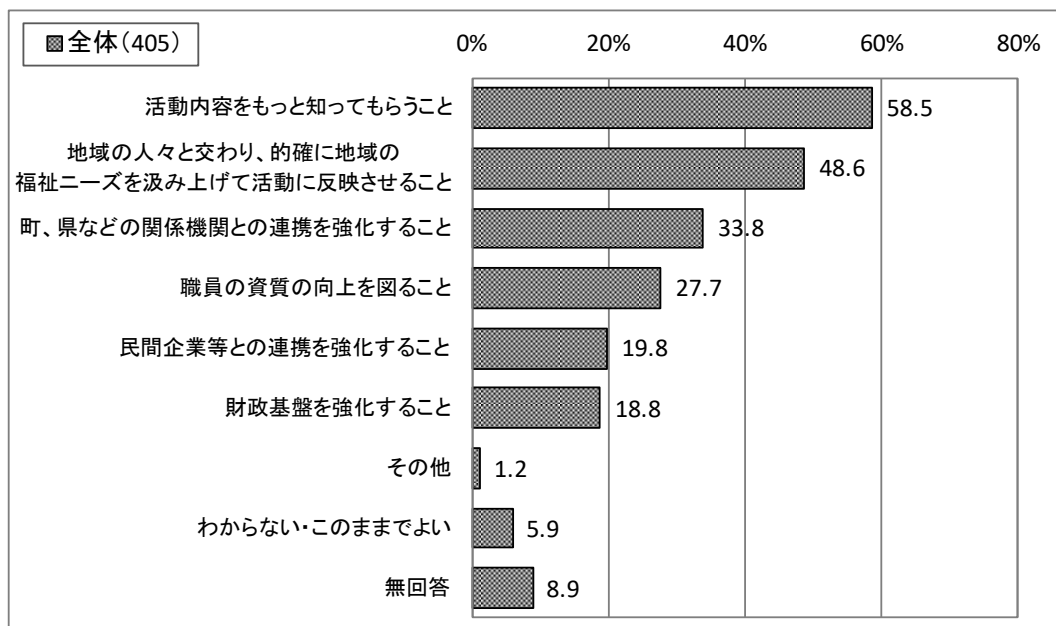
一方、「名前も活動内容もほとんど知っている」という回答も 25.2%と 4人に1人の割合となっています。



(12) 社会福祉協議会の活動の充実のために重要なこと

社会福祉協議会の活動の充実を図る上で重要なこととしては、「活動内容をもっと知ってもらうこと」(58.5%)、「地域の人々と交わり、的確に地域の福祉ニーズを汲み上げて活動に反映させること」(48.6%)への回答が5割前後を占めています。

次いで、「町、県などの関係機関との連携を強化すること」(33.8%)、「職員の資質の向上を図ること」(27.7%)と続いています。前回調査と比較すると、「町、県などの関係機関との連携を強化すること」が前回調査より高くなっています。



(13) 社会福祉協議会の活動に対する満足度と重要度

①満足度

「満足」に5点、「不満」に1点と各評価に点数を与え平均値を出したところ、もっとも満足度が高かったのは『2) 在宅で健やかに生活することを支援する活動』の3.27点でした。

次いで、『6) 福祉情報を皆さんに広く伝える活動』が3.26点、『1) 地域でのふれあい活動』が3.25点となっています。

もっとも満足度が低かったのは、『7) 経済的に困っている方の生活費用等を貸与する活動』の3.04点で、次いで『4) ボランティアの皆さんを応援する活動』の3.06点となっています。

全体(340)	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満	無回答	平均
1)地域でのふれあい活動	3.5%	20.5%	45.2%	5.7%	1.7%	23.5%	3.25
2)在宅で健やかに生活することを支援する活動	3.2%	21.0%	45.9%	5.7%	1.7%	22.5%	3.27
3)生活や福祉に関わる相談事業	2.7%	16.0%	50.1%	6.2%	1.7%	23.2%	3.16
4)ボランティアの皆さんを応援する活動	1.2%	13.3%	51.9%	8.1%	1.7%	23.7%	3.06
5)児童・生徒・学生・社会人の皆さんの福祉体験を応援する活動	2.0%	12.6%	52.6%	7.2%	1.7%	24.0%	3.09
6)福祉情報を皆さんに広く伝える活動	4.7%	18.8%	44.9%	6.7%	1.2%	23.7%	3.26
7)経済的に困っている方の生活費用等を貸与する活動	2.2%	9.9%	57.0%	6.7%	2.2%	22.0%	3.04
8)福祉活動の財源を募集し、地域の福祉活動に配分する活動	2.7%	9.9%	55.8%	6.4%	1.5%	23.7%	3.08

②重要度

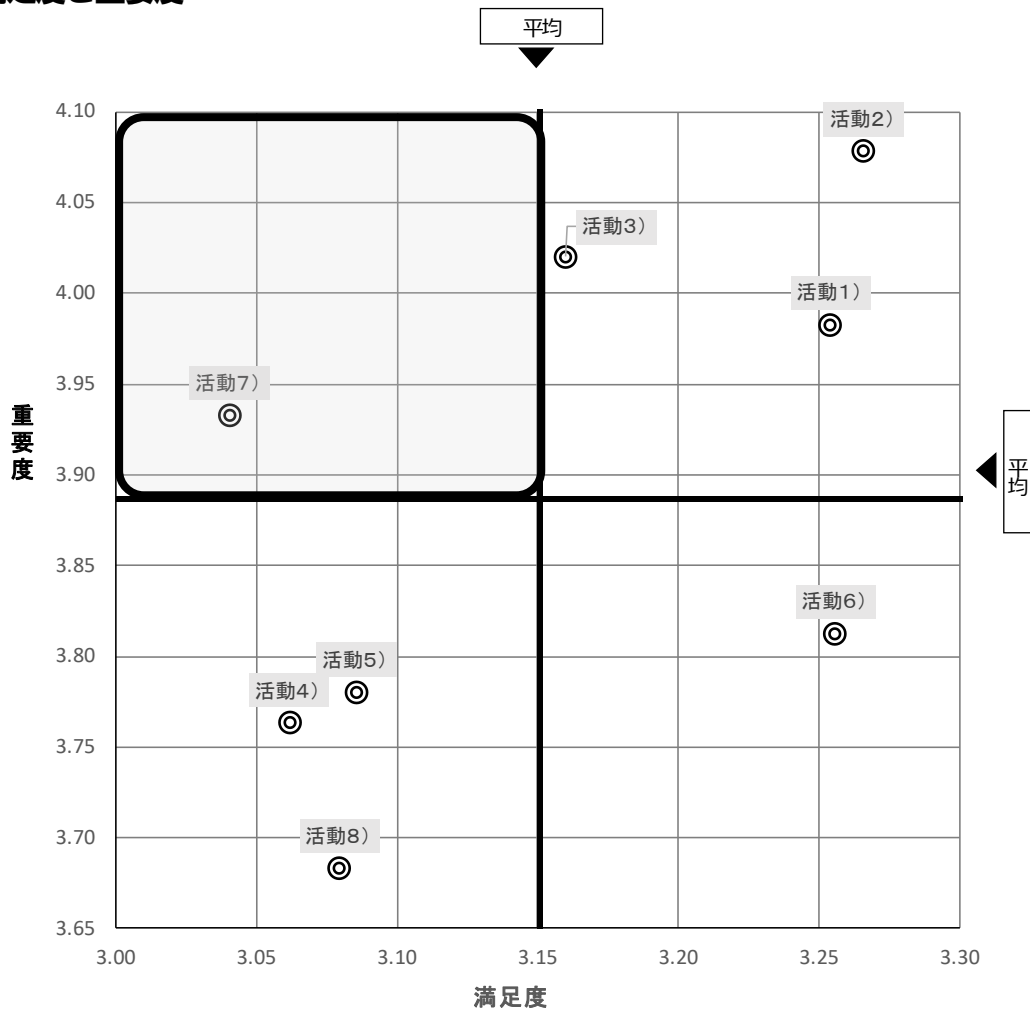
「重要」に5点、「重要ではない」に1点と各評価に点数を与え平均値を出したところ、もっとも重要度が高かったのは『2) 在宅で健やかに生活することを支援する活動』の4.08点でした。

次いで、『3) 生活や福祉に関わる相談事業』が4.02点、『1) 地域でのふれあい活動』が3.98点、『7) 経済的に困っている方の生活費用等を貸与する活動』が3.93点となっています。

もっとも重要度が低かったのは、『8) 福祉活動の財源を募集し、地域の福祉活動に配分する活動』の3.68点で、次いで『4) ボランティアの皆さんを応援する活動』の3.76点となっています。

全体(340)	重要	やや重要	どちらともいえない	あまり重要ではない	重要ではない	重要	平均
1)地域でのふれあい活動	24.4%	37.4%	23.2%	0.9%	0.3%	13.8%	3.98
2)在宅で健やかに生活することを支援する活動	30.0%	33.5%	22.1%	0.6%	0.0%	13.8%	4.08
3)生活や福祉に関わる相談事業	27.4%	34.1%	25.0%	0.3%	0.0%	13.2%	4.02
4)ボランティアの皆さんを応援する活動	18.2%	31.2%	34.4%	2.1%	0.0%	14.1%	3.76
5)児童・生徒・学生・社会人の皆さんの福祉体験を応援する活動	17.9%	35.6%	28.8%	2.6%	0.9%	14.1%	3.78
6)福祉情報を皆さんに広く伝える活動	20.0%	34.4%	28.2%	3.5%	0.3%	13.5%	3.81
7)経済的に困っている方の生活費用等を貸与する活動	25.9%	30.9%	30.0%	0.9%	0.0%	12.4%	3.93
8)福祉活動の財源を募集し、地域の福祉活動に配分する活動	17.1%	27.9%	39.4%	1.2%	0.9%	13.5%	3.68

③満足度と重要度



【満足度】 満足=5点、やや満足=4点、どちらともいえない=3点、やや不満=2点、不満=1点

【重要度】 重要=5点、やや重要=4点、どちらともいえない=3点、あまり重要ではない=2点、重要ではない=1点

○満足度と重要度について、各回答を上記のように得点化し、横軸に満足度の平均得点、縦軸に重要度の平均得点を使用して、主要施策ごとの満足度と重要度の関係を整理したものが上記のプロット図です。

社会福祉協議会の主な活動について満足度と重要度の関係を整理すると、満足度と重要度ともに全体の平均に比べて、重要度が高いにもかかわらず、満足度が低い活動は、以下の1項目となっています。

7) 経済的に困っている方の生活費用等を貸与する活動

これは重要とされているにもかかわらず、十分な満足が得られていない活動であり、優先的に取り組むべき課題領域であると考えられます。

また、4) ボランティアの皆さんを応援する活動、5) 児童・生徒・学生・社会人の皆さんの福祉体験を応援する活動、8) 福祉活動の財源を募集し、地域の福祉活動に配分する活動については、重要度は高くはないものの、満足度が低いいため、満足度向上に向けた取組が必要と思われます。

3. 関係団体調査のポイント

地域で活動する団体を対象に、地域福祉の現状、成年後見制度に係る現況等について調査シートによる調査を実施しました。以下にその結果を記載します。

(1) 調査の目的

地域で活動する団体を対象に、地域福祉の現状、成年後見制度に係る現況等について調査シートによる調査を実施しました。

(2) 調査の実施状況

① 調査期間

令和5年7月～8月

② 調査方法

調査シートへの記入

③ 調査対象

地域福祉に係る団体等

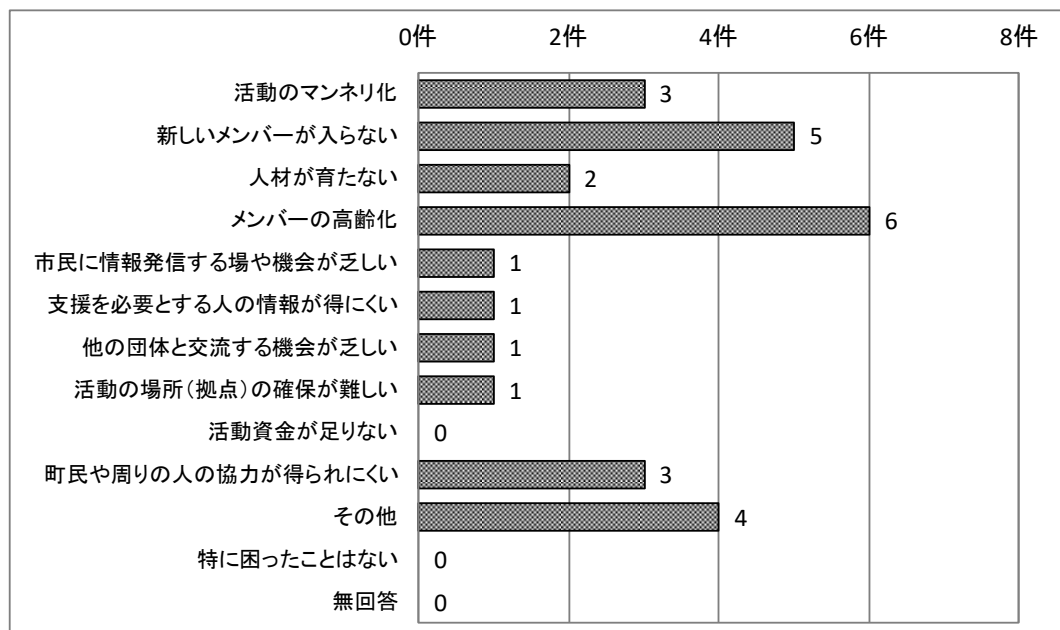
団体の名称
羽後町ボランティア団体連絡協議会
町立羽後病院
羽後町健康推進委員連絡協議会
高瀬ケアセンター
特別養護老人ホーム松蔭苑
羽後町食生活改善推進協議会
羽後町身体障害者福祉協会
羽後町母子寡婦福祉会
羽後町民生委員・児童委員協議会
羽後町老人クラブ連合会

(3) 調査結果の概要

①現在の活動について

1) 活動を行う上での問題点

現在の活動を行う上での問題点としては、「メンバーの高齢化」が最も多く、次いで「新しいメンバーが入らない」となっていました。

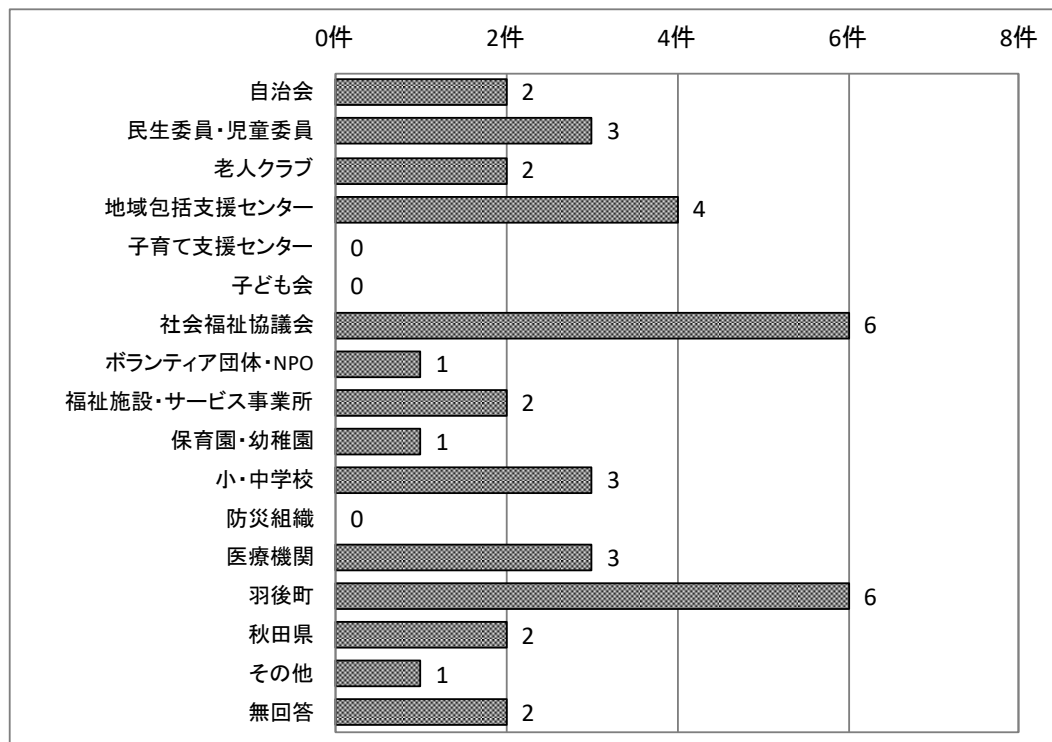


会員の高齢化、新しい加入者がいないことによる会員の減少が問題となっています。

回 答
・会員の高齢化などの理由もあり、辞めてしまう方が多い中、新しく会員になっていただける方がいない。
・医師不足、看護師不足
・25世帯に1人の健康推進委員(2年任期)を各集落から選出してもらっているが、代わってくれる人がいないとしかたなく、長年担ってくれている方がいる。
・感染対策の問題
・町内の要介護の方の受け入れ
・毎年メンバーを募集しているが、加入に至らない。また、メンバーの高齢化が進み、活動への参加が困難となり退会する人も増え、会員が減少している。
・会員の高齢化により会員数が減少している。また、身体的にも活動への参加が難しくなっている方が多数。
・個人情報の保護が重要視されるようになったことから、会員による勧誘や、ひとり親家庭等の情報共有が難しくなった。ひとり親の中には、家庭状況を周囲に知られたくない者が多いことや、会員の高齢化等に伴い活動が減少していることなどから事務局からの周知、勧誘が難しい。
・取組も限られており、新しい取組も少ない。
・委員によって取組に差があり、活動が少ない委員もいる。
・高齢化が進んでおり、老人自体は増加しているが、老人クラブへの加入者は年々減少している。

2) 他団体等との連携の状況

現在の活動を行う上で、協力や連携、交流がある団体等としては、「社会福祉協議会」と「羽後町」が多くなっています。

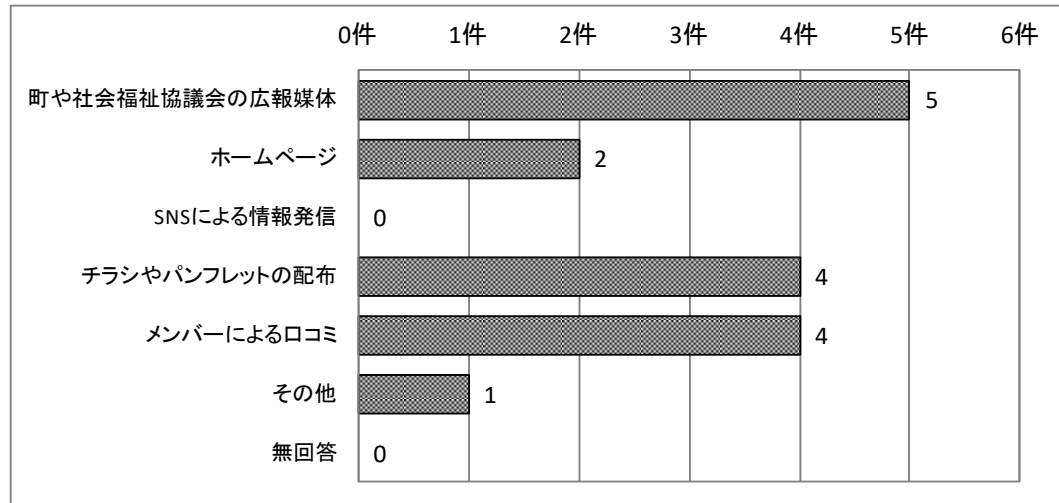


必要に応じて、町や社会福祉協議会、関係機関との連携が果たされています。

回 答
・ 当会主催の自殺予防講演会を開催する際に、町などに後援していただき実施している。他団体からのボランティア協力要請をいただき、登録していただいているボランティア団体などへと繋いでいる。
・ 医学的専門的な知識や資格を要する支援が必要な場合、協力している。
・ 町からの補助金あり
・ グループホーム、デイサービスの地域密着型サービスに義務づけられている運営推進会議のメンバーとして、地域各団体の代表者に参加してもらっている。
・ 業務委託等
・ 町栄養士が事務局を担っている。さらに県の事務局と連携し、日本食生活協会や県から委託事業を展開している。また、依頼があれば町内小中学校や高校での食育活動を行っている。
・ 羽後町社会福祉大会への参加

3) 活動の情報発信について

団体の活動の情報発信については、「町や社会福祉協議会の広報媒体」が最も多く、次いで「チラシやパンフレットの配布」と「メンバーによる口コミ」が多くなっています。SNSによる情報発信はありませんでした。



「町や社会福祉協議会の広報媒体」が多くなっていますが、口コミの活用も挙げられています。今後はSNSの活用を検討されているところもあります。

回 答
・自殺予防講演会の開催のチラシなどを作成し、全戸配布のほか、社協広報などにも掲載している。
・健診や複十字シール募金について、広報に協力をお願いをだしている。
・今後、インターネット（SNS）による施設情報の発信を充実させていくことが必要だ。
・広報等での紹介
・会員の募集や催しのお知らせなどは、広報に掲載したり、チラシの配布、あるいは口コミによる勧誘を行っている。
・母子寡婦福祉資金に関する相談を受けたときに知らせている。
・単位老人クラブ長宛ての文章での事業照会
・参加依頼文の発送
・その後の会員間の口コミ伝達。

②今後の活動について

1) 今後の活動について

会員の高齢化、新規加入者の減少によって今後の活動を懸念している声があります。基本的には地域に根ざした活動の継続を念頭に、活動の充実や参加を促すための理解促進が目指されています

回 答
・登録団体の活動が見えにくいという声があったので、活動の様子を団体同士が知る、町民の皆さんに知ってもらう機会を設けられないか協議中。
・病院経営の安定化を図りつつ、地域住民に医療サービスを提供していく。
・2年任期の健康推進委員であるため、各集落に25世帯に1人の割合で、今後も確保できるよう各地区に理解を促していきたい。
・福祉や集いの拠点として必要とされる施設でありたい。地域にオープンな施設にするため、様々なイベントを行っていききたいが、感染対策が課題となる。
・指定管理または民間譲渡
・会員に高齢化と会員数の減少、さらにコロナ渦による生活様式の変化など、活動の規模や内容を見直しながら活動している。今後も小さいながらも地域に根ざした活動を展開していきたい。
・会員数が減少傾向のため、魅力的な活動を行い新規会員を獲得していきたい。
・役員の高齢化や会員の活動への参加率の低さ等から、年々活動の機会が減り、参加者が固定されつつある。役員からは、会の解散を希望する声が出ていることから、今後の役員会や総会を通じて、今後の在り方について検討していきたい。
・地域に根差した活動と住民と協力しあえる活動
・老人たちが参加して楽しかったと思える事業（例：グラウンドゴルフ大会）

③地域福祉について

1) 羽後町の地域福祉の現状について

町の取組については一定の評価を得ているものの、高齢化の進展や社会変化への対応など、現状は厳しい状況が続いているという認識もみられました。

回 答
・活動は多種多様で様々であるが、それぞれが横のつながりをもっていないで独立している。
・急速な社会変化に対応し、何とか持ちこたえている。
・公的な福祉サービスだけでは、解決が難しいことがたくさんあり、生活している所にいる周囲の人々の協力、声かけ、見守り等が解決の糸口になることも多いと思うが、地域住民のつながりが薄い現在では、一層解決が困難になっているのではと思う。
・隅々まで行き届いているとはなかなか難しい事だが、様々なニーズに対応した試みを積極的に行っていると思う。
・介護士、看護師のなり手不足
・食事・栄養の側面から申し上げれば、羽後町の高齢者世帯は、いわゆる「買い物難民」に当てはまる世帯が多く、食へのアクセスが悪いだけでなく、食事や栄養についての正しい知識や情報も入手しづらく、栄養状態の悪化を招き「低栄養」に陥るリスクも高いと思われる。単に「1日3食食べているから大丈夫」ではなく、必要な支援や専門職の介入につなげることも含めた食環境の整備が必要だと考える。
・高齢化が進んでいるように感じる。各種福祉活動等について、若者が加わっている印象が少ない。
・何とか取り組んでいるが、もっとやらなければならないことが多い。専門職を雇用し、地域福祉のレベルを高める必要がある。
・良くやっていると思う

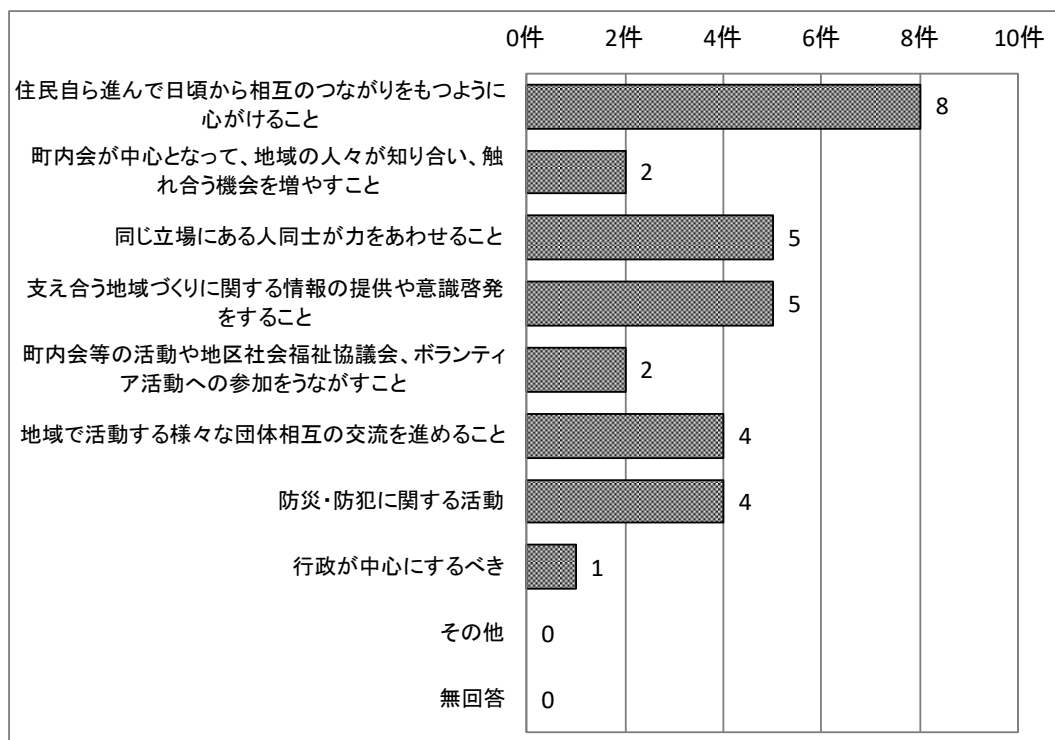
2) 地域に不足しているものについて

地域に不足しているものとしては、人材についての指摘が多くなっていましたが、同時に地域の人々の地域福祉への関心・意欲との回答もみられます。

回 答
・担い手不足が感じられる。また、情報をキャッチしにくい人に対してどのようにして地域の取組を知ってもらえるのか、その手段。
・マンパワー
・地域住民のつながり
・広い町域に点在する高齢者世帯の支援策を色々と講じていると思う。しかし、すべてのニーズに応えることは限界がある。地域での支えあい、助け合う、地域で解決する力がもっと必要であると思う。
・介護士、看護師のなり手不足
・行政、企業、医療、福祉団体及び施設、さらに各種団体の垣根をこえた連携。垣根をこえて活躍できる人材。(フリーランスの専門職やそのような働き方を支援する制度)
・他人への関心
・専門員、医療機関等との連携
・住民の意欲

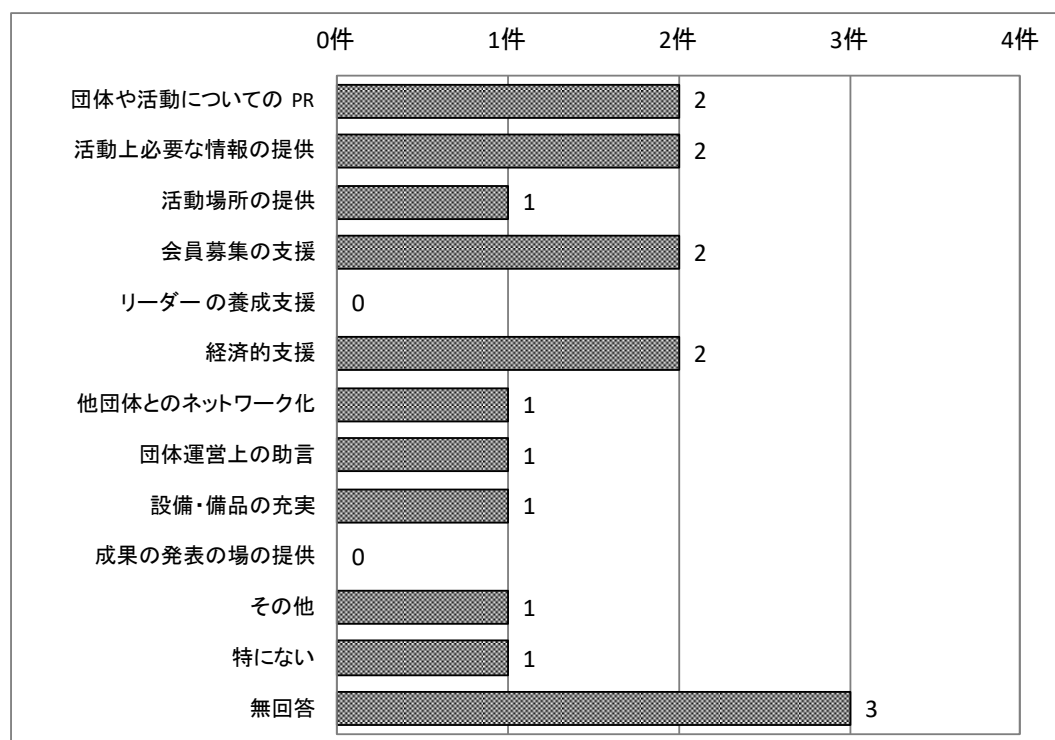
④地域の福祉を進めるために必要なこと

地域の福祉を進めるために必要なこととしては、「住民自ら進んで日頃から相互のつながりをもつように心がけること」が最も多く、次いで「同じ立場にある人同士が力をあわせること」「支え合う地域づくりに関する情報の提供や意識啓発をすること」が多くなっています。



⑤活動していく上で、町に望むこと

活動していく上で、町に望むことについては、「団体や活動についてのPR」「活動上必要な情報の提供」「会員募集の支援」「経済的支援」が複数の団体で挙げられていました。



回 答
・運営に関する助言、財政面の援助
・インターネットを活用したPR、ホームページの充実。職員採用にしても施設の利用にしても全国どこからでも情報を得ることのできるネット活用が是非必要だ。
・介護士、看護師の育成、助成

羽後町
第2期地域福祉計画・第5期地域福祉活動計画

令和6年3月

編集・発行	羽後町健康福祉課・羽後町社会福祉協議会
	羽後町健康福祉課 〒012-1131 秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字中野 177 T E L : 0183-62-2111
	羽後町社会福祉協議会 〒012-1103 秋田県雄勝郡羽後町林崎字五林坂 21-1 T E L : 0183-62-5312、0183-62-5313